

Ⅱ 震災対策編

第2部 災害応急対策計画

第1章 応急活動態勢	1
第2章 情報の収集・伝達	19
第3章 災害救助	34
第4章 応援・受援体制の整備	39
第5章 警備・交通規制	46
第6章 緊急輸送	50
第7章 消防・危険物対策	53
第8章 救助・救急	59
第9章 医療救護対策	60
第10章 避難者対策	73
第11章 救援センター、福祉救援センター、 補助救援センター	83
第12章 帰宅困難者対策	94
第13章 備蓄物資・物流対策	100
第14章 ごみ・し尿・災害廃棄物処理	107
第15章 遺体の取り扱い	112
第16章 ライフライン施設の応急対策	119
第17章 公共施設等の応急対策	126
第18章 応急住宅対策	135
第19章 教育・保育の応急対策	139
第20章 罹災証明書の発行	144

第 1 章 応 急 活 動 態 勢

第 1 節 基本方針

災害の発生または発生の恐れがある場合、区、防災関係機関及び区民は応急対策に取り組み、被害を最小限にとどめる必要がある。

そのため、区及び防災関係機関は、相互に密接な協力体制を構築し、災害の拡大防止や救護救援活動が的確かつ迅速に実施できるようにしなければならない。また、必要に応じて、都知事に災害救助法の適用を要請するなど応急対策に全力で取り組む。

第 2 節 豊島区災害対策本部の組織・運営【総務部】

第 1 区災害対策本部の設置

- 区長は、豊島区において震度 5 弱以上の地震が発生した場合、または区の地域に大規模な災害が発生、その恐れがある場合に災害対策本部を設置する。
- 災害対策本部は、豊島区本庁舎 5 階の会議室 507 から 510 に設置し、「災害対策本部」の表示を掲げる。ただし、災害の状況によっては、他の場所に設置することができる。

第 2 設置の通知等

1 設置の通知及び区民への周知

- 本部長は、豊島区において震度 5 弱以上の地震が発生した場合または災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 1 条に規定する程度以上の災害が発生、その恐れがある場合において災害対策本部を設置したときは、直ちに、下記に対して設置を通知する。
 - (1) 区の全ての部局の長
 - (2) 東京都知事
 - (3) 区内防災関係機関の災害対策責任者
 - (4) 防災会議委員
 - (5) 隣接区の区長
- また、本部長は、設置を通知する際、同時に報道機関へ発表するとともに、区民に対して周知する。

2 災害救助法の適用申請

- 本部長は、災害対策本部を設置したときは、被害状況に応じて、都知事に災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を申請する。

3 区職員への周知

- 区の各部局の長は、区災害対策本部設置の通知を受けたときは、所属職員に対して周知する。

第3 区災害対策本部の廃止

- 本部長は、災害が発生する恐れが解消したと認めるとき、または災害に係る応急対策が概ね完了したと認めるときは、災害対策本部会議の審議を経て、本部を廃止する。
- 災害対策本部を廃止したときは、設置に準じて関係者に通知する。

第4 区災害対策本部の組織・運営

1 組織

(1) 本部・本部長室

- 本部は、本部長室及び各部をもって構成する。
- 本部長室は、本部長、副本部長、危機管理監及び本部員をもって構成する。
- 各部には、課、地域本部及び班等を置く。

(2) 副本部長・危機管理監

- 副本部長は、副区長及び教育委員会教育長（以下、「教育長」という。）の職にある者をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 副本部長が本部長の職務を代理する場合は、副区長、教育長の順序とする。なお、副区長の順位は、豊島区長の職務を代理する副区長の順序を定める規則による。
- 危機管理監は、災対各部を統括して、災害応急対策に係る情報の収集及び分析、対応策の立案、各部局に対する助言、指導及び総合調整、関係機関との連携等の業務を統括する。

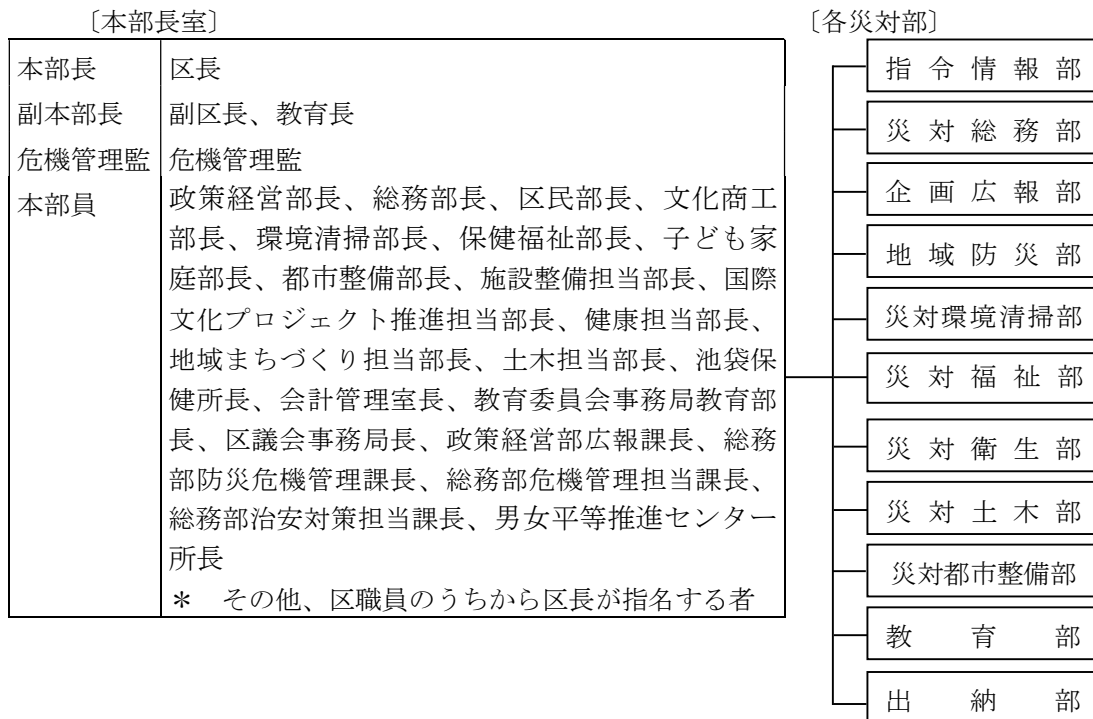
(3) 本部員

- 本部員は、豊島区組織規則（昭和49年豊島区規則条例第2号）第8条第1項に規定する部長、同条第2項に規定する担当部長（管理監を除く。）、池袋保健所長、会計管理室長、教育委員会事務局教育部長、区議会事務局長、政策経営部広報課長、総務部防災危機管理課長、総務部危機管理担当課長、総務部治安対策担当課長及び男女平等推進センター所長の職にある者をもって充てる。
- 以上の者の他、本部長は、必要があると認めたときは、区職員のうちから本部員を指名することができる。

2 区本部の組織及び分掌事務

【参照：豊島区災害対策本部運営要綱(資料編 V 例規等p.28)】

3 組織図



第5 区災害対策本部の設置及び配備態勢

1 災害対策本部の設置基準

- 本部長は、災害が発生したとき、または、そのおそれがある場合、災害対策本部を設置することができる。
- 豊島区の地域において震度5弱以上の地震が発生したときは、自動的に災害対策本部を設置する。

2 夜間休日等の配備態勢

- 夜間休日等の勤務時間外に、豊島区の地域において震度5弱以上の地震が発生したときは、災害対策本部が設置されたものとして、職員は自動参集しなければならない。
- 震度5弱又は5強で緊急配備態勢、震度6弱以上で全員配備態勢が発令されたものとする。

3 勤務時間内の配備態勢

- 本部長は、災害の状況等に応じて、夜間休日等の配備態勢を基本に、その都度、必要な配備態勢を決定する。

配備態勢の種別及び参集職員

種 別	発令時期	態勢及び参集職員
初動態勢	①震度4（*） ②本部長が必要と認めたとき	○ 災害の拡大を防止するために必要な準備を開始し、関係機関からの情報収集や区民への情報伝達を実施する態勢。 ○ 災害の状況等に応じて、緊急配備態勢を発令。 <参集職員> 防災危機管理課職員、災害対策要員、その他指名された職員
緊急配備態勢	①震度5弱又は5強（*） ②本部長が必要と認めたとき	○ 救援センターの開設を視野に入れ、情報の収集・伝達、社会混乱の防止及び被災者の救援・救護活動、被害の拡大防止を実施する態勢。 ○ 豊島区本庁舎から居住地まで直線距離で15km以内の職員は、指定された災害対策に従事。 ○ 災害の状況等に応じて、全員配備態勢及び業務継続計画を発令。 <参集職員> 防災危機管理課職員、災害対策要員、防災危機管理課兼務職員、管理職、緊急配備職員（救援センター配備職員、専門業務従事職員災害広報・情報通信対策要員、施設所管課職員、その他業務従事職員） <従事業務> 災害対策本部の開設、災害情報の収集・伝達、救援センター開設準備・開設、帰宅困難者対策等
全員配備態勢	①震度6弱（*） ②本部長が必要と認めたとき	○ 緊急配備態勢を強化し、区の全力をもって対処する態勢で、自動的に業務継続計画を発動する。 <参集職員> 全職員 <従事業務> 緊急配備態勢の業務、非常時優先業務等

* 豊島区の地域における震度

3 東海地震警戒配備態勢

- 勤務時間外に東海地震警戒宣言又は予知情報が発せられたときは、東海地震警戒配備態勢が発令されたものとして、事前に指定された職員は自動的に参集しなければならない。

4 配備態勢に基づく事前対策

- 通常の行政組織における部長は、毎年度の当初に各配備態勢において配備すべき職員を指名し、配備態勢別職員動員表を作成して、防災危機管理課に提出する。
- また、自身が被災するなど部局長が欠けた場合に備えて、各部局長を代理する職員及び

順序をあらかじめ指定し、部局職員に周知徹底しなければならない。

第6 防災拠点の整備

- 区全体の防災拠点として、豊島区本庁舎及びとしまみどりの防災公園を位置づける。
- 豊島区本庁舎は、防災対策及び復旧・復興の司令塔として、災害発生時には災害対策本部、震災復興本部の機能を最優先して確保する。
- としまみどりの防災公園は、災害発生後の段階に応じて、木造住宅密集地域からの避難場所、帰宅困難者の一時待機場所、隣接する市街地整備区域と連携した一時滞在施設、区全体の物流拠点などの機能を担う。
- 今後、豊島区本庁舎ととしまみどりの防災公園の連携を強化し、防災拠点としての機能を高めていく。

第7 地域本部の設置

1 地域本部の設置

- 区は、応急対策の指令塔となる地域本部について、区立小中学校等12箇所を指定し、災害時の情報収集や救援センターの開設などを実施する。
- 地域本部は、災害対策本部や地域内の救援センターとの連絡調整機能を確保するため、移動系防災無線に加えて、新たに地域系防災無線の配備など必要な防災機能を整備していく。
- 地域本部の設置期間は、発災日から7日間とし、原則として、それ以降は地域防災部管理課において業務を引き継ぐ。

【参照：豊島区災害対策本部地域防災部 地域本部一覧(資料編Ⅱ 震災対策編第2部p.1)】

2 地域本部長、地域本部長補佐の任命

- 区長は、災害対策本部や地域内の救援センターとの連絡調整を担い、地域本部の所管事務を総括する地域本部長、地域本部長補佐(以下、「地域本部長等」という。)を管理職及び管理職心得(以下、「管理職等」という。)から任命する。
- 地域本部長等の任命期間は、発災前から発災後7日間とし、原則として、それ以降は地域防災部管理課において業務を引き継ぐ。
- 発災直後からの迅速な緊急応急対策を実施するため、地域本部長等の任命基準は下記のとおりとする。

<地域本部長等の任命基準：すべてに該当する者から任命>

- 区内、隣接区及び豊島区本庁舎から直線距離で10km以内に居住している者
- 災害対策本部員以外の者
- 震災復興準備室及び震災復興本部員以外の者
- 医師、保健師、土木造園、建築の専門職種以外の者
- 業務継続計画で示された発災後3日(フェーズ3)までの非常時優先業務の実施に支障がない者

* その他、区長は必要と認める者を任命することができる

第8 救援センターの整備

1 救援センターの整備

- 区は、全区立小中学校等を避難所となる救援センターとして指定し、被災者の救援救護活動を実施するため、防災行政無線及び小型消火ポンプ（D1級）等の他、資器材や医薬品等の整備を進めている。
- 区は、災害時に救援センターの機能が効果的に発揮できるよう、防災関係機関、区医師会等の民間協力団体及び地域防災組織が参加し、一体となった総合防災訓練を実施する。
- 区は、被災者の救援・救護活動を円滑かつ迅速に実施するため救援センターを開設する。

2 救援センター開設の時期・期間

- 救援センターは、区内で震度5強以上の地震が発生または予知されて要收容救護者が多数見込まれる場合に区長が指示したとき、もしくは避難の勧告または指示が発令されたときに災害対策本部の指示により開設し、原則として、開設期間は発災後7日間とする。
- 救援センターは、救援センター運営調整会議のもと、避難者による運営を基本とし、学校や他自治体等からの応援職員、ボランティアを中心に区を含めた関係機関が支援する。

3 救援センター配備職員

- 区長は、救援・救護活動が必要と見込まれる場合、あらかじめ救援センター配備職員を指定し、災害時に地域本部、救援センター等に派遣する。
- 救援センター配備職員の指定基準は、居住地から豊島区本庁舎までの直線距離が1.5km以内の者とする。
- 区立小中学校において、災害対策本部教育部学校班所属の緊急配備態勢指定職員は、各自所属の学校へ出動する。

4 教育部学校班職員の派遣・任務

- 教育部学校班の職員は、学校長の指揮のもと、次の業務を実施する。
 - ・ 学校施設の被害状況の調査・点検を行い、その結果を所管の地域本部へ報告する。
 - ・ 校門・扉等の解錠と資器材格納庫の解錠、被災者の受け入れ準備を行う。
 - ・ 地域本部から派遣される職員との協力体制を確立する。
- 各救援センターに派遣された職員は、学校長又は指定管理者の責任者と施設の利用について連絡をとり、十分な保全管理にあたり、次の業務を実施する。
 - ・ 近隣に火災発生ときは、延焼を防止するため、地域防災組織及び学校班又は指定管理者の協力を得て、初期消火活動にあたる。
 - ・ 收容者の受付に関すること。（地域防災組織の協力を得て、適当な人員をもって班を編成し、班長を定め班ごとに体育館・教室等へ收容する。）
 - ・ 給食・給水及び生活必需品の受払に関すること。
 - ・ 情報の収集・伝達に関すること。（災害対策本部及び地域本部からの有線、無線、伝令等による指示を受信伝達し、地域の情報や被害状況を収集連絡する。なお、センターでの広報無線は、原則として、災害対策本部から直接、本部指令及び災害広報を送信するが、局地放送を必要とする場合は、本部の了解を得て運用する。）
 - ・ 医療救護活動の協力に関すること。
 - ・ 女性の視点等への配慮など救援センターの適正な運営の確保に関すること。

第9 災害対策要員の指定

1 災害対策要員の指定

- 区は、夜間休日等の勤務時間外において、応急対策の実施及び災害対策本部の設置にあたり、本部長室及び地域本部・救援センターの開設支援などの人員を確保するため、業務遂行に必要な職員を区内に居住させて、災害対策本部直属の要員として位置づけている。

2 災害対策本部での業務

- (1) 災害対策本部設置の準備
- (2) 防災関係機関、協力団体との連絡
- (3) 地域本部との連絡

3 地域本部での業務

- (1) 地域本部設置の準備（校門、資器材格納庫等の開錠、無線の準備等）の支援
- (2) 地域本部長・地域本部長補佐及び庶務班と連携した地域本部の運営の支援

4 救援センターにおける業務

- (1) 救援センター開設の準備（校門、資器材格納庫等の開錠、無線の準備等）の支援
- (2) 救援センターに派遣された職員、学校班と連携した救援センターの運営

5 物流拠点での積み下ろし業務及び配分業務

第10 現地連絡調整所長及び帰宅困難者対策要員の指定

1 現地連絡調整所長の任命

- 区長は、現地連絡調整所の事務を統括する現地連絡調整所長を管理職等から任命する。
- 現地連絡調整所長の任命基準は、地域本部長等と同様とする。
- 池袋駅現地連絡調整所長の任命期間は、発災前から発災後3日間とし、原則として、それ以降は指令情報部指令情報課において業務を引き継ぐ。

2 帰宅困難者対策要員の指定

- 区長は、多数の帰宅困難者が発生した際に、帰宅困難者対策拠点の開設・運営、備蓄物資の運搬・配分等の業務に従事する職員として、緊急配備態勢指定職員の中から帰宅困難者対策要員を指定する。
- 帰宅困難者対策要員は、現地連絡調整所長の指示により、その他必要な業務に従事する。

3 参集時期

- (1) 夜間休日等の勤務時間外において、災害や大規模停電等により交通機関が停止し、駅周辺の混乱が相当程度予測される場合または震度5弱以上の地震が発生した場合に、本部長の指示により災害対策本部に参集
- (2) 夜間休日等の勤務時間外において、震度5強以上の地震が発生したときには、本部長の指示があったものとして災害対策本部に参集
- (3) その他、本部長が必要と認めたとき

4 業務内容

- (1) 現地連絡調整所、情報提供ステーション、備蓄物資集積・配分所、一時滞在施設の開設・運営
- (2) 備蓄物資集積・配分所にて物資の受領・集積・配布
- (3) 滞留者や帰宅困難者の案内・誘導

【参照：第2部 第12章 第3節 第3 対策拠点の整備】

第1.1 災害広報・情報通信対策要員の指定

- 災害対策本部における広報及び情報通信の機能を確保するため、企画広報部（広報課、情報管理課）の職員のうち、あらかじめ災害広報・情報通信対策要員として指定する。
- 災害広報・情報通信対策要員は、災害発生時とともに、平常時から災害時のマニュアルの作成や防災訓練に参加し、災害時の対応力を高めておく。

第1.2 災害対策兼務職員の指定

- 災害対策本部における人員を確保するため、防災危機管理課の勤務経験がある職員の中から、あらかじめ兼務発令し、災害対策本部における業務及びその他本部が命じる業務に従事させる。

第1.3 会計年度任用職員等の活用

- 災害時における救援センター及び災害対策各部の機能、業務を補強するため、会計年度任用職員の活用を図る。

第1.4 都本部への職員派遣

- 区は、都の災害対策本部が開設された場合、本部長室の事務に協力するため、都本部へ職員を派遣する。そのため、区は、発災時等の都本部派遣職員を事前に定めておく。

第1.5 東京都防災センターとの連携

- 東京都防災センターは、東京都を中核とする防災機関の情報連絡、情報分析及び災害対策の審議、決定、指示を行う中枢の施設である。区は、東京都防災センターの通信室と情報交換を図り、連携を強化する。

第1.6 オープンスペースの使用調整

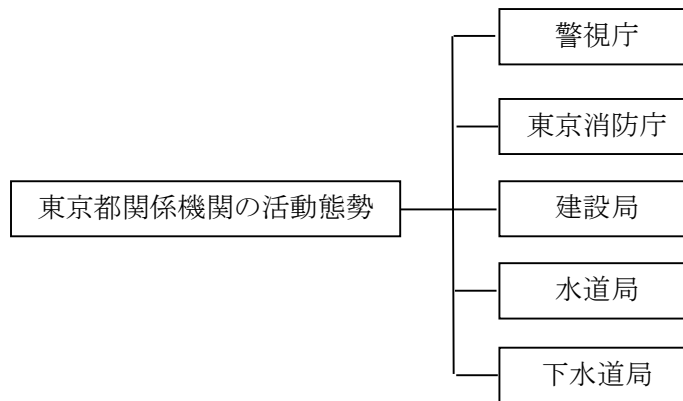
- 地震が発生した場合、応急活動を効果的に展開するために重要なオープンスペースの使用については、必要に応じて、都と調整し、使用にあたっての利用要望を都に提出する。

【参照：豊島区における災害時利用可能なオープンスペース一覧(資料編 II 震災対策編第2部 p. 2)】

第3節 東京都関係機関の活動態勢

【警視庁・東京消防庁・都建設局・都水道局・都下水道局】

- 東京都関係機関は、区の地域に災害が発生または発生の恐れがある場合、法令及び都地域防災計画並びに区地域防災計画の規定に基づき、災害応急対策を実施するとともに、区、指定公共機関及び指定地方公共機関が処理する災害応急対策の実施を援助する。



第1 警視庁

警視庁第五方面本部

警 備 本部長	幕僚長	幕 僚		任 務 分 担
		区 分	担 当 者	
本部長 伝 令	副本部長 伝 令	実 施	警 備 担 当 管 理 官	(1) 部隊人員の掌握に関する事 (2) 警備部隊の指揮運用に関する事 (3) 情報の収集処理に関する事 (4) 報告連絡に関する事 (5) 警備記録に関する事 (6) 災害対策本部との相互協力に関する事
		交 通	交 通 担 当 管 理 官	(1) 交通実態の把握に関する事 (2) 交通規制等の調整に関する事 (3) 主要道路の応急復旧に関する事
		庶 務	総 務 担 当 管 理 官	(1) 装備、補給に関する事 (2) 広報に関する事 (3) 部隊輸送に関する事
		捜 査	刑 事 担 当 管 理 官	(1) 治安体制の状況掌握に関する事 (2) 現場警備本部との連絡に関する事 (3) その他特命事項に関する事

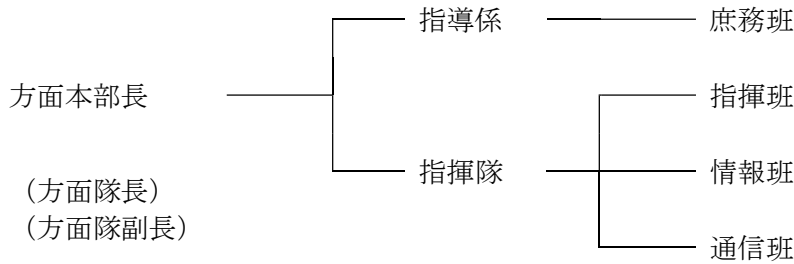
警察署（池袋・巣鴨・目白）

現場警備 本部長	現場警備 幕僚長	幕 僚		任 務 分 担
		区 分	担 当 者	
署 長 伝 令 1名	副署長 伝 令 1名	実施幕僚	警 備 課 長 又は 同課長代理以下 3名	(1) 警備実施の指揮命令 (2) 応援部隊の要請運用 (3) 警備実施記録 (4) 被害状況の調査把握と報告連絡
		交通幕僚	交 通 課 長 又は 同課長代理以下 4名	(1) 警戒区域の設定 (2) 交通規制 (3) 部隊の輸送 (4) 負傷者の輸送 (5) 交通広報
		捜査幕僚 組織犯罪 対策幕僚	刑事課長・組織 犯罪対策課長 又は 同課長代理以下 5名	(1) 犯罪情報の収集 (2) 現場捜査活動 (3) 採証活動 (4) 遺体の見分（検視） (5) 被疑者の検挙
		生活安全 幕僚	生活安全課長 又は 同課長代理以下 3名	(1) 被災者相談 (2) 行方不明者の捜索・手配 (3) 広報の連絡調整
		警防幕僚	警 務 課 長 又は 同課長代理以下 4名	(1) 通信・警備施設 (2) 装備・補給 (3) 報道関係者の接遇

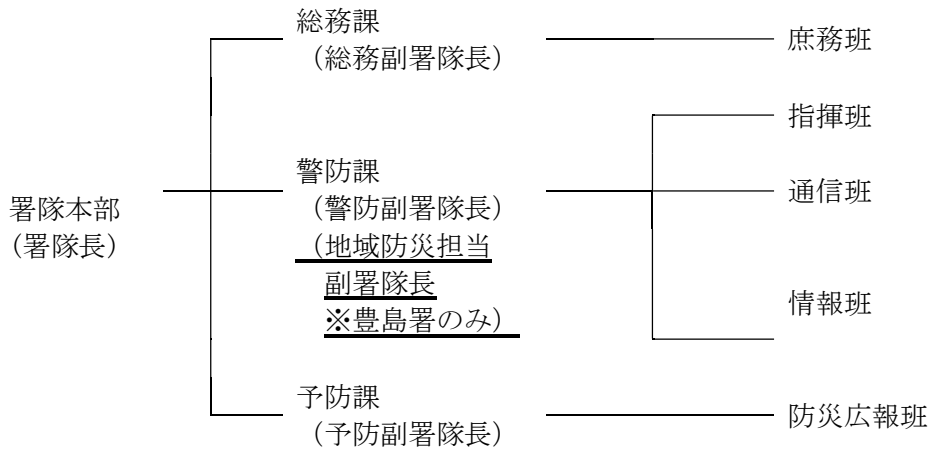
第2 東京消防庁

1 大震火災時

(1) 第五消防方面本部



(2) 消防署（豊島・池袋）



2 分掌事務

- (1) 火災その他の災害の予防、警戒及び消火活動に関すること。
- (2) 救急及び救助に関すること。
- (3) 危険物等の措置に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること。

消防団本部（豊島・池袋）

	担 当	震災時
団 長	各副団長	(1) 分団の指揮統制に関すること。 (2) 局面指揮に関すること。 (3) 消防署隊の指示及び命令伝達に関すること。 (4) 署隊本部との連携調整及び報告に関すること。 (5) 応援要請及び応援隊の派遣に関すること。 (6) 団員の参集状況の把握に関すること。 (7) 分団の活動状況の把握に関すること。 (8) 被害状況等の把握に関すること。 (9) 活動の記録に関すること。 (10) 団員及び家族の被害状況の把握と報告に関すること。 (11) 駆けつけ等による通報者等の対応に関すること。 (12) 団員の給食、給水等に関すること。 (13) 資機材等の調達に関すること。 (14) 特殊技能団員に関すること。 (15) その他庶務に関すること。
	団本部員	

消防団分団（豊島・池袋）

任務（班）別	震 災 時
各副分団長 分団本部員	(1) 署派遣員との連絡調整に関する事。 (2) 分団員の参集状況の把握に関する事。 (3) 分団区域内の被害状況の把握に関する事。 (4) 分団の指揮及び活動状況の把握に関する事。 (5) 団本部からの指示及び命令に関する事。 (6) 団本部への収集情報の報告に関する事。 (7) 被害状況に応じた任務班の再編成に関する事。 (8) 分団員の給食、給水等に関する事。 (9) 駆けつけ等による通報者等の対応に関する事。
消火班員	(1) 担当区域内の消火活動に関する事。 (2) 消防部隊と連携した消火活動に関する事。 (3) 延焼防止後における残火処理に関する事。 (4) 延焼阻止線(避難道路確保)の設定に関する事。 (5) 避難所の防護に関する事。 (6) 可搬ポンプの中継による遠距離送水に関する事。 (7) 消防水利への充水に関する事。 (8) 応援活動に関する事。 (9) 消防署所への警戒警備に関する事。 (10) 自主防災組織等の消火の指導に関する事。
消防隊応援班員	(1) 指定消防署所の応援活動に関する事。 (2) 消防署隊応援解除後、新たに付与された任務の遂行に関する事。
住民指導班員	(1) 警戒宣言発令時における、担当区域内の住民等の動向把握に関する事。 (2) 担当区域内を巡回し、出火防止及び初期消火の呼びかけ並びに指導に関する事。 (3) 災害に遭遇した場合の初期対応に関する事。 (4) 担当区域内の住民に対する広報に関する事。 (5) 救助、応急救護、傷者の搬送及び避難誘導に関する事。
情報収集班員	(1) 警戒宣言発令時における、担当区域内の住民等の動向把握に関する事。 (2) 担当区域内を巡回し、被害情報等の収集に関する事。 (3) 災害に遭遇した場合の初期対応に関する事。 (4) 火災及び救助事象の発見並びに通報に関する事。 (5) 団本部及び各任務班間の伝令に関する事。

第3 建設局

1 建設局の役割分担（分掌事務）

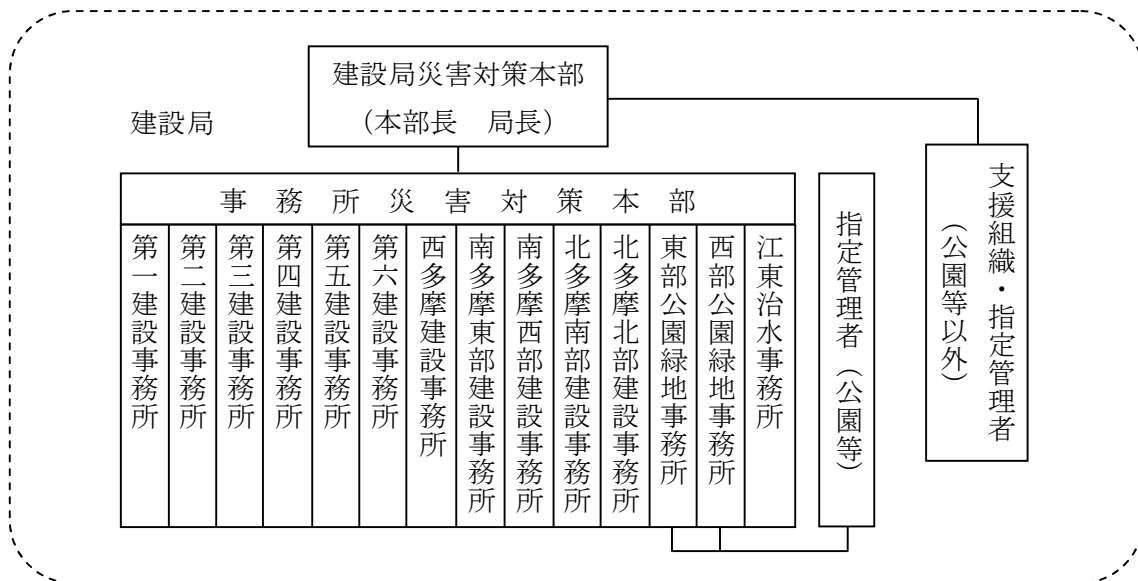
- (1) 都民の生命、財産を守る。
- (2) 緊急物資輸送を円滑にする。
 - ・緊急輸送ネットワークを確保
 - ・低地河川堤防、水門等の機能を確保
 - ・都立公園の防災拠点としての機能を確保 など

建設局の分掌事務（東京都地域防災計画より）

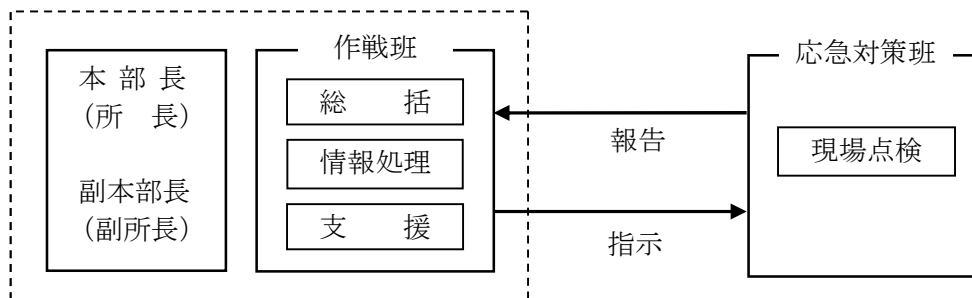
- 1 河川及び海岸堤の保全及び復旧に関すること
- 2 砂防、高潮防御及び排水場施設の保全及び復旧に関すること
- 3 道路及び橋梁の保全及び復旧に関すること
- 4 水防に関すること
- 5 河川における流木対策に関すること
- 6 河川、道路等における障害物の除去に関すること
- 7 都立公園等の保全及び震災時の利用に関すること

2 事務所災害対策本部態勢

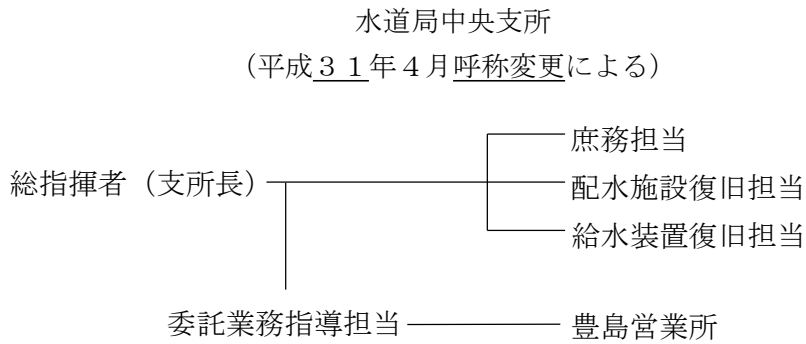
(1) 建設局災害対策本部



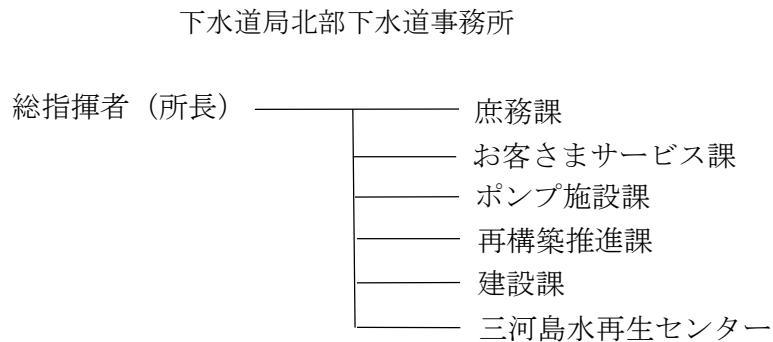
(2) 事務所災害対策本部



第4 水道局



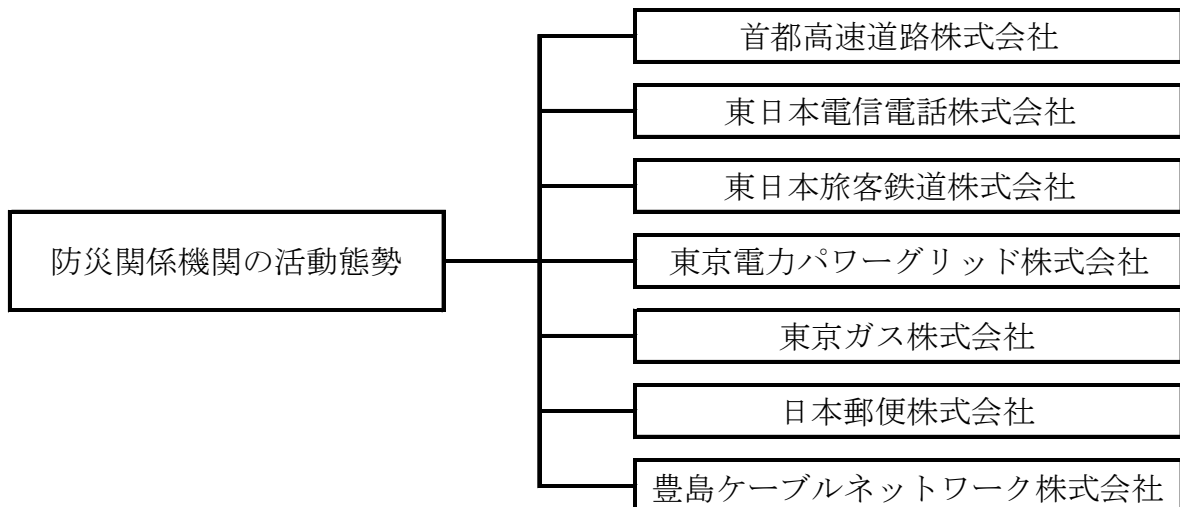
第5 下水道局



第4節 防災関係機関の活動態勢

【首都高速道路(株)・東日本電信電話(株)・東日本旅客鉄道(株)・東京ガス(株)・東京電力パワーグリッド(株)・日本郵便(株)・豊島ケーブルネットワーク(株)】

本節においては、防災関係機関の活動態勢について、必要な事項を定める。

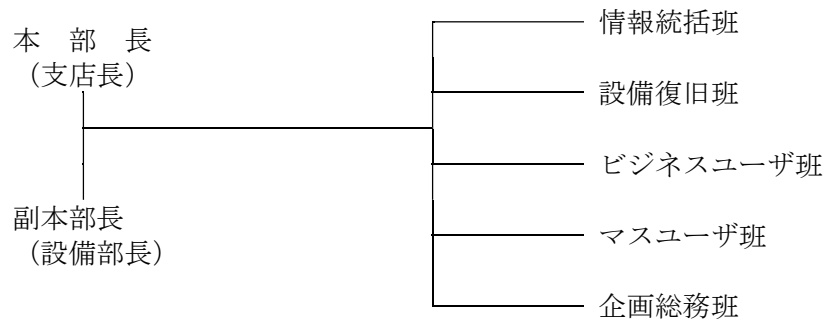


第1 首都高速道路株式会社

本社 災害対策本部 (災害対策指揮室)	1 首都高速道路の保全に関すること 2 首都高速道路の災害復旧に関すること 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること	
現 地 災 害 対 策 本 部	東東京管理局	1 各局が所掌する首都高速道路の応急補修工事の実施に関すること。
	西東京管理局	2 災害に伴う首都高速道路の交通管制に関すること。
	神奈川管理局	3 災害に伴う営業計画その他営業に関する必要な調整に関すること。
	東京建設局 神奈川建設局	各所掌区域に係る首都高速道路等の応急復旧工事の実施に関すること。

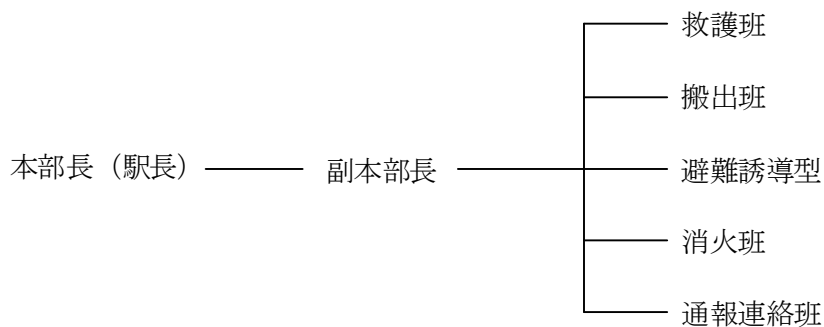
第2 東日本電信電話株式会社

NTT東日本（東京北支店）

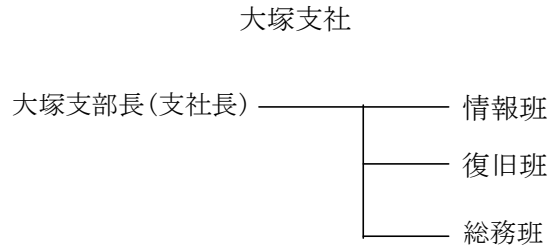


第3 東日本旅客鉄道株式会社

東日本旅客鉄道株式会社（池袋・大塚）

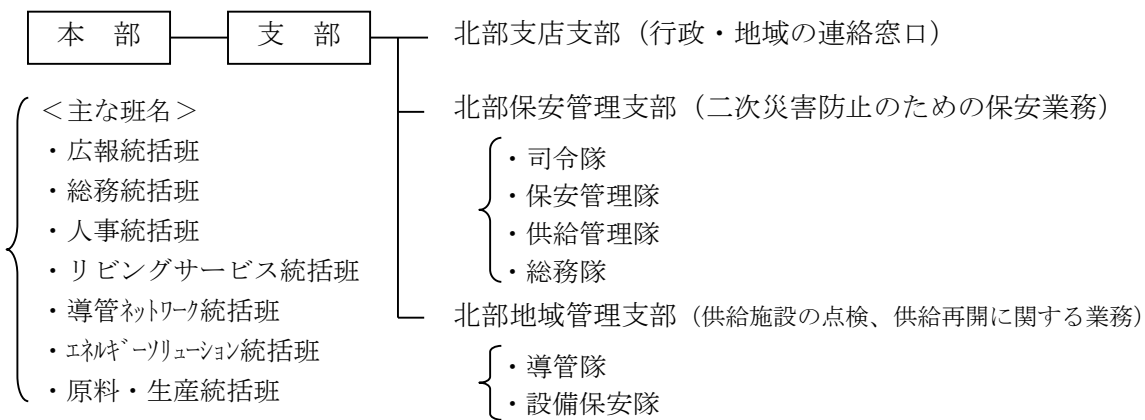


第4 東京電力パワーグリッド株式会社



第5 東京ガス株式会社

初動時における活動態勢



* 発災時においては、本部・支部が連携を図り、二次災害発生の防止に努める。

第6 日本郵便株式会社

1 活動方針

(1) 非常災害応急対策

- 災害が発生または発生する恐れがある場合は、として、次に掲げる業務を実施する。
 - ・ 被害状況等の情報収集・周知連絡及び広報活動
 - ・ 郵便・為替貯金・簡易保険の各業務運行の確保
 - ・ 要員配置・被災職員の援護等
 - ・ 応急用事務品の調達、輸送災害応急対策等
 - ・ 被災した郵便局舎・設備等の復旧
 - ・ その他

(2) 職員の動向

- 郵便局長は、災害が発生し、または発生する恐れがある場合に備え、所属職員の一部、または全部の者が防災に関する措置にあたるよう配備計画等を立て、動員順位等を定めておく。

(3) 情報連絡等連携の確保

- 郵便局は、災害時における必要の対応を円滑に遂行するため、「豊島区と郵便局との災害時における相互協力に関する協定」に基づき、豊島区との間において情報連絡等緊密な連携の確保に努める。

2 活動内容

(1) 基本方針

- 被災地における郵便の運送、集配の確保又は、早期回復を図るため、災害の態様と規模に応じて、運送集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時運送便、臨時集配便の開設等適宜の応急措置を講ずる。
- 被災地における郵便局のお客様に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局は仮局舎施設による窓口業務の迅速な再開、移動郵便局車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

(2) 具体的対応

災害が発生した場合、災害の態様及び区民の被害状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取り扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

ア 郵便関係

(ア) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付

災害救助法が適用された場合、被災世帯1世帯あたり、はがき5枚及び郵便書簡1枚の範囲で無償交付する。

(イ) 被災者が差し出す郵便物の無償交付

被災救助法が適用された場合、被災者が出す手紙、はがき等の料金免除を実施する。

(ロ) 被災者あての救助用郵便物の料金免除

総務大臣が公示した場合は、被災者の援助を行う地方団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

(ハ) 利用の制限又は業務の停止

緊急郵便物の取り扱いを確保するため、郵便物の利用の制限又は業務の一部を停止することがある。

イ 為替貯金関係

(ア) 被災者の救援を目的とする寄付金送金のための郵便為替の料金免除

総務大臣が公示した場合は、被災者の援助を行う地方団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄付金送金のための郵便為替（通常払い込みで通常振替）の料金免除を実施する。

(イ) 為替貯金業務の非常取り扱い

被災地の郵便局において、郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の為替貯金業務について、一定の金額の範囲内で非常払出し及び非常貸付等を実施する。

(ロ) 災害ボランティア口座の開設

非常災害時におけるNGO活動を支援するため、郵便為替振替口座の預り金をNGOへ配分することを総務大臣に委託することができる。

ウ 簡易保険関係

被災地の郵便局において、保険金及び保険貸付金の非常即時払い、保険料の特別払込猶予等の非常取り扱いを実施する。

エ 郵便局所有車両の貸出

郵便局は、豊島区災害対策本部の要請に基づき、協議の上、郵便局の所有又は管理する車両（四輪車・自動二輪車・自転車等）を緊急連絡用車両として貸し出しを行う。

オ 郵便局施設の貸出

郵便局は、豊島区災害対策本部の要請に基づき、協議の上、郵便局の所有又は管理する施設（予備室・会議室等）を一時的に避難所、物資集積所等として貸し出しを行う。

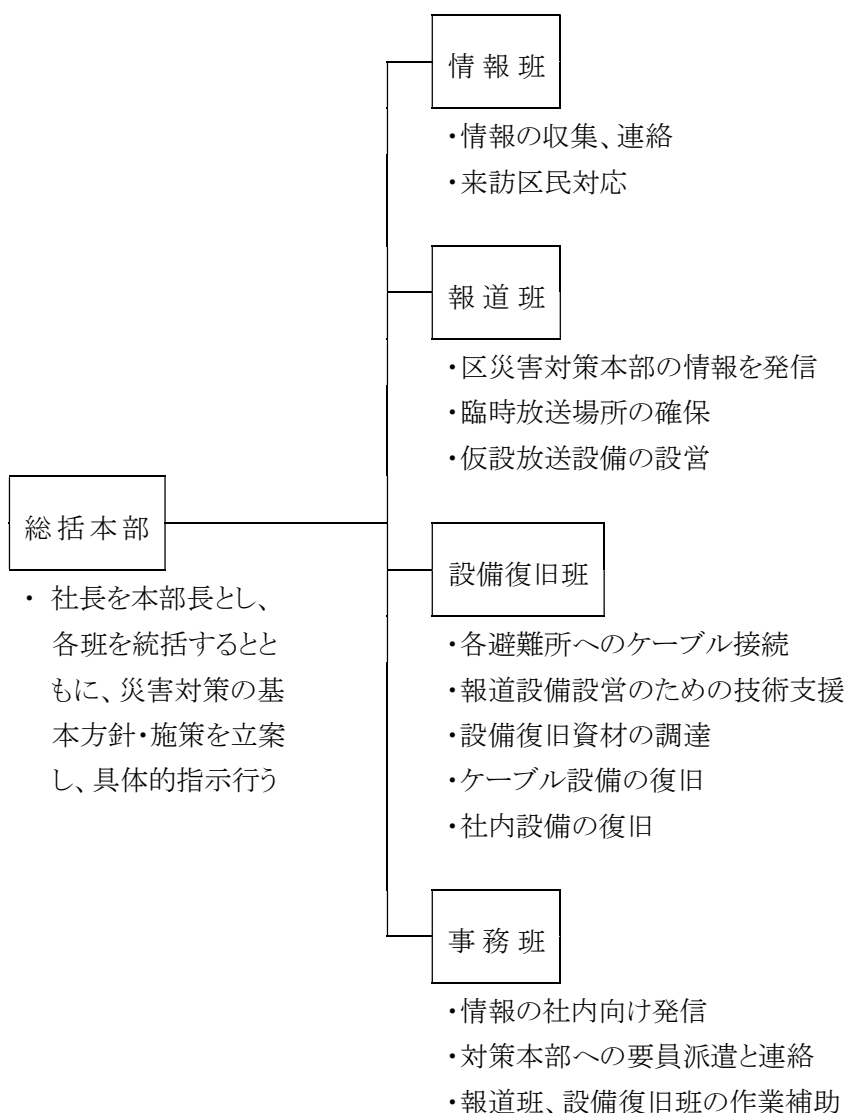
カ 臨時郵便差出箱の設置

郵便局は、豊島区災害対策本部の要請に基づき、協議の上、避難所等に臨時に郵便差出箱を設置する。

キ 安否確認

郵便局は、災害時における住民の安否については、豊島区との情報を密にして、可能な限り対応する。

第7 豊島ケーブルネットワーク株式会社



第 2 章 情報の収集・伝達

第 1 節 基本方針

災害時に、防災関係機関は連携して、迅速な情報の収集・伝達を実施し、区民等に対する適切な広報活動により、社会的な混乱を防止するとともに、迅速かつ的確な応急対策につなげる。

第 2 節 情報連絡体制 【総務部・都・東京消防庁】

第 1 通信連絡窓口

1 区災害対策本部の設置前

勤務時間内は、総務部（防災危機管理課）が担当し、夜間・休日等の勤務時間外においては、防災危機管理課災害対策要員が通信連絡にあたる。

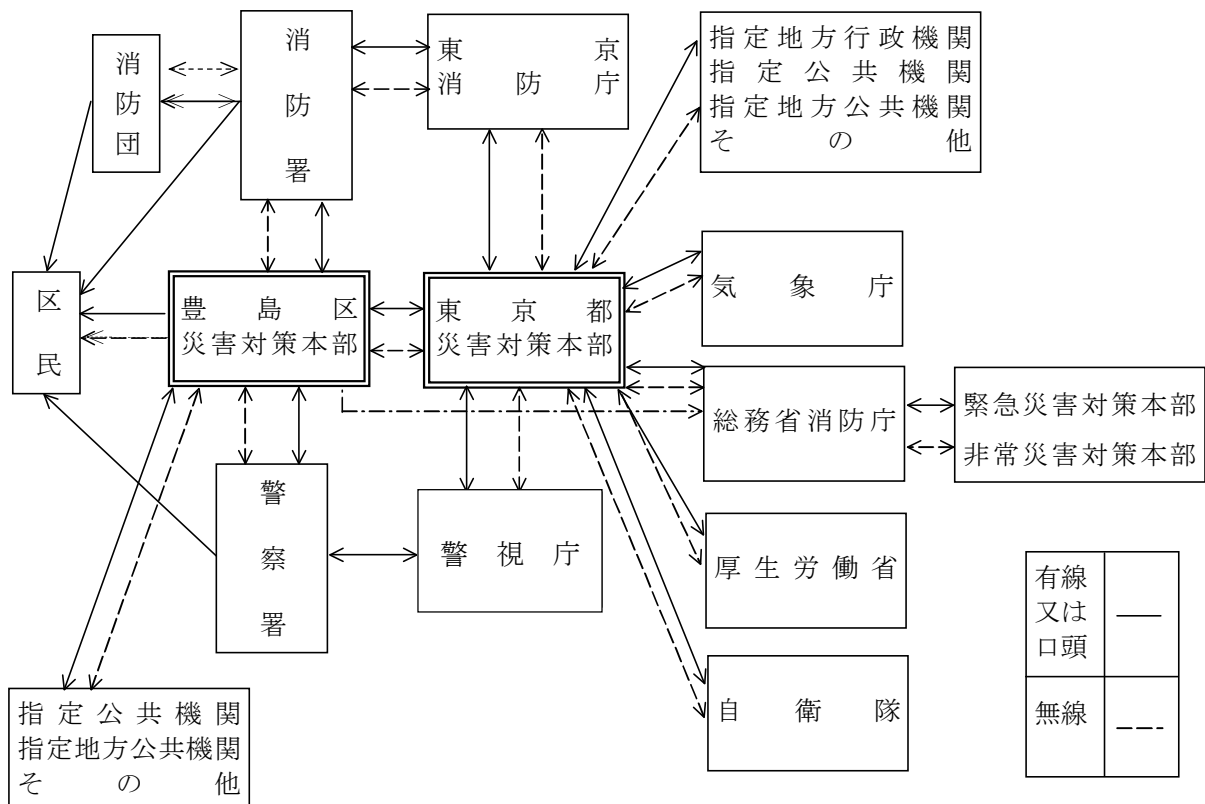
2 区災害対策本部の設置後

指令情報部が通信連絡にあたる。

3 連絡責任者の選定

情報の収集、伝達に関する直接の責任者として、総務部（防災危機管理課長）が指定する者を通信連絡責任者として選任する。

通信連絡の系統図



第2 情報連絡体制

1 区の役割

- 都本部に対して、都防災行政無線を使用し、直接、情報連絡する。
- 災害の状況により都本部に報告ができない場合、災害対策基本法に基づき、都庁第二本庁舎1階ホールに設置される政府の緊急災害現地対策本部または総務省消防庁等に対して、直接、情報連絡する。
- 地域防災行政無線またはその他の手段により、区内の各防災関係機関及びその他重要な施設の管理者等との間で通信を確保する。
- 震災に関する情報の収集・伝達を円滑に処理するため、区内の警察署、消防署、ライフライン機関等の協力を確保しておく。
- 緊急を要する通話を確保し、または有線通信の途絶に対処するため、災害時優先電話及び非常無線通信を活用するよう、NTT東日本及び各施設管理者の協力を確保しておく。

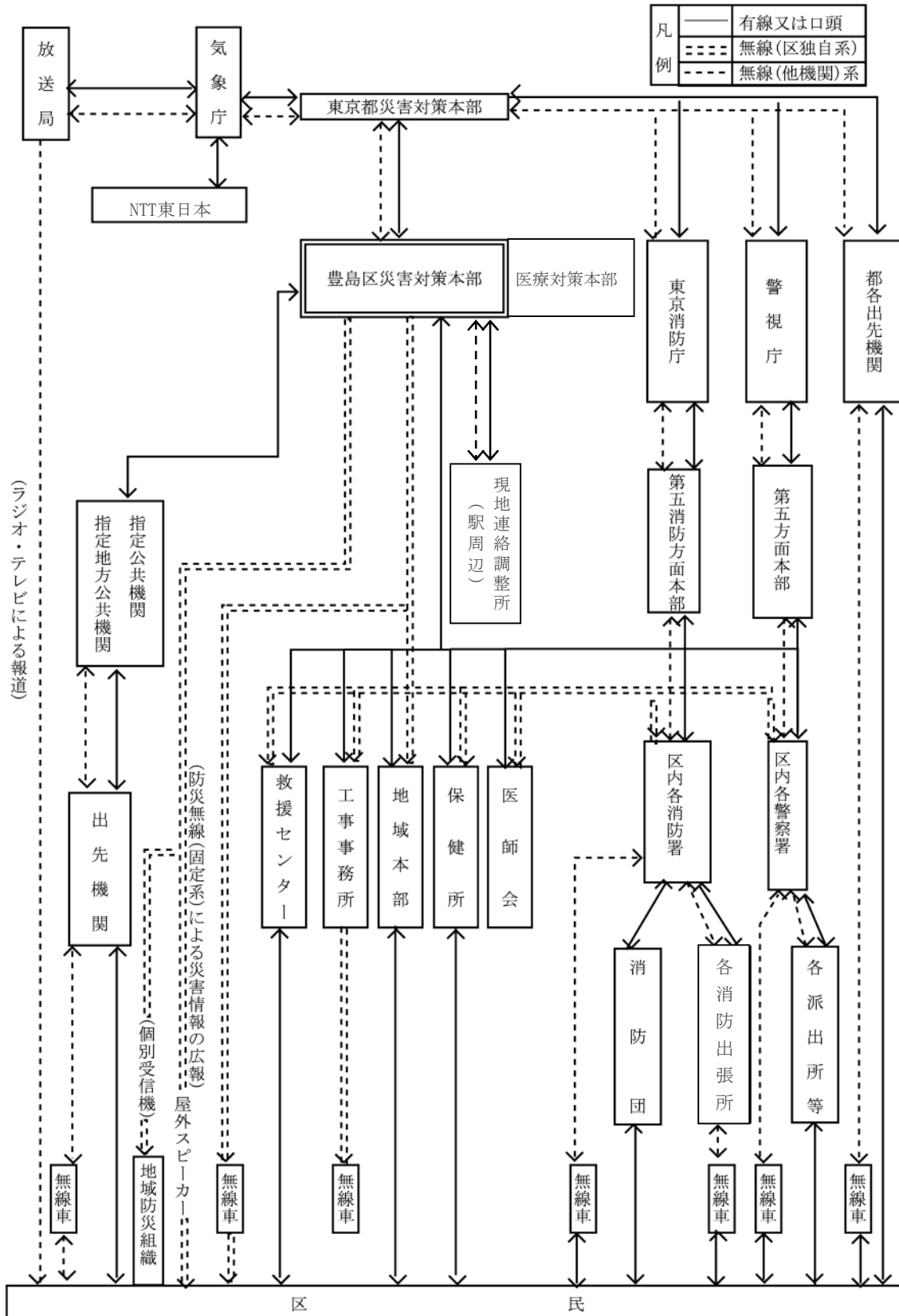
2 各機関の役割

機 関 名	内 容
都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都防災行政無線を基幹として、都各部局保有の無線、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、中央防災無線等の各種通信連絡手段を活用し、関係防災機関と情報連絡する。 ○ また、区の活動拠点に「現地機動班」を派遣し、被害状況等の情報収集や都災害対策本部との連絡調整を実施する。 <p>【参照：第4章 第2節 第1 2 現地機動班の受入】</p>
東京消防庁	消防救急デジタル無線、消防電話及び防災行政無線等により、警防本部、方面隊本部、他の署隊本部、消防団及び各防災関係機関等と情報連絡する。
その他の防災機関	それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信等により通信連絡する。

第3 連絡手段

- 地域住民への情報連絡には、原則的、固定の同報系や移動系の防災行政無線、FAX、システム端末及び画像端末を用いる。
【参照：固定系（同報系）無線屋外子局設置場所一覧(資料編 II 震災対策編第2部p. 6)、移動系無線局の配置先一覧(資料編 II 震災対策編第2部p. 8)】
- ライフラインや交通運輸等の生活関連機関との情報連絡体制を確保するため、地域防災無線の整備を進める。
【参照：豊島区防災行政無線設備(資料編 II 震災対策編第2部p. 13)】
- 区は、町会・自治会が要配慮者一人ひとりに適した手段や方法で、的確な情報の受取・提供ができるよう、連携して情報収集・提供態勢の構築に取り組む。
- 多様な手段・方法による情報収集・伝達、複数の通信経路の確保などに努めるとともに、情報の整理・発信等を効率的に行うための「統合化」、日常業務でも使用可能な「汎用化」を視野に入れた整備を進める。同時に、情報の収集、整理・分析、配信を確実に実施できる態勢を確保するため、総合防災システムの整備及び強化・充実を進める

豊島区災害対策本部を中心とする通信連絡系統（固定系・移動系）



第4 防災行政無線の整備等

1 地域防災無線

- 地域防災無線は、基地局と各所に配備している移動局で構成され、平常時30回線、災害時60回線で運用する。平成8年度から一部運用を開始し、平成12年度までに整備を完了した。また、平成23年3月には、防災無線のデジタル化を実施し、災害時の情報通信の高度化を図った。
- 移動系無線機の配備先は、災害時に連携する事業所への配備を図る。
- 電波の状況が不良な施設等には、無線を補完する対策を進め、確実な情報連絡を確保する。
- 区は、防災関係機関の協力のもと、無線の運用及び機能の維持・強化のための点検に努めるとともに、訓練等により習熟を図り、情報収集、伝達体制の確立を図る。

2 アマチュア無線

- 区は、豊島区アマチュア無線部の協力をはじめとして、災害時にはアマチュア無線との連携を図っていく。

第3節 警報及び注意報の発表・伝達

【総務部・都・警視庁・東京消防庁・NTT東日本・その他の防災機関】

第1 区の役割

1 一般的な災害原因に関する情報

- 区は、地象等災害原因に関する重要な情報を都・関係機関から通報を受けたとき、または区が自ら知ったときは、直ちに区内の防災関係機関、重要な施設の管理者、地域防災組織等に伝達するとともに、警察署、消防署等の協力を得て住民に周知する。

2 気象、地象等の予報・警報の伝達

- 区は、重要な注意報及び警報について、都、警察署又はNTT東日本からの通報を受けたとき、または自らその発令を知ったときは、直ちに区内の防災関係機関、重要な施設の管理者、地域防災組織等に伝達するとともに、警察署、消防署等の協力を得て、住民に周知する。

3 異常現象の通報

- 区は、災害が発生する恐れがある異常な現象について通報を受けたとき、または区が自ら知ったときは、直ちに都、警察、消防に通報する。

第2 各機関の役割

機 関 名	内 容
都	○ 都各局は、自ら収集した災害原因に関する情報を直ちに都総務局に通報するとともに、都総務局その他関係機関から通報を受けた重要な情報、警報及び注意報については直ちに所属機関に通報する。
警 視 庁	○ 警察署長は、異常現象を認知したとき、または異常現象を発見した者から通報を受けたときは、速やかに区に通報する。
東京消防庁	○ 地震による津波等の発生に関する一斉通報を受けたときは、区民に周知する。 ○ 地震に起因する水防に関する情報を得たときは、関係機関に通報するとともに、区民に周知する。
N T T 東日本	○ 気象業務法に基づいて、気象庁から埼玉メディアウェーブに伝達された各種警報は、区及び関係機関に通報する。 ○ 津波警報以外の警報の伝達は、FAXにより区に通報する。 ○ 津波警報の伝達は、FAXにより関係機関に通報する。 ○ 警報は全ての通信に優先して取り扱い、特に津波警報は他の警報に優先して取り扱う。津波警報（「津波警報解除」を除く）は15分、その他の警報は30分以内に通報する。
その他の防災機関	○ 都、気象庁、その他関係機関から通報を受けた重要な情報、注意報及び警報については直ちに所属機関に通報する。

第4節 緊急地震速報の活用 【総務部】

第1 緊急地震速報（*7）

緊急地震速報は、地震の発生を素早く検知し、震源や地震の規模、各地の震度等を短時間で推定し、地震による強い揺れが始まる数秒から数十秒前に、強い揺れが来ることを知らせることをめざした情報である。

第2 情報の利用

- 区は、気象庁が提供する「緊急地震速報」を活用し、地震発生時における危険回避のための対応力を高める。
- 区では、全国瞬時警報システム（J-ALERT）*を活用し、区民に対して迅速に情報提供する。
- 緊急地震速報に対する区民・事業者の理解を促進するため、広報・周知などを通じて対応力の向上を図る。
- 区は、テレビ・ラジオ、防災行政無線、施設の館内放送など、一般的に情報入手できる方法や施設を区民に周知する。

第5節 被害状況の調査・報告

【総務部・都・警視庁・東京消防庁・関東地方整備局・その他の防災関係機関】

第1 被害調査態勢

1 区

区は、区災害対策本部条例施行規則で定めた各部の所管業務に基づいて、被害状況の収集に努める。

【参照：被害調査の認定基準(資料編Ⅱ 震災対策編第2部p.14)】

(1) 区災害対策本部

- 各部からの報告をもとに、情報を取りまとめる。
- 警察署、消防署、防災関係機関等と連絡を密にし、被害状況の把握に遺漏がないように対処する。

(2) 地域本部

所管する救援センターからの報告をもとに、情報を取りまとめ、速やかに区災害対策本部に報告する。

(3) 救援センター

- センター運営調整会議、地域防災組織、又避難してきた住民等を通じて、地域や住民についての状況を把握する。
- 知り得た情報は、取りまとめて、速やかに地域本部に報告する。

(4) 現地連絡調整所

- 区職員及び池袋駅周辺混乱防止対策協議会の参加事業者から派遣される要員によって、東日本旅客鉄道株式会社池袋駅敷地内に開設し運営する。
- 駅周辺の災害情報を収集・整理し、区災害対策本部へ報告する。
- 区災害対策本部からの情報を駅周辺の各事業者に伝達する。

2 警察署、消防署

都災害対策本部の定めるところにより、被害状況の収集に努める。

3 相互連携

区、警察署、消防署は、互いに連絡を取り、被害状況の把握に遺漏がないように対処する。

4 防災関係機関

所管する業務に関する被害の収集に努める。

第2 被害状況の報告

1 区災害対策本部への報告

- 区本部の各部は、災害が発生してから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況、所管業務の活動状況等を取りまとめ総合防災システムにより区本部へ報告する。
- 総合防災システムにより報告できない場合は、指定の様式により報告する。

【参照：災害情報の収集伝達及び被害状況の収集結果報告等の様式(資料編Ⅱ 震災対策編第2部p.15)】

報告事項及び報告主管一覧

報告事項	報告項目	報告主管部	報告区分			備考
			速報	中間報告	決定報告	
気象状況	気象情報	指令情報部	○	○	○	速報は随時行う。
	水象情報	指令情報部	○	○	○	
被害状況	人家屋被害	地域防災部 災対都市整備部	○	○	○	
	医療施設被害	災対衛生部		○	○	
	商工業被害	地域防災部		○	○	
	公共土木施設被害	災対土木部	○	○	○	
	氾濫河川被害	災対土木部	○	○	○	
	教育施設被害	教育部		○	○	
	区有財産被害	災対総務部	○	○	○	
その他						
活動状況	動員職員数	各部	○	○	○	
	水防活動	災対土木部	○	○	○	
	避難収容状況	地域防災部	○	○	○	
	救助物資等給与状況	地域防災部		○	○	
	物資経理状況	災対総務部	○	○	○	
	その他					

2 都災害対策本部への報告

- 区は、災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等を次にとおり都に報告する。
- なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第53条に基づく被害状況の報告が都にできない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。

(1) 報告すべき事項

- ・ 災害の原因
- ・ 災害が発生した日時
- ・ 災害が発生した場所又は地域
- ・ 被害状況（被害の程度は、認定基準に基づき認定）
- ・ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
- ・ 害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- ・ その他必要な事項

(2) 報告の方法

原則として、災害情報システム（DIS）への入力による。ただし、データ端末の障害等により入力できない場合は、防災行政無線、電話、FAXなどあらゆる手段により報告する。

(3) 報告の種類・期限等

報告の種類	入力期限	入力画面
発災通知	即時	発災情報
被害措置概況速報	即時及び都が通知する期限内	災害総括、被害情報、措置情報
要請通知	即時	要請情報
確定報	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内
	各種確定報告	同上
災害年報	4月20日	災害総括

(4) 災害救助法に基づく報告

災害救助法に基づく報告については、第3章の規定による。

第3 各機関の調査・報告体制

機 関	内 容
都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都各局は、所管施設及び所管業務に関する所在区の被害状況等を調査し、都総務局に報告する。また、都各局の出先事業所は、周辺地域の被災状況や参集した職員から収集した被害状況を、別に定める報告要領に基づき、都総務局に報告する。 ○ 都総務局は、区市町村、都各局等からの報告をとりまとめ、消防組織法第22条及び災害対策基本法第53条に基づき国（総務省消防庁）に報告するほか、他関係防災機関に被害状況等を通報する。
警 視 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 収集した情報をとりまとめ、都に通報するとともに、東京消防庁、自衛隊等の関係機関と情報交換を図る。 ○ 収集すべき事項は、建造物の倒壊状況、死者・負傷者等の状況、火災の発生及び延焼状況、電気・水道・ガス・通信施設等ライフラインの状況、目白通り・国道254号・国道122号等の幹線道路及び橋の状況、交通機関の被害状況、堤防・護岸等の損壊状況、住民等の避難状況、帰宅困難者の状況、その他とする。
東京消防庁	<p>1 報告・情報交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次の手段により収集した情報をとりまとめ、区に情報提供するとともに、警視庁、自衛隊等の関係機関と情報共有を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 119番通報に対応し、高所高感度カメラを用いた管内の火災発生状況、建物倒壊状況等の把握 ・ 地震計、地震被害予測システム、延焼シミュレーション等を活用した被害状況の把握 ・ 消防車両、情報活動隊、広報車隊等による被害状況の把握 ・ 地震被害判読システムによる被害状況及び各種消防活動状況の把握 ・ 消防職団員の参集者が収集した被害状況の把握 <p>2 主な収集事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 火災発生状況及び消防活動状況 ○ 救助・救急発生状況及び救助・救急活動状況 ○ 避難道路及び橋梁の被災状況 ○ 避難の必要の有無及び状況 ○ 救急告示医療機関等の診療状況 ○ その他消防活動上必要ある状況
関東地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国道事務所及び出張所は、パトロールカー等による巡視を行うとともに、道路情報モニター等からの情報収集にも努め、必要に応じ都、警視庁及び各関係防災機関に速やかに連絡する。
その他の防災機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各防災機関は、所管施設に関する所在区の被害、既にとった措置、今後の予定措置その他必要事項を区の例に準じて都に報告する。

第6節 災害時の広報・広聴

【政策経営部・総務部・警察署・消防署・都水道局・都下水道局・NTT東日本・東京電力パワーグリッド(株)・東京ガス(株)・東日本旅客鉄道(株)・郵政事業(株)・東日本高速道路(株)・首都高速道路(株)・豊島ケーブルネットワーク(株)】

第1 区の広報体制

○ 区は、災害時における広報活動を実施し、区民・事業者、報道機関などに対して、迅速に情報提供できる体制を整備する。

1 広報体制の整備

(1) 通常災害対策体制

- 台風・豪雨など通常災害対策体制においては、総務部（防災危機管理課）が広報活動を実施する。
- ただし、総務部（防災危機管理課）より協力依頼があった場合には、政策経営部（広報課）が広報活動にあたる。

(2) 災害対策本部体制

- 区災害対策本部が設置された場合は、指令情報部指令情報課（防災危機管理課）が広報内容の骨子を作成し、広報案の最終確認及び決定にあたる。
- 企画広報部（広報課）は、指令情報部が示した広報内容の骨子に基づく広報案の作成、報道発表・報道機関の対応、区民・事業者などへの情報発信にあたる。

(3) 災害時広報体制の強化

- 災害時の広報体制を確保するため、政策経営部（広報課）職員を災害広報対策要員として指定する。
- 地域防災計画で示された災害時の広報体制に基づき、平常時より政策経営部（広報課）と総務部（防災危機管理課）は連携して、「災害時広報マニュアル」の作成や情報伝達訓練の実施などに取り組む。

2 広報内容

(1) 災害発生時の広報

- ・ 地震等の規模、気象等の状況
- ・ 電気、ガス、石油ストーブ等による火災予防の注意
- ・ 混乱防止の呼びかけ
- ・ 避難の際の注意と避難誘導路の周知
- ・ 道路状況と交通規制、交通機関の運行状況
- ・ 学校等の措置状況
- ・ 都及び区の態勢・措置状況
- ・ その他

(2) 被災者に対する広報

- ・ 被害情報
- ・ 救援センター等の開設状況
- ・ 医療救護、衛生知識に関する周知
- ・ 給水、給食等の実施状況並びに物資の配給状況
- ・ 道路、交通機関の被害及び復旧、運行状況

- ・ 電気等ライフラインの被害及び復旧状況
- ・ 学校の休校・再開等の措置状況
- ・ 都及び区の態勢・措置状況
- ・ その他

3 広報手段

- 同報無線による広報
- 警察署、消防署、その他の防災機関に対し、広報車による広報の協力を依頼
- 口頭、印刷物の掲出又は配布による広報
- インターネットによる広報
- デジタルサイネージ
- ケーブルテレビ局（豊島ケーブルネットワーク株式会社）を活用した広報
- SNS等を活用した情報提供

4 避難勧告等の情報伝達

- 区は、災害発生時、本部設置時には、放送要請による対応を実施する場合のほか、本部の設置に至らない場合でも、区民等に対してマスコミと連携した避難勧告等の情報を提供するなど、より一層の災害対応を実施する。
- 具体的な対応は、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達の申し合わせ」の内容による。
 - (1) 実施機関
東京都、都内区市町村、東京都域または都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社
 - (2) 伝達する情報
 - ・ 避難準備・高齢者等避難開始（※9）
 - ・ 避難勧告
 - ・ 避難指示
 - ・ 警戒区域の設定

第2 各機関の広報活動

区 分	内 容
警 察 署	<p>1 広報内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 余震、津波等気象庁の情報 ○ 管内の被害情報及び見通し ○ ライフライン等の被害状況及び復旧見通し ○ 主要道路・高速道路・橋等の被害状況及び復旧見通し ○ 被災地域・避難場所等に対する警戒状況等 <p>2 広報手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ トランジスターメガホン ○ 交番備え付けマイク ○ パトロールカー、白バイ、広報車 ○ ホームページ等
消 防 署	<p>1 広報内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 出火防止、初期消火の呼びかけ ○ 救出救護及び要配慮者への支援の呼びかけ ○ 火災及び水災に関する情報 ○ 避難勧告又は避難指示に関する情報 ○ 救急告示医療機関等の診療情報 ○ その他区民が必要としている情報 <p>2 広報手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防車両等の拡声装置等 ○ 消防署、消防団及び町会の掲示板等への掲示 ○ テレビ、ラジオ等報道機関を介しての情報提供 ○ 東京消防庁ホームページ、アプリ、メールマガジン及びSNS等を活用した情報提供 ○ 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、地域防災組織を介しての情報提供 <p>3 災害の規模に応じて、消防署(所)に消防相談所を開設する。</p>

区 分	内 容
都 水 道 局	<p>1 広報内容</p> <p>(1) 地震発生直後の広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水道施設の稼働状況 ・ 浄水場及び給水所における飲料水 ・ 応急対策の基本方針 ・ その他住民への協力要請等 <p>(2) 応急対策開始後の広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水道施設の被害概要及びおおよその復旧見込み ・ 復旧作業の実施方針 ・ 応急給水の実施方針及び給水拠点での応急給水実施状況 ・ 住民の注意すべき事項及び協力要請 <p>(3) 応急対策の進捗に伴う広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水道施設の被害詳報及び復旧見込み ・ 前日までの作業状況及び新たに給水可能になった地域 ・ 当日の復旧活動の概要 ・ 水質についての注意 ・ 住民への協力要請 ・ 災害時給水ステーション（給水拠点）の位置紹介及び応急給水状況 <p>(4) その他震災発生時に必要な注意事項</p> <p>2 広報の手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広域的な広報は、給水対策本部広報担当が都本部を通じて、報道機関の協力を得て実施する。 ○ 水道局事業所の各所管区域内を対象とする広報は、次の方法で実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎掲示板や玄関等への掲示 ・ 拡声器付き広報車による巡回 ・ 区への情報提供及び広報依頼（防災無線・屋外放送塔等の使用）
都 下 水 道 局	<p>1 広域的な広報は、都本部を通じて報道関係機関の協力を得て行う。</p> <p>2 北部下水道事務所の所管区域内を対象とする下水道の使用制限等の広報は、チラシの戸別配布、自治会を通じた配布、及び緊急説明会により実施する。また、防災無線、区報、広報車等による広報を区に依頼する。</p>
N T T 東 日 本	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の発生が予想される場合または発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等を広報する。 ○ テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてHP等により直接当該被災地に周知する。 ○ 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機より輻輳トキ案内、救援センター等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を

区 分	内 容
	<p>実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ その他の事項
東京電力パワーグリッド㈱	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報内容 <ul style="list-style-type: none"> ○ 電気による二次災害等を防止するための方法 ○ 避難時の電気安全に関する心構えについての情報 ○ 電力施設の被害状況、復旧予定等についての情報 2 広報手段 <ul style="list-style-type: none"> ○ テレビ、ラジオ（ラジオ・ライフラインネットワーク）、新聞等の報道機関及びインターネットを通じた広報 ○ 区の防災行政無線（同報系）の活用 ○ 広報車等による直接当該地域への周知
東京ガス㈱	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報内容 <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項 ○ ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通し ○ 使用中のガス栓の即時閉止 2 広報手段 <ul style="list-style-type: none"> ○ テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体及びインターネット等 ○ 災害時には、供給区域全域の供給停止をすることなく被害の程度に応じてブロック毎に供給を停止するが、ガスによる二次災害事故の防止、区民の不安除去のため、巡回を行う。 3 マイコンメーター復帰方法 <ul style="list-style-type: none"> ○ NHK及び民報各社に「マイコンメーター復帰方法のテープ・ビデオ」を配布している。大地震発生時に放映を依頼し、マイコンメーターが作動してガスが止まった利用者が、自身で復帰できる手順を案内する。 ○ ラジオやインターネットも使用し、マイコンメーター復帰方法を広報する。
東日本旅客鉄道㈱	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報内容 <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の規模、被害範囲、駅周辺や沿線の被害状況 ○ 列車の不通線区や開通見込み等 2 広報手段 <ul style="list-style-type: none"> ○ 旅客等に、放送塔により周知・案内 ○ テレビ・ラジオ・ホームページ等
日本郵便㈱	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報内容 <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ○ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ○ 被災地あて救助用郵便物の料金免除 ○ 被災者救援のための寄付金送金用郵便振替の料金免除 ○ 郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱 2 広報手段 <ul style="list-style-type: none"> ○ 都内各所の郵便局窓口、又は局前等に提出

区 分	内 容
東日本高速道路㈱	1 広報内容 ○ 応急対策の措置状況 ○ 交通規制状況 ○ 避難方法 2 広報手段 ○ ラジオ ○ 標識、情報板、看板 ○ パトロールカー
首都高速道路㈱	1 広報内容 ○ 応急対策の措置状況 ○ 交通規制状況 ○ 避難方法 2 広報手段 ○ ラジオ等各種メディア ○ 各種道路情報提供設備（標識、情報板、料金所看板等） ○ 首都高ホームページ
豊島ケーブルネットワーク㈱	1 サテライトスタジオを災害対策本部に設置 2 各救援センターへ臨時TVを設置 3 一斉メールによる情報伝達 4 独自の取材はせずに、関係機関の情報提供に徹する。

第3 広聴活動

1 各機関

当該所掌事務に関する相談、要望及び苦情等を聴取し、早期解決を図る。

2 被災者に対する臨時総合相談所の設置

- 救援センター等に臨時総合相談所を設け、相談、要望及び苦情等を聴取し、速やかに関係機関に連絡して早期に解決する。
- 相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地状況等に応じて定めるが、大規模な災害の場合は、被災者の救護事務を所掌する各機関の幹部職員を相談員として常駐させるなどの体制とする。
- 避難行動要支援者等に対しては、生活福祉課や障害福祉課等の職員を相談所の構成員として配置するなど配慮する。災害状況によって、巡回または出張による相談も実施する。
- 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談や説明、案内にあたる。

第4 報道機関への発表等

- 区は、災害に関する情報及び本部長室の災害対策事項、その他区民に周知すべき事項の報道機関への発表は、原則として各機関より収集した情報に基づき、速やかにとりまとめ、広報課長が適宜、発表する。なお、原則として、本部長室では直接取材は受けない。
- また、発表方法は、口頭説明、電話連絡（事前に作成した文書を読みあげ）、電子メール

またはファクシミリによる文書の送付とする。

- 各機関は、口頭発表する場合、必要に応じて説明員を参加させるなど十分に協力する。
- 報道機関から災害報道のための資料提出、取材、放送出演等の依頼があった場合は、各防災関係機関は救援活動に支障をきたさない範囲において協力する。

第7節 災害時の情報収集手段 【総務部・NTT東日本・NTTBP】

第1 情報収集体制

- 防災関係機関等から区民や帰宅困難者に対する情報提供や、個人による情報取得のため、救援センターや一時滞在施設における公衆無線LANの整備等、通信環境の強化を進める。

第2 情報収集手段

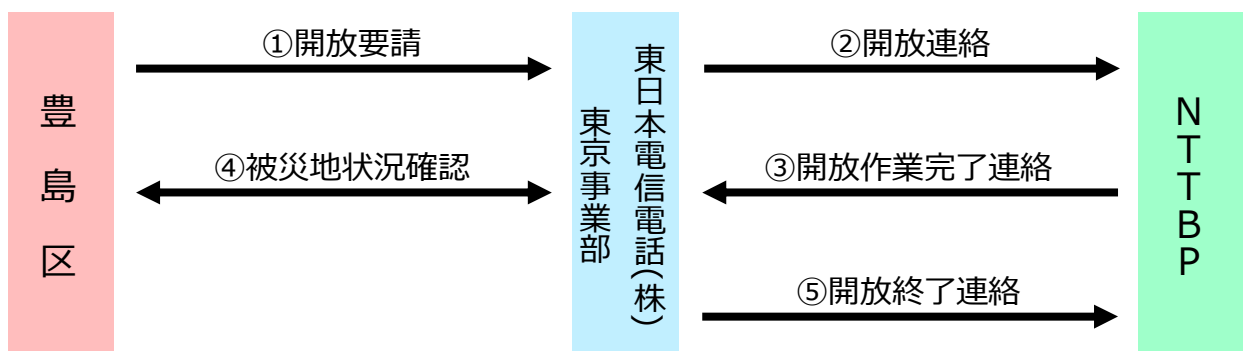
- 災害時用Wi-Fi

第3 既設箇所

- 南池袋公園
- 救援センター

第4 災害時における利用開放

- 災害発生時、保守事業者へ連絡し、Wi-Fiサービス未登録者でもアクセスできるように利用開放を行う。
- 開放基準
 - ・ 震度5弱以上の地震が発生した場合、本部長の判断により救援センター及び公園のWi-Fiの開放要請をNTT東日本に行う。
 - ・ 激甚災害の場合、NTT東日本の判断により、区の要請がなくともWi-Fiの開放を行う。



第 3 章 災 害 救 助

第 1 節 基本方針

大規模な災害が発生した場合には、必要に応じて、都知事に災害救助法の適用を要請するなど応急対策に万全を期していく。

第 2 節 災害救助法の適用 【総務部】

第 1 災害救助法に基づく救助

- 東京都の地域に災害が発生し、災害救助法の適用基準を超える被害が生じた場合、知事は災害救助法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助を実施する。
- 区長は、災害救助法に基づき知事が救助に着手したときは、知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。また、迅速な救助の必要があるときは、知事はその職権の一部を区長に委任する。
- 災害の事態が急迫し、知事による災害救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、区長は、救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処理について知事の指示を受ける。

第 2 災害救助法の適用基準

- 災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に規定によるが、豊島区では、次のいずれか1つに該当する場合に適用される。
 - 1 区の区域内で住家が滅失した世帯の数が100世帯以上であること。
 - 2 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が2,500世帯以上で、区の区域内の住家が滅失した世帯の数が50世帯以上であること。
 - 3 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
 - 4 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受ける恐れが生じたこと。

【参照：区市町村別災害救助法適用基準表(資料編Ⅱ 震災対策編第2部p. 21)】

第 3 被災世帯の算定基準

- 1 被災世帯の算定
 - 住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。
- 2 住家の滅失等の認定
 - (1) 住家が消滅したもの
 - ・ 住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上

に達した程度のも、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のも。

- (2) 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの
 - ・ 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満、または住家の主要構造部の被害額がその住家の20%以上50%未満のもの。
- (3) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住できない状態となったもの
 - ・ (1)及び(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも、または土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

3 世帯及び住家の単位

- (1) 世帯
 - ・ 生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
- (2) 住家
 - ・ 現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって、1住家として取り扱う。

第4 災害救助法の適用手続

- 区の地域内の災害が前記第2の災害救助法適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがあるとき、区長は直ちにその旨を知事に報告し、適用を要請する。
 - ・ 災害発生の日時及び場所
 - ・ 災害の原因及び被害の状況
 - ・ 適用を要請する理由
 - ・ 適用を必要とする期間
 - ・ 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
 - ・ その他必要な事項
- 知事は、区からの報告または要請に基づき、救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに、法に基づく救助の実施について、区及び都各局に指示するとともに、関係指定地方機関等、厚生労働大臣及び内閣総理大臣に通知または報告する。
- 知事は、災害救助法を適用したときは、速やかに公布する。

第5 救助の種類

- 災害救助法に基づく救助は、被災者が応急的救助を必要とする場合に実施され、次の種類がある。
 - ・ 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
 - ・ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - ・ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
 - ・ 医療及び助産
 - ・ 災害にかかった者の救出
 - ・ 災害にかかった住宅の応急修理
 - ・ 生業に必要な資金、器具または資料の給与又は貸与
 - ・ 学用品の給与

- ・ 埋葬
 - ・ 死体の捜索及び処理
 - ・ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で自営生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- 救助は、原則、現物によるが、知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対して、金銭を給付することができる。
- 救助の程度・方法及び期間は、厚生労働事務次官通知に基づき知事が定め、区及び機関に通知する。

第3節 救助実施態勢の整備 【総務部】

第1 救助実施組織の整備

- 救助の万全を期し、円滑に救助業務を実施するためには、事前に強力な救助実施組織を確立することが必要である。
- 区は、災害対策本部の組織を救助実施組織として活用できるよう整備を図るとともに、職員の救助業務の習熟に努める。

第2 被害状況調査態勢の整備

- 災害救助法の適用にあたっては、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるため、区は被害状況等の調査や報告体制の整備に努める。

第3 救助の実施に必要な関係帳票の整備

- 救助の実施に際して、救助ごとに帳票の作成が義務づけられているため、区は災害時に遅滞なく救助業務を実施できるよう救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等について習熟しておく。

第4節 法による救助の実施 【総務部】

第1 災害報告

- 災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過にあわせて、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。
- この報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となるため、区は迅速かつ正確に被害状況を収集把握し、速やかに知事に報告する。

第2 救助実施状況の報告

- 災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録・整理し、知事に報告する必要がある。

第3 救助の程度・方法及び期間

- 救助の程度・方法及び期間は、資料編 II 震災対策編第2部p. 22【2-9 救助の程度・方法及び期間】のとおりである。基準額は、都規則により毎年改訂している【参照：救助の程度・方法及び期間(資料編 II 震災対策編第2部p. 22)、従事命令を受けた者の実費弁償(資料編 II 震災対策編第2部p. 26)】

第5節 従事命令等 【総務部】

迅速な救助業務を遂行するために必要な人員、物資、施設等を確保する手段として、災害救助法に基づき、知事に次の権限が付与されている。

第1 従事命令

- 一定の業種のもを救助に関する業務に従事させる権限。例えば、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、土木技術者、建築技術者、大工、左官、とび職等。

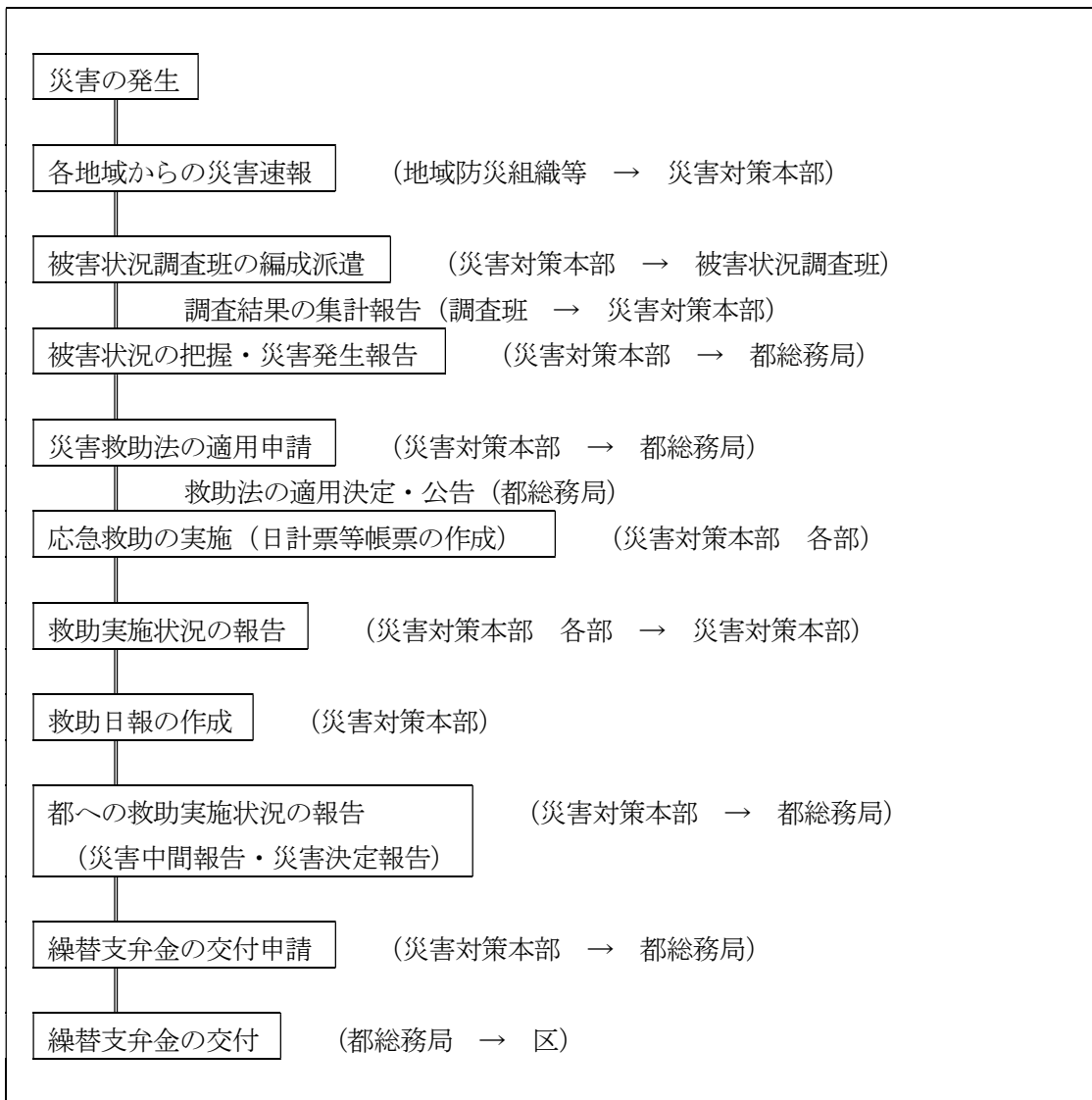
第2 協力命令

- 被災者その他近隣の者を、救助に関する業務に協力させる権限。例えば、被災者を炊出しに協力させるなど。

第3 管理、使用、保管命令及び収用

- 特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限。
 - 1 管理
 - 救助を行うため特に必要があると認めるとき、知事が病院、診療所、旅館、飲食店等を管理する権限。
 - 2 使用
 - 家屋を収容施設として用いるような場合で、管理と異なり土地、家屋、物資を物的に利用する権限。
 - 3 保管
 - 災害の混乱時に、放置すれば他に流れてしまう恐れのある救助その他緊急措置に必要な物資を一時的に業者に保管させておく権限。
 - 4 収用
 - 災害の際、必要物資を多量に買だめし、売り惜しみしているような場合は、その物資を収用する権限。なお、収用は、特定業者に限らず、一般人等何人に対してもなし得る。

救助法上必要な関係帳票 <災害発生から終了までに必要な帳票と流れ>



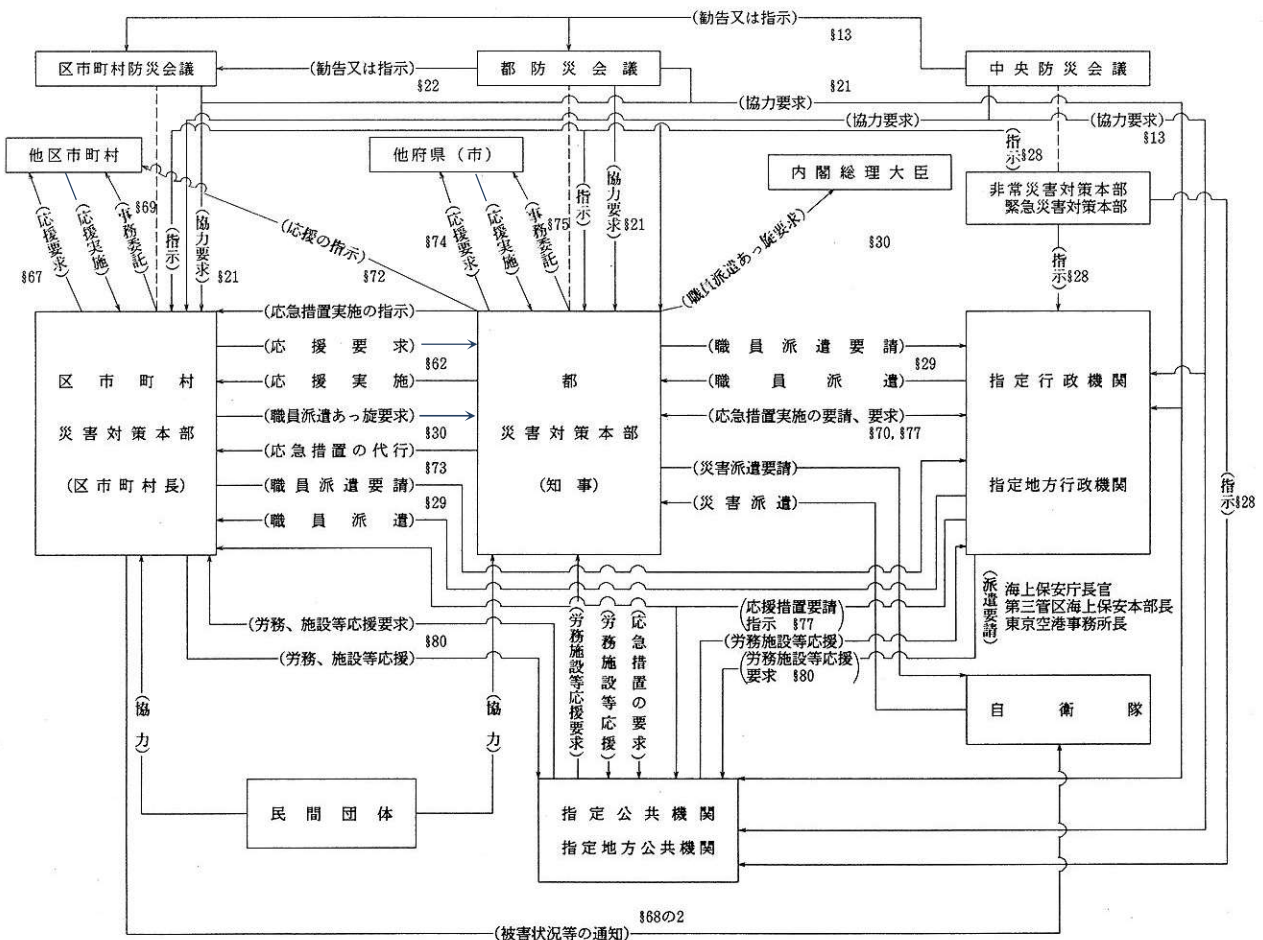
【参照：災害救助関連必要帳票一覧(資料編 II 震災対策編第2部p. 27)】

第 4 章 応 援 ・ 受 援 体 制 の 整 備

第 1 節 基本方針

区及び防災関係機関は、被害の拡大防止や救援・救護活動が迅速かつ的確に実施できるよう、関係機関・団体との協力体制の整備に努めるとともに、災害から得られた新たな教訓や社会状況の変化に対応しながら、応援・受援体制を強化・充実していく。

震災時の防災協力体制（災害対策基本法）



第 2 節 相互応援協力【総務部】

第 1 都との相互協力

1 都への協力要請

- 区は、平常時より都と災害対策に関する連絡や情報共有を密にし、災害時の連携体制の強化に努め、区内での応急対策を円滑に実施する。
- また、区長は、区の総力をあげても万全な災害対策が困難で、都または他区市町村等の協力が必要と判断し、都知事に応援または応援の斡旋を求める場合には、都総務局（総合防災部防災対策課）に対して、まず、口頭または電話で次に示す事項を要請し、後日、文

書により改めて処理する。

- (1) 被災者の他地区への移送を要請する場合
 - ・ 被災者の他地区への移送を要請する理由
 - ・ 移送を必要とする被災者数
 - ・ 希望する移送先
 - ・ 被災者の収容に要する期間
 - ・ その他必要な事項
- (2) 都各部局への応援要請又は応急措置の実施を要請する場合
 - ・ 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由
 - ・ 応援を必要とする期間
 - ・ 応援を希望する職種別人員数並びに物資、資材、機械器具等の品名及び数量
 - ・ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
 - ・ 応援を必要とする活動内容（応急措置内容）
 - ・ その他必要な事項
- (3) 他区市町村、指定地方行政機関等の応援要請の斡旋を求める場合
 - ・ 災害の状況及び応援の斡旋を求める理由
 - ・ 応援を希望する機関名
 - ・ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
 - ・ 応援を必要とする場所
 - ・ 応援を必要とする活動内容
 - ・ その他必要な事項
- (4) 指定地方行政機関、又は他府県の職員の派遣の斡旋を求める場合
 - ・ 派遣の斡旋を求める理由
 - ・ 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
 - ・ 派遣を必要とする期間
 - ・ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - ・ その他参考となるべき事項
- (5) 日本放送協会等放送各社の放送依頼の斡旋を求める場合
 - ・ 放送依頼の理由
 - ・ 放送事項
 - ・ 希望する放送日時及び送信系統
 - ・ その他必要な事項

2 現地機動班の受入

(1) 現地機動班

- 都は、被災地での応急対策活動を機動的に実施するため、「現地機動班」を編成する。現地機動班は区の活動拠点において、都災害対策本部との情報連絡や警察・消防等の活動拠点の開設・運営などの応急対策業務にあたる。

(2) 区の活動拠点と活動内容

活動拠点	所在地	拠点機能	活動内容
豊島区 本庁舎	南池袋 2-45-1	災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区の被害状況、要請等の情報収集 ・ 都災害対策本部との連絡調整

(3) 食料や飲料水、資器材等の確保

- 都は、現地機動班用の食料・飲料水、資器材等の必要な物資を確保する。

(4) 備蓄スペース、待機場所の確保

- 区は、現地機動班用の食料・飲料水や資器材等の備蓄・保管スペース、要員の待機場所を豊島区本庁舎等で確保する。

3 都等からの協力要請

- 都または他区市町村等から協力を依頼されたときは、自らの応急対策に支障のない限り、積極的に協力する。

【参照：派遣職員の経費負担(資料編 II 震災対策編第2部p.38)】

第2 東京23区の相互協力

- 23区内において災害が発生した場合、「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」に基づき、被災していない区や被害が軽微な区は、被災した区に対して人的・物的支援を実施する。

第3 自治体との相互協力

- 現在、区は15自治体と「非常災害時における相互支援に関する協定」を締結し、被災自治体の応急・復旧対策などの円滑な実施に寄与するため、被災していない自治体が人的・物的な支援を実施することとしている。

【参照：豊島区防災協定一覧表(資料編 IV 協定p.1)】

第4 防災関係機関との相互協力

- 区は、平常時より防災関係機関と災害対策に関する連絡や情報共有を密にし、災害時の協力体制を確立しておく。
- 区及び防災関係機関は、災害対策本部が設置された場合、情報の収集や交換などの連絡を密にし、迅速かつ適切な応急対策が実施できるよう連絡員の派遣等を措置する。

第5 民間事業者等との協力

- 区は、民間事業者等と協定を締結し、協定に基づく災害時の応急対策を実施する際には民間事業者等へ協力を要請する。

【参照：豊島区防災協定一覧表(資料編 IV 協定p.1)】

第6 地域防災組織等との相互協力

- 災害時には、区民、地域防災組織、事業所防災組織等の協力が不可欠であり、積極的な協力が得られるよう協力体制を確立していく。
- 区内では、町会や自治会を母体にして自主的な防災組織が129結成されている。災害時には、各防災組織が定める活動態勢に基づき、地域防災計画(第1部 災害予防計画 第1章 地震に強い社会づくり 第2節 第2)で示された初期活動に協力する。

第3節 業務継続・受援体制の整備 【総務部】

- 東日本大震災や熊本地震などの被災自治体では、被災していない自治体などからの人的支援により、災害時における業務継続を確保したが、受入体制が十分に整備されておらず、応援を効率的・効果的に活用できない状況がみられた。
- こうした教訓を踏まえ、国や東京都は災害時の業務継続・受援体制の整備を進めており、区においても、災害時に支援が必要な業務や受入体制などを事前に検討し、他自治体などからの応援を有効に活用できる体制を整備していく。

第1 業務継続体制の整備

1 業務継続計画の策定及び見直し

- 区は、平成24年5月に「豊島区業務継続計画」を策定し、大規模な地震の発生した場合に区政の機能維持及び早期復旧とともに、区民の生命、生活及び財産を保護するための体制を整備してきた。
- しかし、平成28年4月に発生した熊本地震の教訓を踏まえ、平成31年3月に業務継続計画【地震編】を改定し、災害時の「非常時優先業務」である応急対策業務、優先度の高い復旧・復興対策業務及び優先度の高い通常業務を確実に実施できる体制を強化した。

2 受援計画との一体的な運用

- 今後、「豊島区災害時受援応援計画」（以下「受援応援計画」という。）を策定し、業務継続計画と一体的に運用することにより、災害時に区職員のみで実施する業務、他自治体等からの応援職員が担う業務、区職員と他自治体等の応援職員が協力して取り組む業務の検討を進め、実効性のある計画としていく。

第2 受援体制の整備

1 受援計画の策定

- 受援計画は、外部からの応援を円滑に受け入れ、豊島区地域防災計画を具体化し、実効性を高める計画として位置づけ、国や東京都の計画等と整合を図って策定していく。

2 対象業務の範囲

- 災害発生時に必要とされる人的及び物的支援を対象とする。

3 受援担当の設置

(1) 受援計画班

- ・ 災害対策本部指令情報部に「受援計画班」を設置し、各部局の応援要請案をとりまとめ、区全体の要請案等を作成する。

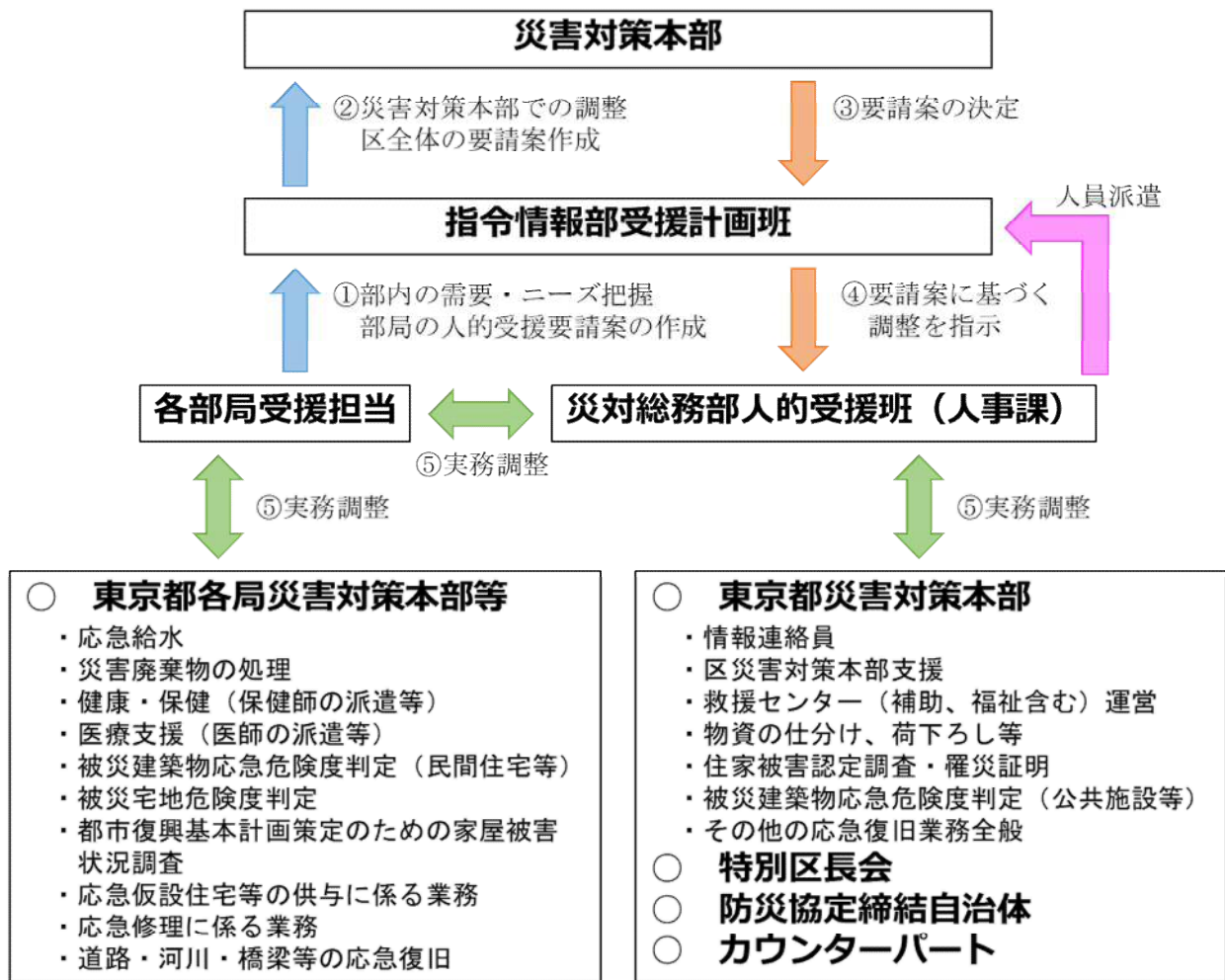
(2) 部局受援担当

- ・ 各部局に受援担当を設置し、部局内における応援需要やニーズの把握、部局の要請案等を作成する。

(3) 人的受援調整担当課

- ・ 人的支援の受入に関する実務は、総務部（人事課）が担当し、都災害対策本部や特別区長会事務局などとの調整にあたり、防災危機管理課と連携して受援計画の策定・見直しに取り組む。

人的受援体制の枠組み



第4節 自衛隊の災害派遣【総務部・自衛隊】

第1 派遣要請の手続等

- 1 区長は、災害派遣を要する事態が発生し、自衛隊の災害派遣を要請しようとする場合は、次に掲げる事項を明示し、電話・口頭により都総務局(総合防災部防災対策課)に依頼する。
 - (1) 災害の状況及び派遣を要する事由
 - (2) 派遣を希望する期間
 - (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (4) その他参考になるべき事項

- 2 区長は、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、都知事に対して自衛隊の災害派遣要請を求めるいとまがないときは、直接下記へ通知し、事後、所定の手続きを速やかに行う。

部隊名等 (駐屯地・基地名)		連絡責任者	
		課業時間内	課業時間外
陸上自衛隊	第1師団司令部 (練馬)	第3部長又は同部防衛班長 (3933)1161 内線 2230-2750 (都防災無線) 434-611	司令部当直長 (3933)1161 内線 2709 (都防災無線) 434-615
	第1普通科連隊 (練馬)	第3科長又は運用訓練幹部 (3933)1161 内線 513・516 FAX 548	部隊当直司令 (3933)1161 内線519

第2 災害派遣部隊の受入体制

- 1 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除
 - 自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮する。

- 2 作業計画及び資器材の準備
 - 自衛隊の応急救護活動に関して、先行性のある作業計画を樹立するとともに、事前に必要な資器材を準備し、使用する施設管理者の理解を取りつけておく。

- 3 活動拠点及びヘリポート等使用の通報
 - 派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等の必要な設備について、都など関係機関と協議し、候補地等の具体化に努めるとともに、受け入れにあたっては使用調整を実施して部隊に通報する。

第3 経費の負担

- 自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた機関が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。
- これによりがたい場合、都は、陸上自衛隊第一師団司令部または海上自衛隊横須賀地方総監部及び航空自衛隊作戦システム運用隊本部等と協定を締結する。

- 1 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材(自衛隊装備品を除く)等の購入費、借上料及び修繕費
- 2 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
- 4 天幕等の管理換に伴う修理費
- 5 島部に係る輸送料等
- 6 その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。

第4 災害派遣部隊の活動内容

区 分	活 動 内 容
被害状況の把握	○ 車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	○ 避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の搜索救助	○ 行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索活動を行う。
水防活動	○ 堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	○ 火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたる。(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)
道路又は水路の障害物除去	○ 道路若しくは水路が損壊し又は障害がある場合は、それらの障害物除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	○ 被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)
人員及び物資の緊急輸送	○ 緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。 ○ この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	○ 被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	○ 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	○ 能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	○ その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 ○ 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項～第10項及び第65条第3項に基づき、区市町村長、警察官又は海上保安官がその場にはいない場合に限り、自衛隊は区市町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

第 5 章 警 備 ・ 交 通 規 制

第 1 節 基本方針

大震災が発生した場合において、迅速かつ適正な警備活動を実施し、区民等の生命、身体及び財産の保護並びに治安の維持の万全を期するために必要な応急対策を講じる。

第 2 節 警備活動【警察署】

第 1 警備体制

1 警備本部等の設置

警視庁管内に大震災が発生した場合には、警備本部を設置して指揮体制を確立する。

- (1) 警視庁本部 … 最高警備本部を設置する。
- (2) 第五方面本部 … 方面警備本部を設置する。
- (3) 区内各警察署 … 現場警備本部を設置する。

2 警備部隊の編成

- 警備要員は、都内に震度 6 弱以上の地震が発生した場合、招集命令を待つことなく自所属に参集する。
 - * 震度 5 強の地震が発生した場合、あらかじめ指定された警備要員は招集命令を待たずに、自所属に参集する。
- 各警察署長は、災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編成し、被害実態の把握、交通規制、救出救助、避難誘導等の措置をとる。

第 2 警備活動

- 1 被害実態の把握及び各種情報の収集
- 2 交通規制
- 3 被災者の救出救助及び避難誘導
- 4 行方不明者の捜索及び調査
- 5 死体の見分及び検視
- 6 公共の安全と秩序の維持

第 3 節 交通規制【警察署】

第 1 交通規制の実施

1 第一次交通規制（災害発生直後から）

震度 6 弱以上の地震が発生した場合、人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車等を円滑に通すため、次の規制措置をとる。

* 震度 5 強の地震が発生した場合、状況により交通規制が実施される場合がある。

- (1) 環状 7 号線から都心方向への流入禁止

環状7号線から都心方向は、一般車両の通行を禁止とする。

(環状7号線は、迂回路として通行可能)

(2) 環状8号線における措置

環状8号線から都心方向への一般車両の流入抑制を行う。

(環状8号線で都心方向への青信号時間を短縮)

(3) 緊急自動車専用路の指定

7路線を緊急自動車専用路として、緊急自動車等(警察、消防、自衛隊等の緊急自動車や道路点検車などの車両)以外の一般車両の通行を禁止する。

【参照：緊急自動車専用路7路線(資料編Ⅱ 震災対策編第2部p.39)】

2 都内に甚大な被害が発生した場合の交通規制

一時規制として、都内に極めて甚大な被害が生じ、広域にわたり道路の損壊等により交通に著しい支障がある場合は、被災状況に応じて一般車両の通行禁止規制を実施する場合がある。

3 第二次交通規制(被害状況の確認後)

復旧復興のための災害応急対策を円滑に行うための規制措置をとる。

(1) 緊急交通路

第一次交通規制の緊急自動車専用路は、この段階で緊急交通路になる。

(2) 緊急交通路における規制

緊急交通路は、第一次交通規制における緊急自動車専用路7路線のほか、代表的な路線(31路線)のうち規制が必要な路線を指定し、災害応急対策に従事する車両(緊急自動車のほか、災害対策基本法に基づく標章を掲示している車両)以外の一般車両の通行を禁止する。

【参照：緊急交通路31路線(資料編Ⅱ 震災対策編第2部p.39)】

第2 道路交通状況の実態把握

警視庁は、現場警備本部長(各警察署長)等からの報告によるほか、白バイ、交通パトカー等により道路交通状況の視察及び指定危険箇所の点検並びに東京消防庁、自衛隊、道路管理者等関係機関との情報連絡網を通じ、道路交通状況の情報収集及び交通規制情報の提供を行う。

第3 交通規制の方法等

1 主要交差点への要員の配置

緊急自動車専用路及び環状7号線を始めとした主要幹線道路の主要交差点に規制要員を配置して、交通の混乱の解消に努める。

2 交通部隊の配置運用

交通部隊を編成し、第一次交通規制及び第二次交通規制の支援、突発事案への対応等のため効果的な配置運用を図る。

3 交通管制システム等の効果的な運用

環状7号線における都心方向への車両の流入の禁止及び環状8号線における都心方向への車両の流入抑制を行うため、防災型信号機、可変式規制標識、交通情報板等の効果的な運用に努める。

4 装備資器材の効果的な活用

交通規制の実施にあたっては、サインカー等の規制用車両を有効的に活用するほか、ロー

プ、セイフティコーン等の装備資器材を効果的に活用する。

5 警備業者、ボランティア等の活用

交通規制の実施にあたっては、交差点等に配置する要員が不足することを考慮し、警備業者、交通安全協会、地域交通安全活動推進委員会等の民間協力団体及びボランティア等の活用が図られるよう配慮する。

第4 緊急通行車両等の確認事務等

○ 交通規制課、警察署、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び交通検問所等において、緊急通行車両等*の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の認定事務を行う。

○ 緊急通行車両等の確認事務は、警視庁が行い、公安委員会が決定する。

* 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）第12条に基づく緊急輸送車両及び災害対策基本法施行令第33条の2に基づく緊急通行車両

第5 緊急通行車両等の事前届出

1 事前の確認

交通規制課長、又は警察署長を窓口として行う。

2 事前届出に関する手続き

申請は申請書を通して行い、届出済証の交付を受けるものとする。

(1) 事前届出（申請）

緊急通行（輸送）業務の実施責任者が、警察署長を窓口として行う。

(2) 緊急通行車両の申請

申請する車両の使用者が、警察署長等を窓口として行う。

(3) 緊急輸送車両（警戒宣言発令時）の確認と申請

前記(1)、(2)に同じ。

(4) 交通規制対象除外車両の認定と申請

警察署長等を窓口として行う。

3 緊急通行車両等の事前届出対象車両

○ 災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するため、次のいずれかに該当する車両であること。

- ・ 警戒宣言発令時の地震予知情報の伝達、災害発生の警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に使用されるもの。
- ・ 消防、水防その他応急措置に使用されるもの。
- ・ 応急の救護を要すると認められるものの救護、被災者の救難、救助その他の保護に使用されるもの。
- ・ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に使用されるもの。
- ・ 施設及び設備の点検、応急復旧に使用されるもの。
- ・ 清掃、防疫その他保健衛生に使用されるもの。
- ・ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの。
- ・ 緊急輸送の確保に使用されるもの。
- ・ 警戒宣言発令時、地震災害が発生した場合における食料、医療品その他物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に使用されるもの。

- ・ その他災害の発生の防御又は拡大の防止並びに軽減を図るための措置に使用されるもの。
- 指定行政機関等との契約により常時指定行政機関等の活動専用を使用し、又は警戒宣言発令時並びに災害発生時、調達契約の相手方から調達する車両であること。
【参照：災害時応急対策従事車両一覧(資料編 II 震災対策編第2部p. 40)、緊急通行車両等の確認事務及び交通規制対象除外車両の認定に係る事務の処理要領（警視庁）(資料編 II 震災対策編第2部p. 44)】

第6 広報活動

1 報道機関への広報要請

新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対して、運転者や一般家庭に向けた避難時の車利用抑制や交通規制への協力呼びかけ等についての広報の要請を行う。

2 運転者等に対する広報

現場の警察官は、交通規制の実施について、サインカー、パトカー、白バイ、広報車等による現場広報を行うとともに、運転者のとるべき措置について広報を行う。

【参照：運転手のとるべき措置(資料編 II 震災対策編第2部p. 56)】

第 6 章 緊急輸送

第 1 節 基本方針

災害時における物資等の緊急輸送は、情報の収集・伝達とともに、根幹となる応急対策活動であることから、輸送道路と輸送手段を一体的に確保し、確実な緊急輸送体制を構築する。

第 2 節 輸送車両等の確保等 【総務部・警視庁】

第 1 車両の調達及び配車

1 車両の調達

- 区が実施する応急対策に使用する車両については、区所有の全車両を使用するほか、東京都トラック協会豊島支部及び建設機器リース会社との協定に基づき、要請し調達する。
- 区が調達した車両で不足する場合には、都（財務局経理部総務課）に調達の斡旋を要請する。

2 車両の配車

(1) 配車計画

区各部に対する用途別配車計画は、指令情報部指令情報課において、各部の要請に基づき緊急計画を立案し、災対総務部庶務課が輸送力を確保する。

(2) 配車手続

区各部において車両を必要とするときは、車種、乗車定員または最大積載量、台数、引渡場所、日時を明示のうえ、指令情報部指令情報課へ要請する。

【参照：車両調達請求書の様式(資料編 II 震災対策編第2部p. 57)、緊急通行事前届出車両(区)－災害時応急対策従事車両(資料編 II 震災対策編第2部p. 57)】

第 2 災害時臨時離着陸場候補地の選定

区は、都関係機関、自衛隊及び民間会社のヘリコプターによる救援物資や人員の緊急空輸を考慮して、予め災害時臨時離着陸場候補地を選定している。

名称	区分	所在地	発着地面積 有効な広さ	適 否			備 考
				UH-1J	UH-60J	CH-47	
学習院大学		目白1-5	70m×70m	○	○	○	
(旧)第十中学校		千早4-8-19	70m×80m	○	○	○	

第3節 道路障害物除去

【都市整備部・都建設局・関東地方整備局・東日本高速道路(株)・中日本高速道路(株)・首都高速道路(株)】

第1 緊急道路障害物除去路線の選定

1 東京都

災害時の緊急道路障害物除去路線等の選定は、事前の指定などを踏まえて、次の基準により行っている。

- ・ 緊急交通路等の交通規制を行う路線
- ・ 緊急輸送ネットワークの路線（緊急輸送道路）（*6）
- ・ 避難場所に接続する応急対策活動のための道路の路線
- ・ 上記は原則として、幅員15m以上の道路の路線

【参照：緊急道路障害物除去路線網図(資料編 II 震災対策編第2部p.59)】

2 豊島区

東京都選定路線に連結した道路のうち、備蓄倉庫・救援センター・救急病院等を結ぶ路線上記の選定基準に適合した道路67路線、26.1kmを選定している。

第2 道路障害物除去作業態勢

1 作業方針

- (1) 落下物、倒壊物、放置された自動車等によって生じた路上の障害物を除去し、救援活動のための車両用走行帯を確保する。
- (2) 陥没、亀裂等の舗装破損は、自動車走行に支障のない程度に応急措置を行う。

2 各機関の役割

機 関 名	実 施 内 容
豊 島 区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区は道路上の障害物を調査し、速やかに都建設局へ報告する。 ○ 区の緊急道路障害物除去路線の障害物除去作業は、豊島土木建設協会との協定に基づき委託実施する。 ○ 作業の実施にあたっては、区土木担当部長の指示によるものとする。 ○ 障害物除去作業に必要な資器材等は、建設協会保有の建設機械資器材及び区が保有する資器材を使用する。 ○ 被害の規模、状況によっては、各関係機関と連携し、自衛隊の支援を都知事に要請する。
東 京 都 第四建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都の緊急道路障害物除去路線の障害物除去作業は、都及び国が路線別に分担を決めて実施する。 ○ 都が分担する緊急道路障害物除去路線の作業については、「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「協力承諾書」に基づいた協力業者が、道路上の障害物の除去等を実施する。
関東地方整備局 東日本高速道路(株) 中日本高速道路(株)	<p>道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を立て、関係機関と協力のうえ、所管する道路の障害物の除去等を実施する。</p>

機 関 名	実 施 内 容
首都高速道路(株)	残置車両や道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を立て、関係機関と協力のうえ、所管する道路の障害物の除去等を実施する。

第3 情報収集体制

機 関 名	実 施 内 容
豊 島 区	震災初期における被害状況や通行可能道路等に関する情報は、区の各機関、区民及び防災関係機関等から収集し、迅速・的確な集約を図る。
東 京 都 第四建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 震災初期における被害状況や通行可能道路の情報収集は、協力業者等の緊急巡回等で得た情報を迅速・的確に集約して行う。 ○ 定期的に訓練を行うなど情報収集体制の充実を図る。又、警視庁等の関係機関と連絡調整を図る。 ○ 防災無線を補完する通信機器の充実を図るとともに、情報収集用資機材の整備を図る。
関東地方整備局 東京国道事務所	震災後においては、緊急道路パトロールや道路情報モニター等による情報の収集に努めるとともに、関係機関やライフライン各機関と緊密な連絡を図り、迅速な情報収集体制をとる。
東日本高速道路(株) 中日本高速道路(株) 首都高速道路(株)	震災後、直ちに状況把握のため点検を実施し、道路の損壊状況、お客様等の被害状況、沿道の状況等の把握に努めるとともに、他の防災関係機関と緊密な連携を図る。

第 7 章 消 防 ・ 危 険 物 対 策

第 1 節 消防活動【消防署】

第 1 震災消防態勢

消防署には、災害活動組織として、署隊本部を常設し、常時災害に対応できる態勢を確保している。地震発生時には、これらの機能をさらに強化し、震災消防活動態勢を確立する。

【参照：現有消防力(資料編 II 震災対策編第2部p. 60)】

1 震災警防本部等の運営

- 東京消防庁は、災害活動組織の総括として本庁に警防本部、消防方面本部に方面隊本部、消防署に署隊本部をそれぞれ常設し、常時震災に即応できる態勢を確保している。
- 発災時には、これら各本部機能を強化し、震災消防活動態勢の中核とする。

2 東京消防庁の配備態勢

項 目	活 動 態 勢
震 災 配 備 態 勢	東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5弱の地震が発生した場合、又は地震により火災、救助、救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
震災非常配備態勢	東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5強以上の地震が発生した場合、又は地震により火災、救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災非常配備態勢を発令し、事前計画に基づき活動を開始する。
非 常 招 集	<ul style="list-style-type: none"> ○ 震災配備態勢を発令した時は、招集計画に基づき、所要の人員は、直ちに所定の場所に参集する。 ○ 震災非常配備態勢を発令したときは、全消防職員並びに全消防団員が、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

3 震災消防活動

(1) 活動方針

- 延焼火災が多発した時は、全消防力をあげて消火活動を実施する。
- 震災消防活動態勢が確立したときは、消火活動と並行して、救助・救急等の活動を実施する。
- 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。

(2) 部隊の運用等

- 地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を実施する。
- 地震被害予測システムや延焼シミュレーションシステム、震災消防活動支援システム等の震災消防対策システムを活用し、効率的な部隊運用を図る。

(3) 消火活動

- 防火水槽をはじめ、あらゆる水源を活用するとともに、現有の消防部隊及び消防装備

を最大限に活用して、火災の早期発見及び一挙鎮圧を図る。

- 延焼火災が拡大又は合流し、大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止活動や避難場所及び避難に係る道路等の防護活動を実施する。
- 道路閉鎖、災害廃棄物等により消火活動が困難な地域では、消防団、地域防災組織等と連携し、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。

(4) 情報収集等

- 署隊本部は、所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119番情報、高所見張情報、情報活動隊による情報や参集職員・消防団員からの情報、災害時支援ボランティアからの情報など、災害情報を、積極的に収集する。
- 震災消防対策システムを活用し、円滑な情報伝達・管理を実施する。
- 防災関係機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報を交換する。

(5) 消防団の活動

- 発災と同時に付近の住民に対して、出火防止と初期消火を呼びかける。
- 災害の初期対応とともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を実施し、携帯無線機を活用して、消防団本部等に伝達する。
- 同時多発出火の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化するとともに、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を、消防署隊と連携して取り組む。
- 救助器具を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急手当を行い、安全な場所へ搬送する。
- 避難勧告または避難指示が出された場合、地域住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を実施する。

第2節 危険物等の対策 【総務部・消防署・警察署・関係事業者等】

区内には、石油等の危険物貯蔵所などが設置され、地震時の振動によって危険物の漏えいや火災となって爆発することが考えられる。こうした施設では、関係法令に基づく予防規程や震災対策条例等で防災計画の作成を義務づけるとともに、発災した場合には被害を最小限にとどめる応急対策を確立しておく。

第1 区の役割

区は、事故が発生した場合、次の全ての事項に関して、必要な措置を実施する。

- 1 住民に対する避難の勧告又は指示
- 2 住民の避難誘導
- 3 救援センターの開設
- 4 避難住民の保護
- 5 情報提供
- 6 関係機関との連絡

第2 石油类等危険物保安施設の応急措置

関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。

- 1 危険物の流出又は爆発等の恐れのある作業及び移送の停止
- 2 施設の応急点検と出火等の防止措置
- 3 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動
- 4 タンク破損等による流出、及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- 5 危険物による災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定
- 6 災害状況の把握及び状況に応じた従業者、周辺地域住民に対する人命安全措施
- 7 防災機関との連携活動

第3 火薬類保管施設の応急措置

- 火薬類取扱保安責任者及び管理者等と密接な連携のもと、情報収集し応急措置を行う。
- 火災が発生した場合は、人命安全対策の措置を講ずるとともに、誘発防止のために延焼拡大の阻止活動を実施する。

第4 高圧ガス保管施設の応急措置

機 関 名	対 応 措 置
事 業 所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高圧ガス漏えい事故が発生し、災害が拡大する恐れがある場合には、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定している防災事業所が応援出動する。 ○ 防災事業所自体が地震の被害を受け出動できない場合は、被害を受けていない地域の協議会支部が、ガスの種類に応じ、支部単位で応援出動する態勢をとることとし、応援の要請を受けた支部長は、連絡網を通じて支部の会員をまとめ応援出動する。
警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報する。 ○ 区長が避難の指示を行うことができないと認めたととき、または区長から要求があったときは、避難を指示する。 ○ 避難区域内への車両の交通規制を実施する。 ○ 避難路の確保及び避難誘導する。
消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報 ○ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難勧告又は避難指示及び区へのその内容の通報 ○ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 ○ 災害応急対策の実施

第5 毒物・劇物保管施設の応急措置

機 関 名	対 応 措 置
区 (生活衛生課) *都福祉保健局 (健康安全研究センター)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毒物・劇物の販売業者及び業務上取扱者（電気めっき業、運送業等）に対して、飛散、漏れ、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じるよう指示する。 ○ 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集・連絡に努める。 ○ 毒物・劇物に係る災害情報については、関係機関と連携して、適宜、区民へ提供する。
消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報 ○ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難勧告又は避難指示及び区へのその内容の通報 ○ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 ○ 災害応急対策の実施

第6 放射線施設の応急措置

機 関 名	対 応 措 置
放射線同位元素 使用者等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放射性同位元素または放射線発生装置に関し、放射線障害が発生する恐れがある場合、または放射線障害が発生した場合において、「放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき定められた基準に従い、直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会委員長に報告する。
消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に次の各措置をとるよう要請する。また、前述第1節、第1、3 「震災消防活動」により災害応急活動を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 ・ 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置 ○ 事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

第7 危険物等輸送車両の応急対策

機 関 名	対 応 措 置	
	高圧ガス輸送車両等の応急対策	核燃料物質輸送車両の応急対策
警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険物による被害状況等情報収集に努めるとともに、都民及び関係機関と密接な情報連絡する。 ○ 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。 	<p>事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。</p>
消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通規制等について関係機関と密接に情報連絡する。 ○ 災害応急対策の実施。 	<p>事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。</p>

第8 危険動物の逸走時対策

機 関 名	対 応 措 置
区 (生活衛生課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関との連携を密にし、逸走した危険動物に係る情報の収集・伝達に努める。 ○ 必要に応じ、区民に対する避難の勧告等の措置を実施する。
東京都 (動物愛護相談センター)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 逸走した危険動物を捕獲し、動物愛護相談センター等の動物保護施設に搬送を行う。
警 察 署	<p>情報の受理及び伝達並びに必要な措置（警察官職務執行法）を実施する。</p>
消 防 署	<p>情報の収集及び伝達並びに要救助者の救助及び傷病者の搬送を実施する。</p>

第3節 原子力発電所の事故による放射性物質対策 【総務部・環境清掃部・関係部局】

区は、原子力発電所の事故により、濃度の高い放射性物質が大気へ放出された状況に迅速かつ的確に対応し、区民の安全・安心を確保するため、空間放射線量の測定などの放射性物質対策を実施することにより、区民の不安解消に努める。

第1 対策の必要性

- 放射性物質の半減期は、ヨウ素131の約8日、セシウム134の約2年に対し、セシウム137は約30年であり、影響の中長期化が懸念される。
- 原子力発電所事故の収束状況や放射能汚染の影響、また、これらに対する国や東京都の対応などを踏まえ、区においても区民の安全・安心を確保するため、必要な対策の実施が求められる。

第2 放射性物質対策の実施

- 国、東京都等と連携して、放射線量の測定などの取り組みを必要に応じ実施するとともに、区民に対して情報提供する。
- 放射線量の測定等の結果、区民への影響等を考慮し、必要と認められる場合には、除染等の対策を講じる。
- 放射線量の測定及び除染等の対策を講じる場合は、平成23年12月26日に策定した「豊島区放射性物質対策ガイドライン」に基づき実施する。
- 放射性物質等の影響が懸念される事態が発生した場合に、区民の健康に関する不安を解消することが必要と認められるときは、健康相談に関する窓口を設置する。

第 8 章 救 助 ・ 救 急

第 1 節 救助・救急活動態勢等 【消防署・警察署】

関係機関による連携・協力体制を確立し、救助・救急活動に全力であたる。

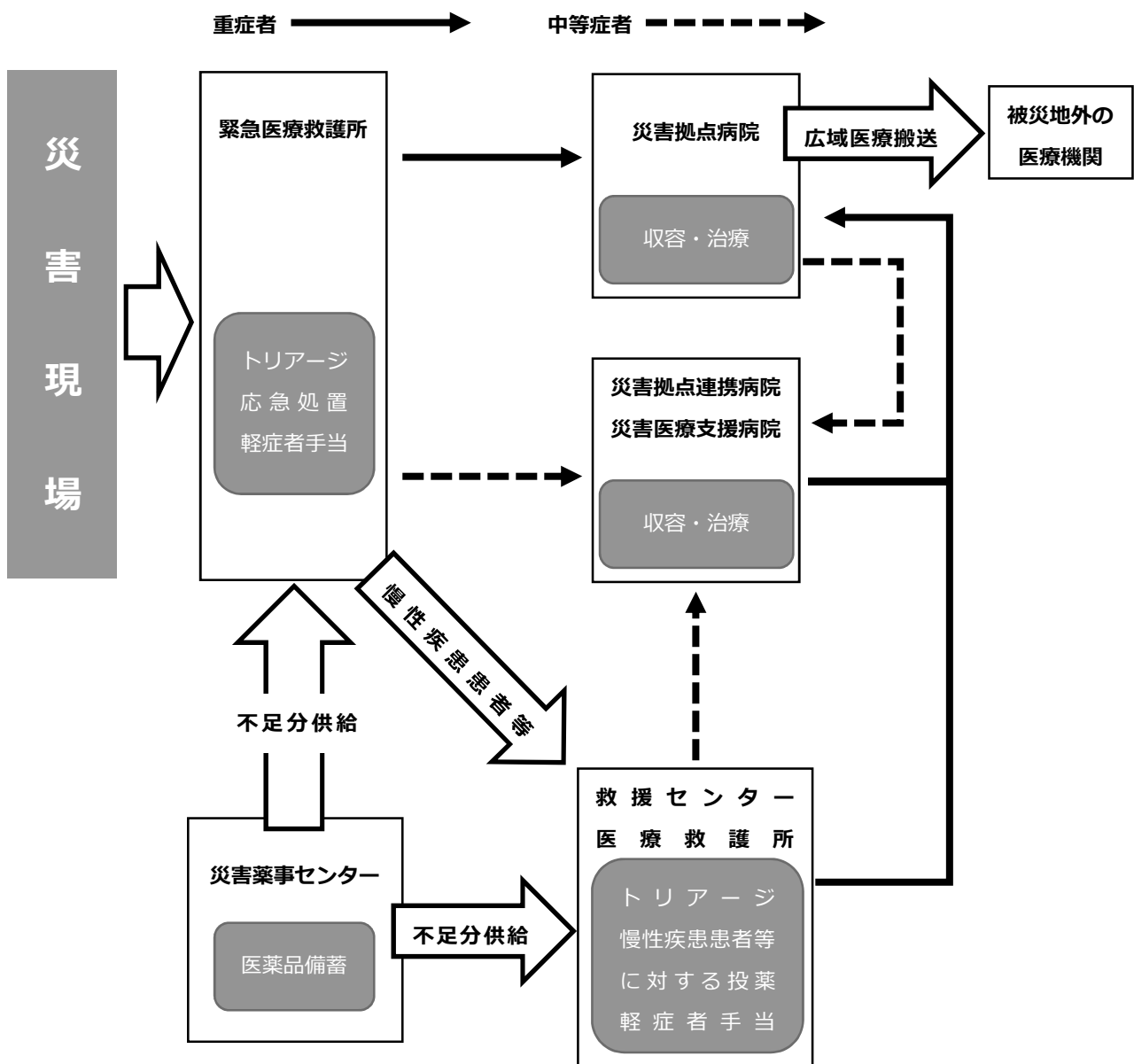
機 関 名	対 応 措 置
消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別救助隊、ポンプ隊及び救急隊等が連携し、救助・救急資器材を活用して、組織的な人命救助・救急活動に取り組む。 ○ 救助・救急活動に必要な重機、救急資器材等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を実施する。 ○ 救急活動にあたっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携して傷病者の救護にあたる。 ○ 救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車、民間患者等搬送事業者、タクシー事業者（サポートCab）等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。 ○ 警視庁、自衛隊、東京DMAT(*17)、区医師会、地域防災組織等と連携協力し、救助・救急に万全を期する。
消 防 団	<p>救助器具を活用し、地域住民との協働による救出活動とともに、負傷者に対する応急手当を実施し、安全な場所へ搬送する。</p>
警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救出救助活動は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して実施する。 ○ 救出した負傷者は、速やかに医療救護所等に引き継ぐ。 ○ 救出救助活動にあたっては、重機類等装備資機材等を有効に活用する。 ○ 速やかな救出救助活動のため、第一次交通規制及び第二次交通規制を実施する。 ○ 東京消防庁、自衛隊、地域防災組織等と連携協力し、救出救助に万全を期する。

第 9 章 医 療 救 護 対 策

第 1 節 基本方針

災害時には、家屋等の倒壊や窓ガラスの落下、火災、パニック等により多数の負傷者の発生が予想される。医療救護は、災害時に区民の生命と財産を守る要であることから、区は防災関係機関と密接に連携し、被災者の救護に万全を期する。

医療救護の流れ



第2節 医療対策本部の設置等

【総務部・池袋保健所・医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会】

第1 医療対策本部及び区災害医療コーディネーターの配置

- 災害時に効率的な医療救護活動を実施するためには、正確な被害状況等の把握と医療機関等との情報連絡体制を確立が必要である。区は、区医師会及び区歯科医師会等の協力を得て、医療対策本部を設置する。
- 医療対策本部内の医療救護活動を統括・調整するために、必要な医療情報を集約・一元化し、医療救護活動に対して医学的な視点から助言する区災害医療コーディネーターを配置する。

第2 医療対策本部及び区災害医療コーディネーターの役割と活動

1 医療対策本部

- 緊急医療救護所や救援センター医療救護所、医療機関等の医療救護活動に関する情報、日赤・DMAT（*）・医薬品・医療資機材等の人材や資機材の情報をもとに、医療救護活動全体に関する意思決定及び助言をする。
- 区は、収集した情報を帝京大学医学部附属病院に設置される医療対策拠点に報告するとともに、収集した情報の中で、必要なものは区民へ広報する。

2 区災害医療コーディネーター

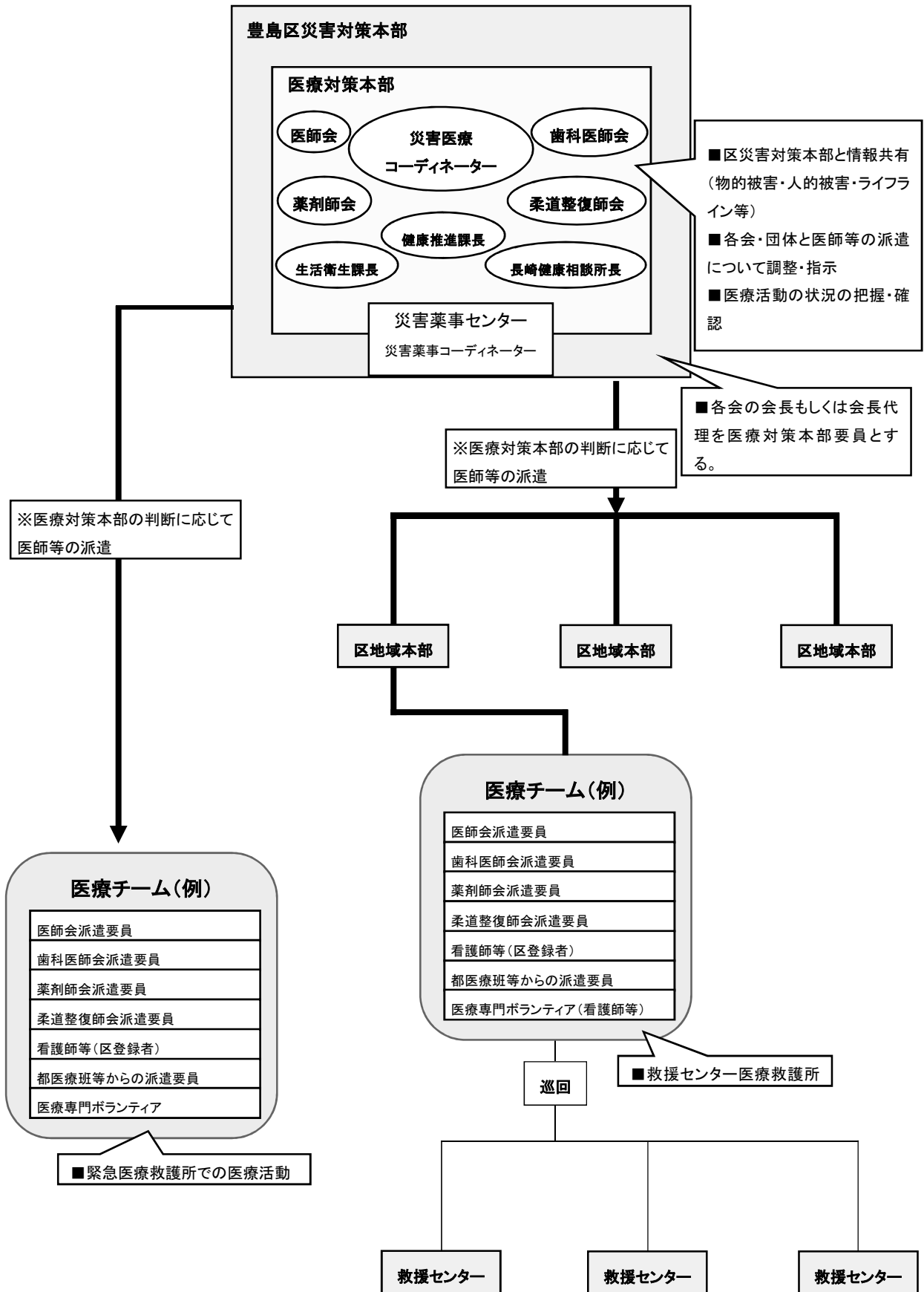
- 区内の負傷者の状況、医療救護の対応状況を踏まえ、区西北部地域災害医療コーディネーター（*）に必要な支援を要請し、都医療救護班等などの医療チームを受け入れる。
- 区内・近隣の病院、区内の診療所、緊急医療救護所、救援センター医療救護所等の情報を一元的に収集し、円滑な医療スタッフの配置、負傷者の搬送等医療救護に関し医療対策本部（長）に助言をする。

* 区西北部地域災害医療コーディネーター…都が、都内を12の二次保健医療圏に分けて、各圏域に地域災害医療コーディネーターを配置している。豊島区は区西北部保健医療圏に属する。

第3 参集態勢

参 集 基 準	医 療 対 策 本 部 人 員
(1) 区において震度6弱以上の地震が発生したとき	○ 医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会の会長、区災害医療コーディネーター、生活衛生課長、健康推進課長、長崎健康相談所長とする。
(2) その他、状況により区長が必要と認めたとき	○ 各会の会長が参集できない場合は、会長の代理1名とする。 ○ 医療対策本部の本部長は、医師会長（医師会長代理）とする。 ○ 区の保健所職員

医療体系図



第3節 医療救護活動

【総務部・保健福祉部・池袋保健所・医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会】

災害時における医療救護は、区が一次的に実施する。都は、区を応援・補完する立場から医療救護班を編成し、区から地域災害医療コーディネーターを通じて応援要請があった場合及び医療救護の必要があると認めた場合に、医療救護班を派遣する。

第1 医師等派遣態勢の整備

- 区長は、必要に応じて、区医師会長、区歯科医師会長、区薬剤師会長及び区柔道整復師会長に医師等の派遣を要請する。
- 区長から医師等派遣の要請があった場合には、区医師会長、区歯科医師会長、区薬剤師会長及び区柔道整復師会長は、直ちに班編成などを実施して、所定の箇所へ派遣し、医療救護活動を実施する。なお、震度6弱以上の地震が発生したときは、区長からの要請があったとみなす。
- 医療対策本部が診療所での診療が可能と認めた場合、医療対策本部からの連絡により診療所で診察する。

第2 緊急医療救護所

1 緊急医療救護所の役割

- 災害発生時、病院に負傷者等が殺到することが想定されるため、病院機能の確保のために区内災害拠点病院、東京都指定二次救急医療機関を中心に、緊急医療救護所を設置する。設置場所は、病院の近接地（敷地内を含む）とする。
- 緊急医療救護所では、傷病者のトリアージ、重・中等症の応急処置と軽症者の治療及び搬送調整を実施する。
- 緊急医療救護所は、発災時における負傷者のトリアージを実施し、重症度に応じた適切かつ迅速な医療を提供することを目的とするため、負傷者への対応が落ち着く時期を目途に撤収する。

2 設置場所

- 設置場所は、当面、区内の災害拠点病院、東京都指定二次救急医療機関を中心に設置し、各病院への確認、設置の具体的な場所は今後協議の上、検討する。

3 参集態勢

参集基準	参集人員
(1) 区において震度6弱以上の地震が発生したとき	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区は、医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会等と協議の上、緊急医療救護所を開設した際の担当医師等を定めておく。 ○ 災害時に、担当医師等は可能な限り、所定の地域本部に参集する。
(2) その他、状況により区長が必要と認めたとき	

4 搬送体制の構築

- 緊急医療救護所の至近病院で対応ができない重症者・重篤者への対応については、災害拠点病院等へ搬送が必要である。今後、区は関係機関等と連携し搬送体制を構築していく。

第3 救援センター医療救護所

1 救援センター医療救護所の役割

- 災害発生時、全地域本部に救援センター医療救護所を設置する。
- 救援センター医療救護所では、かすり傷や体調不良等の診療・相談等、軽症者への対応を行うとともに、担当医師の責任において、できる限りの治療を実施する。
- 福祉室の避難者を診療し、福祉救援センター・補助救援センターへの移送の可否を可能な限り判断する。

名 称	定 義
福 祉 室	要配慮者を受け入れるスペース。救援センターの中の和室や多目的室等を想定。
福祉救援センター (介 護 型)	特別な設備等がないと生活を送ることが困難な避難行動要支援者等のうち、要介護度が重い方のための救援センター。例えば、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等。 (* 東京都地域防災計画における「二次避難所」に相当する)
補助救援センター	救援センターで避難者を収容しきれなかった場合に開設する、補助的な救援センター。例えば、区民ひろば等の区有施設、又、幼稚園、都立高校、私立大学等の教育施設等。 (* 東京都地域防災計画における「避難所」に相当する)

【参照：福祉救援センター(通所型、介護型、子育て支援・乳幼児対応型)、補助救援センター一覧(資料編 II 震災対策編第2部p. 60)】

- 救援センター医療救護所の担当医師は、避難者の負傷状況等を確認し、地域本部を通じて医療対策本部へ状況を報告する。
- 救援センター医療救護所での治療が不可能な患者は、緊急医療救護所・医療機関等への搬送が必要となるため、今後、搬送方法についても検討する。

2 参集態勢

参 集 基 準	参 集 人 員
(1) 区において震度6弱以上の地震が発生したとき (2) その他、状況により区長が必要と認めたとき	○ 区は、医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会等と協議の上、救援センター医療救護所を開設した際の担当医師等を定めておく。 ○ 災害時に、担当医師等は可能な限り、所定の地域本部に参集する。

参集時の連絡態勢については、今後整備を進めていく。

第4 活動内容

1 医師会等

	活 動 内 容	活 動 場 所
医 師 会	緊急医療救護所、医療救護所等における軽易な患者に対する医療・健康相談	緊急医療救護所 救援センター医療 救護所
	災害拠点病院等への搬送の要否及び搬送順位の決定	緊急医療救護所
	搬送のための安定化処置	緊急医療救護所
	助産救護（分娩の介助、分娩前後の処置、衛生材料の支給）	
	死亡の確認	
	検案に際しての法医学上の協力	遺体収容所
歯 科 医 師 会	歯科傷病者に対する応急処置	救援センター医療 救護所
	救援センター等における軽易な患者に対する歯科医療・口腔衛生指導	救援センター医療 救護所
	検視に際しての法歯学上の協力	遺体収容所
薬 剤 師 会	災害薬事センターの運営	災害薬事センター
	傷病者、慢性疾患患者に対する調剤、服薬指導	緊急医療救護所 救援センター医療 救護所
	医薬品の仕分・管理	災害薬事センター 緊急医療救護所 救援センター医療 救護所
	一般用医薬品等を活用した被災者の健康管理支援	救援センター
	救援センターの衛生管理・防疫対策への協力	救援センター
柔 道 整 復 師 会	傷病者に対する応急救護	緊急医療救護所
	傷病者に対する応急救護に関する衛生材料等の提供	
	応急救護に関する役務の提供	

* 上記の活動場所はあくまで目安として例示

* 医療機関での診療が可能な場合、上記項目は医療機関で行うべき内容となる

2 東京DMATの活動

- 東京DMATは、東京消防庁連携隊と連携して多数傷病者等の救命措置等などの活動を行う。
- 東京DMATの出動にあたっては、東京消防庁との連携によることを原則とし、「災害医療派遣チーム（「東京DMAT」）運営要綱」に基づき活動する。

第5 その他の医療救護活動に係る事項

1 看護師の確保

- 区は医師会と協力し、緊急医療救護所、救援センター医療救護所等において医療救護活動に従事可能な看護師の確保に努める。

- 2 被服の整備
 - 区は、都福祉保健局が策定する災害時医療救護活動ガイドラインに準じて、被服を整備する。
- 3 医療救護活動訓練の実施
 - 区は、多数の傷病者を迅速かつ適切に救護するため、トリアージの基準や各医師が実施する医療救護活動に関して、都が策定した災害時医療救護活動ガイドラインを用いた研修等を実施する。
- 4 医療費
 - 緊急医療救護所、救援センター医療救護所における医療費は無料とする。
 - 災害拠点病院等における医療費は、原則として患者負担とする。
- 5 E M I Sの入力及び医療救護班の派遣要請
 - 区は、救護所の開設状況等をE M I Sに入力するとともに、被害状況等により必要と認める場合には、地域災害医療コーディネーターに医療救護班の派遣を要請する。

第4節 医薬品・医療資器材等の確保

【総務部・保健福祉部・池袋保健所・医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会】

医薬品は、都福祉保健局及び都医師会で定める医薬品セットを基準に確保する。医療救護活動の実施にあたっては、区で確保している医薬品を優先的に使用する。区で確保した医薬品が不足する場合は、医薬品卸売業者との協定に基づき、災害薬事センターが供給を要請し調達するものとする。区での調達が不可能な場合は、都に対し供給を要請する。

第1 医薬品等の備蓄

- 緊急医療救護所開設地の近隣、災害薬事センターにおいて医薬品を備蓄する。（3日分程度）
- 救援センター医療救護所に、医療資器材〔救援センター医療救護所用〕を配備する。
- 緊急医療救護所の設置箇所に、医療資器材〔緊急医療救護所用〕を配備する。
- 歯科休日応急診療所に、歯科医療資器材を配備する。

第2 医薬品等の管理等（緊急医療救護所、救援センター医療救護所）

- 薬剤師により、備蓄医薬品及び補給医薬品を管理する。
- 不足する医薬品等は、災害薬事センターに供給を依頼する。

第3 災害薬事センター

- 池袋保健所内に災害薬事センターを設置する。なお、災害薬事コーディネーターは、区薬剤師会から選任する。
- 区内緊急医療救護所、救援センター医療救護所への3日分の医薬品を備蓄する。
- 緊急医療救護所等での不足医薬品の供給は、災害薬事センターが統括し、一括して卸売業者に発注する。

第4 医薬品の供給体制、輸送

- 発災時における安定的な医薬品等の供給のために、区内近隣の医薬品卸売業者と協定を締結する。
- 原則として、医薬品等の輸送は卸売業者に依頼する。ただし、輸送が困難な場合は、区が協力する。

第5 血液製剤の供給

- 医療・助産救護活動に際して、血液製剤が必要となった場合、区災害医療コーディネーターは都福祉保健局長に供給を要請する。
- 都は、日本赤十字社東京都支部その他に要請し、同支部及び都内各血液センターが献血供給事業団との密接な連携のもとに供給する。

第5節 災害拠点病院等への搬送体制の整備 【総務部・保健福祉部】

第1 負傷者等の搬送及び収容

負傷者等のうち、災害拠点病院等に収容する必要がある者（重症者等）が発生した場合は、都福祉保健局、区災害対策本部及び防災関係機関（消防機関等）に搬送を要請する。

1 負傷者の搬送体制

搬送は、原則として、被災現場から緊急医療救護所までは区が対応し、緊急医療救護所から災害拠点病院等までは、都（消防機関等）と区が協力して対応する。

2 負傷者の搬送方法

負傷者等の災害拠点病院等への搬送は、状況に応じて、次のとおり実施する。

- ・ 消防機関に配車・搬送を要請する。
- ・ 区庁有車、又は医療救護班が使用した車両により搬送する。
- ・ 民間の患者等搬送事業者及び一般社団法人東京都トラック協会等の協力を得て搬送する。
- ・ 区職員及び消防機関職員、緊急医療救護所に参集した医療スタッフが担架で搬送する。
- ・ 東京ハイヤー・タクシー協会等の支援を得て搬送する。
- ・ 豊島区民社会福祉協議会、豊島区社会福祉事業団が所有する車両の提供を得て搬送する。

3 救急医療情報体制の整備

- 負傷者等を災害拠点病院等に搬送するためには、収容先医療機関の被害状況や空床情報等を迅速かつ的確に把握する必要があり、救急医療情報収集態勢を整備する。
- 救急医療情報収集態勢の整備にあたり、区は、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び柔道整復師会の協力を得て、EMISや有線・無線等の通信手段を活用し、情報の収集に努める。

第6節 後方医療体制の整備 【総務部・保健福祉部】

第1 災害拠点病院等

患者を収容する医療機関は、災害拠点病院、災害拠点連携病院及びその他の病院等で被災を免れた全ての医療機関（災害医療支援病院）に区分する。

1 災害拠点病院

主に重症者の収容・治療を行う病院で、都が82施設を指定し、医療資器材を備蓄。

2 災害拠点連携病院

- 主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う病院。
- 災害拠点病院と連携し、災害時の傷病者の適切な医療の確保のために医療救護活動を実施する病院として都が指定する病院。

3 災害医療支援病院

- 主に専門治療、慢性疾患への対応、医療救護活動を行う病院。（災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院）
- 区においては、区医師会の協力のもとに、区内の災害医療支援病院へポータブル発電機や簡易ベッド等の資器材等の支給を行っている。

【参照：23区西北部における災害拠点病院(資料編Ⅱ 震災対策編第2部p.62)、救急病院一覧(資料編Ⅱ 震災対策編第2部p.63)、救援センター災害用医療資器材保管校一覧(資料編Ⅱ 震災対策編第2部p.63)、災害用補充医療資器材一覧(資料編Ⅱ 震災対策編第2部p.63)】

第2 専門的医療等の整備

東日本大震災において、人工透析や在宅人工呼吸器使用患者等専門的医療を必要とする人々への対応の必要性が改めて浮き彫りになったことから、必要な対策を進めていく。

1 人工呼吸器使用患者への対応

- 区は、平常時から難病等による在宅人工呼吸器使用患者を把握し、在宅人工呼吸器者には災害時個別支援計画を整備するとともに、関係機関と連携を図り対応の検討を図る。
- 発災後は人工呼吸器装着者の安否確認と電源の支援、神経難病等の要医療援護者の安否確認と入院、介護を支援する。

2 透析患者への対応

- 人工透析者については、東京都区部災害時透析医療ネットワークと連携を取りつつ、対応できる医療機関等の情報を伝達し、必要に応じて被災区域外の医療機関への搬送体制を整備するなどの検討を図る。

3 周産期妊産婦への対応

- 妊娠後期妊婦、出産直後の新生児と産婦の安否確認と周産期対応補助救援センター等支援体制を整備する。

第7節 巡回体制の構築

【医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会・民生児童委員・介護士等】

- 在宅の避難行動要支援者等に対しても、衛生状態を良好に保つとともに、健康状態を把握し、被災者が健康な生活を送れるよう支援するため、救援センター運営組織の救護衛生部が中心となり、発災の翌日から、医師、民生・児童委員、介護士等と連携して、在宅の避難行動要支援者等の巡回活動を実施する必要がある。
- 区は、今後、関係機関と連携して、巡回チームの構成・活動内容・活動時期等の巡回体制について検討していく。

第8節 保健衛生及び防疫 【保健福祉部】

第1 保健衛生活動及び防疫活動

区は、災害時における家屋の内外その他の場所を消毒し、感染症のまん延を防止するとともに、あわせて飲食に起因する被害発生の防止に努める。

1 班の編成

- 区災害対策本部の災対衛生部に管理課庶務班、医療連絡班、支援班、生活衛生課生活衛生班、衛生指導班、医薬指導班、健康推進課保健予防班、保健活動班をおく。

2 班の活動

【参照：豊島区災害対策本部運営要綱 別表(第6条・第8条関係) (資料編 V 例規等p. 28)】

第2 防疫用資器材の備蓄及び調達

- 器材及び資材を備蓄し、初期防疫活動にあたる。
- 器材及び資材が不足する場合は、豊島区薬業協同組合に協力を求めて早急に調達する。さらに不足する場合は器材を含めて、都(福祉保健局)に要請する。

【参照：防疫用資器材の備蓄状況(資料編 II 震災対策編第2部p. 64)】

第3 保健衛生活動

区は、豊島区緊急医療救護所・救援センター医療救護所における医療救護活動マニュアルを整備し、保健衛生活動を実施する。

1 保健活動

(1) 巡回健康相談

- ・ 救援センター等の巡回健康相談を実施する。
- ・ 環境の清潔保持について指導する。
- ・ 救援センター等での感染症発生予防と患者発生時療養支援、蔓延防止対策を実施する。
- ・ 高血圧、糖尿病等の慢性疾患患者の治療、療養生活継続を支援する態勢を検討する。
- ・ 救援センター及びその他の地域住民の災害後の保健衛生ニーズの把握、分析、方針化を実施する。
- ・ その他、救援センター及び仮設住宅等に入居する住民の健康診断等健康管理に関することを実施する。

(2) こころの健康巡回相談

- ・ 救援センター医療救護所、救援センターでの巡回健康相談、在宅医療者への巡回健康相談及び療養継続支援の中から、被災者の精神的ケアの必要性に応じたトリアージを行い、必要性の高い者から支援し、医療及び継続相談に結びつける。
- ・ 巡回健康相談でスクリーニングしたこころのケア対象者に対し、東京都等から派遣された「災害派遣精神医療チーム(東京DPAT又は他道府県DPAT)」の相談に繋げる。
- ・ 東京都と連携し、被災住民の心的外傷後ストレス障害(PTSD)も視野に据えてメンタルヘルスケア体制整備を図り、被災の状況に即して活動する。

(3) 食生活相談

- ・ 食物アレルギー等特殊食品利用者への栄養指導を実施する。
- ・ 救援センター生活者の食事配給に関して、栄養面からの配慮、指導を実施する。

- (4) 歯科相談
 - ・ 救援センター等の歯科保健相談を実施する。
 - ・ 歯科医療機関との連携により、歯科救護所を設置し、診療可能な歯科診療所等に繋げる。
- (5) 区は、必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。
- (6) 応援・派遣職員への対応
 - ・ 区は、災害時の相互応援協定を締結している他市町に保健活動の応援を要請する。
 - ・ 区は、上記の体制での対応が困難な場合は、都に応援を要請する。
 - ・ 都は、区の要請に基づき、区及び厚生労働省と協議のうえ、他県市等に応援を要請する。
 - ・ 区は、災害時の受援計画を策定し、応援・派遣職員の受入体制の確立を図る。
 - ・ 災害後の保健活動に従事するボランティアとの組織的協働体制を整備し、ニーズに即して、応援要請及び情報提供を実施する。

2 衛生活動

- (1) 水の安全確保
 - ・ 貯水槽汚染等通報・相談受付を行う。
 - ・ 救援センターの飲料水残留塩素濃度測定を行う。
 - ・ 貯水槽等の飲料水残留塩素濃度測定を行う。
 - ・ 井戸水の相談受付を行う。
- (2) 食品の安全確保と衛生指導
 - ・ 救援センターを巡回し、食品の衛生確保について指導を行う。
 - ・ 飲食に起因する危害発生防止の啓発を行う。
 - ・ 食品集積所の衛生確保の指導を行う。
 - ・ 炊飯所、調理施設、仮設店舗の衛生確保の指導を行う。
 - ・ 食中毒発生時の患者の拡大防止及び食中毒事故の再発防止に努めるよう指導を行う。
 - ・ 食品衛生情報を提供する。
 - ・ 救援センター、食品集積所、炊飯所・食品調理施設、仮設店舗等に食品の取り扱いについての管理責任者を設置させて、食品の衛生的に取り扱うよう指導する。
 - ・ 食品取り扱い施設の清掃・消毒の啓発及び指導を行う。
 - ・ 食品の衛生的な保管及び食品期限表示確認の徹底の指導を行う。
 - ・ 食品取り扱い者の健康管理及び手洗いの励行の啓発及び指導を行う。
 - ・ 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底について指導を行う。

(3) トイレ等の衛生活動

救援センターの衛生状況を把握し、必要があれば健康班と連携して被災住民の衛生に関する相談、指導を行う。

- ・ 救援センターを巡回し、トイレ、ごみの保管場所等殺虫、消毒の指導をする。
- ・ 公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握する。
- ・ 避難住民に対してその情報を提供するとともに、浴場等の確保に努め救援センターの衛生管理を支援する。

3 救援センターの衛生管理

- (1) 住民の救援センターへの適正誘導及び収容並びに過密状況を把握
- (2) 土足禁止区域・喫煙（分煙）区域の設定

- (3) 避難住民の生活環境上必要な物品の確保
- (4) 避難住民間のプライバシーの確保
- (5) ごみの適切な排出やトイレ使用等の方法、避難住民に対する衛生管理の留意事項の周知

第4 防疫（感染症の防止）

1 活動項目・各班の編成

- 保健活動班、衛生指導班は保健予防班、生活衛生班、医薬指導班等と連携を緊密にとりながら、被災住民の健康調査を行い、患者の早期発見に努め、被災地の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて応急医療・感染拡大防止等を行う。
- 保健活動班、衛生指導班は保健予防班、生活衛生班と連携を緊密にとりながら、健康調査及び健康相談の実施と並行して、感染症予防のための広報及び健康指導を行う。
- 防疫活動の実施にあたって、区の対応能力では十分でないとする場合は、都福祉保健局または地区医師会等に協力の要請を行う。
- 状況に応じて防疫に関する区市町村の活動に対する支援や指導、区市町村間の調整を都に要請する。

2 保健活動班

- 救援センター開設後、速やかに健康調査及び健康相談を行う。
- 感染症予防のため広報及び健康指導を実施する。
- 必要により応急処置、感染症の流行状況を踏まえた予防接種を実施する。
- 患者の消毒（指導）を行う。
- 救援センターの感染症流行状況を把握し、感染拡大を防止する。

3 衛生指導班

- 救援センター開設後、速やかに衛生相談を行う。
- 保健活動班及び衛生指導班は健康調査及び健康相談の実施と並行して、感染症予防のための広報及び健康指導を行う。
- 救援センターの消毒の実施及び指導
- 消毒薬の配布及び消毒の確認
- 飲料水の消毒及び指導
- 区は、患者発生時の消毒（指導）、トイレやごみ保管場所等の要消毒場所の消毒の実施、または消毒薬を配布し指導

4 医薬指導班

被災地の医療・薬事調査及び指導を実施する。

- 仮設診療所・仮設薬局開設届、医療機関による巡回診療計画等を受理する。
- 避難所の医療活動の状況把握及び受理した仮設診療所等を情報提供する。

第5 動物救護

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難施設等に避難してくることが予想される。

1 飼い主責任の原則

- 災害時においても、動物の飼育や保護は、原則として飼い主の自己責任による。飼い主は、救援センター等に動物を連れて避難した場合、当面の餌や常備薬、糞便の処理等を自己責任で行う。

2 同行避難の原則

- 災害の発生時には、飼い主が、特定動物（危険な動物）を除いてペットを同行し、救援センター等まで避難すること。同行避難とは、ペットと共に移動を伴う避難行動をすることを指し、救援センター等において飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するものではない。
- 軽度な被害で、自宅が安全な場合は、同行避難を避けることも考えておく。

3 救援センター等における動物の適正飼育

- 救援センターには、動物アレルギーを有する人や動物嫌いの人も避難してくるため、ペットを原因としたトラブルが生じないように、ペットを飼育していない避難者に配慮するとともに、ペットの健康と安全を確保するための措置を講じるなど、飼い主には、平常時以上に、適正な飼養管理をするための努力が求められるため、区は、排泄物の処理をはじめ、飼育環境を清潔に保つように飼い主に注意喚起を行う。

4 負傷動物・飼い主がわからない動物の救護

- 災害時には、被災により多くの動物が負傷するとともに、飼育環境の急激な変化のため、ストレスによる下痢、嘔吐等消化器系の異常を示す動物が多く発生するとされている。
- 負傷動物については、災害時の協定を締結している公益社団法人東京都獣医師会豊島支部との連携による獣医師巡回体制のもとで、応急手当及び治療を行う。
- 飼い主のわからない動物や放し飼い状態の動物については、動物愛護団体やボランティア等の協力のもと、都福祉保健局動物愛護相談センターに捕獲、搬送を依頼し、動物愛護相談センター等の動物保護施設で保護を行う。

5 飼い主への意識啓発

- 区は、飼い主責任の原則や同行避難の原則、避難生活に関する注意事項等について、飼い主に対して意識啓発に取り組む。

第 10 章 避難者対策

第 1 節 基本方針

災害時には、浸水、崖崩れ、延焼火災等が発生する恐れがあり、区民の避難を必要となる場合が数多くなると予想される。被災者の生命、身体等の安全を確保するため、平常時から避難に必要な態勢を整備する。

避難対策については、感染症の防止、感染拡大を踏まえた視点から、救援センターへの避難だけでなく、効果的な分散避難を促進する。

第 1 避難場所等

名 称	定 義
避難場所 (広域避難場所)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都が東京都震災対策条例第47条に基づき指定する。例えば、雑司が谷墓地、立教大学等。 ○ また、火災の拡大する恐れがなく、避難場所と同程度の安全性を有するため、広域的な避難をする必要のない地区を地区内残留地区に定めている。豊島区では、池袋地区が指定されている。 <p><指定の基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺市街地大火によるふく射熱 (2,050kcal/m²h) に対して、安全を確保できる有効面積がある。 ・ 震災時に避難者の安全を著しく損なう恐れのある施設が、避難場所内部に存在しない。 ・ 収容人員に対して、避難場所内の建物、道路、池等を除き、利用可能な避難空間として、原則として一人あたり 1 m²を確保する。 ・ 避難場所ごとの地区割当計画の作成にあたっては、町丁、町内会、自治会区域を考慮する。
避難道路	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難場所への距離が 3 km以上ある地域や火災による延焼の危険性が著しい地域において、避難者を安全に誘導するため、予め指定した道路。東京都が東京都震災対策条例第48条に基づいて指定する。
いつとき 一時集合場所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町会が指定した地域の集合場所で、災害による危険から一時的に身を守る場所。 ○ また、町会（地域防災組織）単位等で一時的に集合し、状況を把握し合った後、必要な地域活動を検討し、実行する拠点ともなる。 ○ 区は、指定箇所を把握し、災害時の自主的な活動を支える防災設備の設置を検討する。

【参照：避難場所一覧(資料編 II 震災対策編第2部p. 65)】いつとき
一時集合場所一覧(資料編 II 震災対策編第2部p. 67)】

第2 救援センター等

名 称	定 義
救援センター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害により住宅が住めない状態となった場合、一定の期間、避難生活する場所。その他、情報連絡や給水・給食、医療救護など支援の拠点ともなる。豊島区では、区立小中学校等を指定している。（東京都地域防災計画における「避難所」に相当） ○ また、救援センターは「一時集合場所」の機能を併せ持つ。
福祉室	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要配慮者を受け入れるスペース。救援センターの中の和室や多目的室等。
補助救援センター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救援センターで避難者を収容しきれなかった場合に、開設する補助的な救援センター。（東京都地域防災計画における「避難所」に相当する） ○ 例えば、区民ひろば等の区有施設や幼稚園、都立高校、私立大学等の教育施設等。
福祉救援センター (通所型)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別な設備等がなければ生活が困難な避難行動要支援者等のうち、障害者のための救援センター。（東京都地域防災計画における「二次避難所」に相当） ○ 例えば、心障センター、生活実習所、福祉作業所等。
福祉救援センター (介護型)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別な設備等がなければ生活が困難な避難行動要支援者等のうち、要介護度が重度の者のための救援センター。（東京都地域防災計画における「二次避難所」に相当） ○ 例えば、特別養護老人ホーム等。
福祉救援センター (子育て支援・乳幼児対応型)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救援センターでは、避難生活が困難な乳幼児及びその保護者のための救援センター。（東京都地域防災計画における「二次避難所」に相当） ○ 例えば、区立保育園、子ども家庭支援センター。

【参照：救援センター／区立小中学校等一覧(資料編 II 震災対策編第2部p. 71)

福祉救援センター(通所型、介護型、子育て支援・乳幼児対応型)、補助救援センター一覧(資料編 II 震災対策編第2部p. 60)】

第3 指定緊急避難場所、指定避難所の指定

1 指定緊急避難場所、指定避難所

- 従来の災害対策基本法においては、切迫した災害の危険から逃れるための避難場所と避難生活を送るための避難所が必ずしも明確に区別されておらず、東日本大震災では被害拡大の一因ともなっていると指摘された。
- このため、平成25年6月に改正された災害対策基本法において、切迫した災害の危険から逃れるための緊急避難場所と、一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための避難所が明確に区別された。災害対策基本法で規定された指定緊急避難場所、指定避難所の定義は以下の通りである。

- 指定緊急避難場所
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所。
- 指定避難所
災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。

2 指定緊急避難場所、指定避難所の指定

- 豊島区では、災害時の避難場所と避難所について、災害の種類（「地震」「洪水」「内水氾濫」「崖崩れ」「大規模火災」）ごとに整理している。
【参照：指定緊急避難場所、指定避難所（資料編Ⅱ 震災対策編第2部p.73）】
- ただし、各避難場所、避難所の呼称は、混乱を避けるため、「指定緊急避難場所、指定避難所」とせず、従来どおり「救援センター」とする。 ○ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策については、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平時からホテルや旅館等の活用を含めて検討する。

第2節 避難態勢 【総務部・消防署・警察署】

第1 避難の方法

感染症を踏まえた複合災害対策としての避難については、救援センターへの避難以外に、「在宅避難」「親戚・知人宅への避難」「ホテル・旅館等への避難」など、避難の分散化を促進する。

第2 避難準備情報及び避難勧告・指示等

機 関 名	内 容
区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都本部長から区長に対して、避難の勧告または指示があった場合、その勧告・指示に従い、直ちに所要の措置をとる。 ○ 区域内において、土砂災害警戒情報が発表されるなど危険が切迫した場合には、区長は警察署長及び消防署長と協議のうえ、要避難地域及び避難先を定めて避難を勧告または指示するとともに、速やかに都本部へ報告する。 ○ 避難勧告又は指示の発令が予想され、避難勧告又は指示の発令後、要配慮者の避難が間に合わないことが予想される場合、状況に応じ避難準備・高齢者等避難開始を発表する。 ○ 人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、区長は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、または退去を命ずる。 ○ 平常時から一定の地域又は町会（地域防災組織）単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。 ○ 区が平成19年度に作成した「内部共有名簿」及び「地域共有名簿」をもとに、地域防災組織等の協力により、避難行動要支援者等を優先的に避難させて、安全を確保する。 ○ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告または指示の伝達は、区が警察署、消防署の協力を得て、当該住民に対し、迅速かつ的確に伝達する。なお、伝達方法は、固定系無線や広報車を活用する他、高齢者・障害者に配慮した多様な手段により情報発信する。 ○ 救援センター内での過密化を抑制するため、自宅が安全な場合は自宅に留まる「在宅避難」や、親戚・知り合い宅に避難する「縁故避難」を呼び掛ける。
都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 知事は、水防法または地すべり等防止法に基づく避難を指示する。 ○ 災害の発生により区がその全部または大部分の事務を実施することができなくなった場合は、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部または一部を区長に代わって実施する。

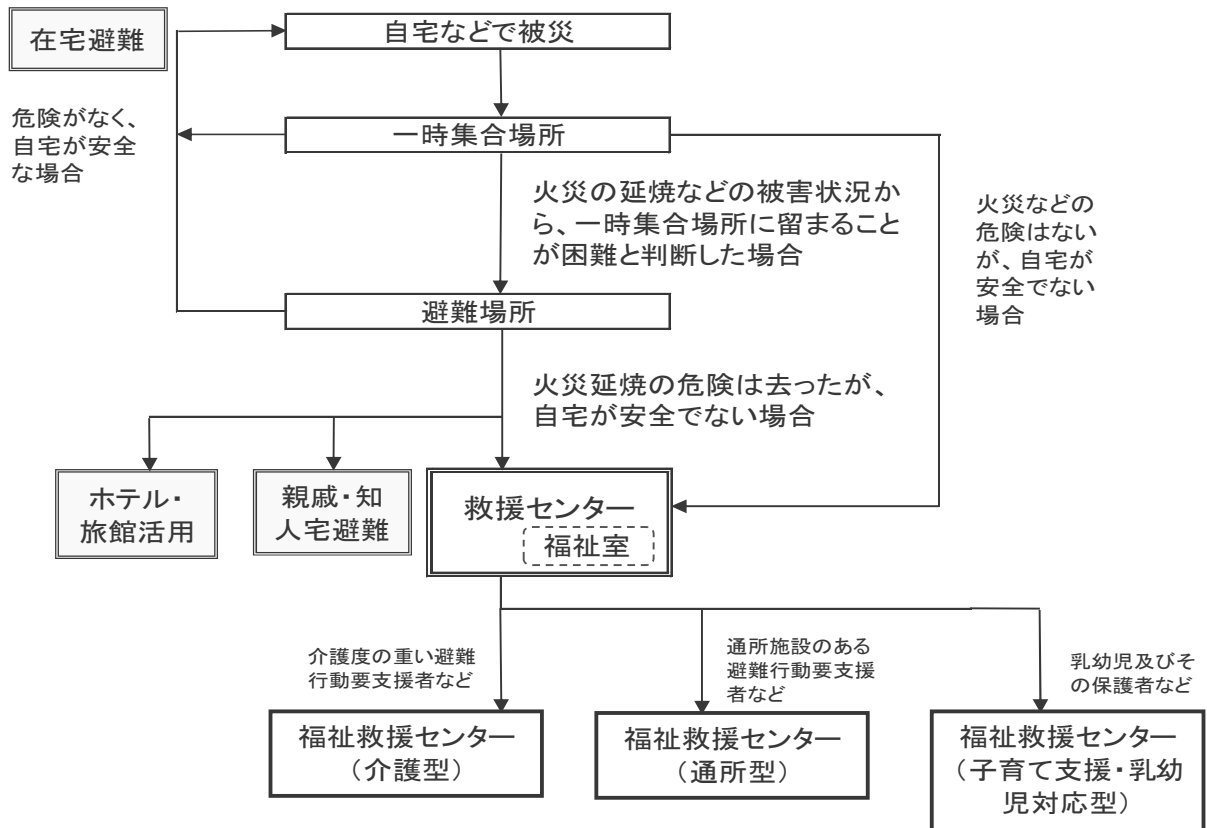
機 関 名	内 容
警 察 署	火災の発生、津波の来襲等の危険が切迫し、区長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は区長から要求のあったときは、警察官が居住者等に避難を指示する。この場合、直ちに区長に対し、避難を指示した日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。
消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の状況により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報 ○ 人命危険が著しく切迫し、通報する時間がない場合の関係機関と連携した避難勧告又は避難指示及び区へのその内容の通報 ○ 避難勧告又は避難指示が出された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、消防車両等所有車両により避難勧告又は指示を伝達

第3 避難誘導

機 関 名	内 容
区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難の勧告又は指示が出された場合、警察署及び消防署の協力を得て、一定の地域又は町会（地域防災組織）、事業所単位に集団の形成を図るため、一時集合場所に避難住民を集合させる。その後、町会長（地区長）や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、予め指定した救援センター等に誘導する。 ○ 一時集合場所への集合の際、要配慮者などの情報について、可能な限り収集するよう努める。 ○ 要配慮者の避難誘導については、地域防災組織の主体的活動のもとに、区は、消防団等と連携するとともに、民生委員及び周辺住民の協力を得て避難場所への誘導に努める。 ○ 感染症対策として、自宅が安全な場合は自宅に留まる「在宅避難」や、親戚・知り合い宅への「縁故避難」を呼び掛け、救援センターにおける避難者の過密抑制に努める。 ○ 避難の勧告、または指示を行ういとまがない場合の住民の避難について、避難準備・高齢者等避難開始発表の基準方法や予め地域の実情、発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。
警 視 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主統制により一時集合場所に集合した地域住民、事業所職員等は、町会長・管理者等のリーダーを中心に編成した集団単位で、指定された救援センター等に避難させる。この場合、災害時要援護者は優先して避難させる。 ○ 避難誘導にあたっては、避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場における個別広報の他、ヘリコプターによる上空からの広報活動を行う。 ○ 火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置し、地域住民・事業所等のリーダーとの連絡により、必要な避難措置を講じる。 ○ 避難の指示に従わない者に対しては、極力説得して任意で避難させるものとするが、説得に従わないときは、警察官の判断により警察官職務

	<p>執行法に基づく措置をとる。</p> <p>○ 避難場所では、所要の警戒員を配置し、関係防災機関と緊密に連絡の上、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認められた場合の再避難の措置等を講じ、避難場所の秩序維持に努める。</p>
消 防 署	<p>○ 避難の勧告又は指示が出された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、気象状況、災害の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を区、関係機関に通報する。</p> <p>○ 避難勧告又は避難指示が出された時点以降の消火活動は、避難場所及び避難に係る道路等の安全確保に努める。</p>

第4 居住地域で被災した場合の避難方式



1 各段階の避難行動

(1) 第1段階：被災した場所 ➡ 一時集合場所

- 自宅等の被災した場所から、町会の集合場所である一時集合場所に向かい、町会（地域防災組織）単位等で一時的に集合する。
- 互いに火災や家屋倒壊、要配慮者等の安否情報、地域の状況等を把握しあつた後、消火活動や救出・救護活動等の必要な地域活動を検討し、実行する。

(2) 第2段階：一時集合場所 ➡ 避難場所

- 火災の延焼拡大等の被害の状況等から、一時集合場所に留まることが困難と判断した場合、町会（地域防災組織）単位等の集団を維持したまま、避難場所へ集団避難する。
- ただし、火災などの危険がなく、自宅が安全な場合は在宅避難する。自宅が安全でない場合は、救援センターへの避難や親戚・知人宅等への縁故避難等、分散して避難する。

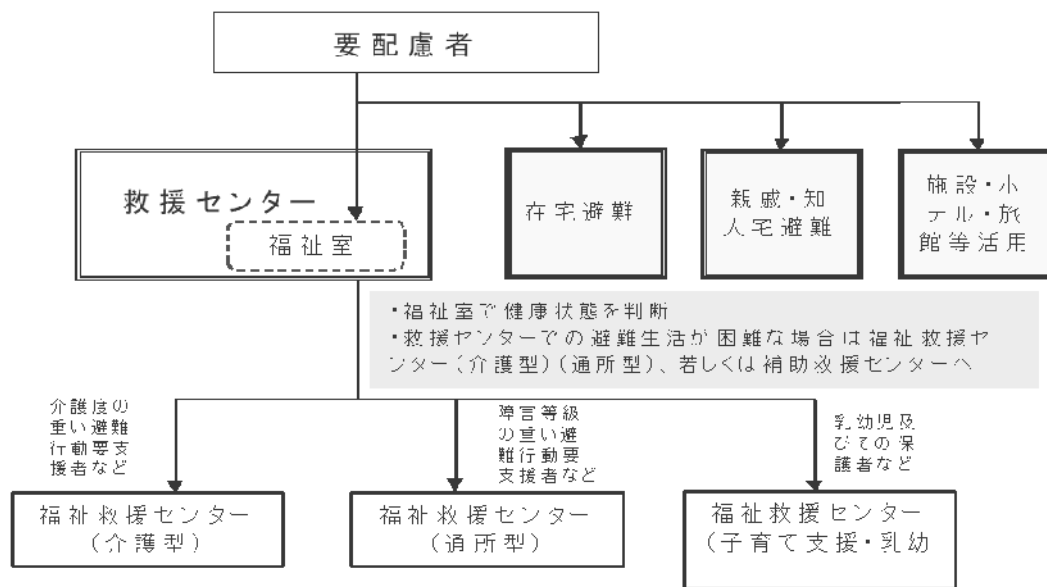
(3) 第3段階：避難場所 ➡ 救援センター

- 火災延焼の危険が去った後、地域の状況等を再度確認し、被害の状況等から自宅が安全でない場合、町会（地域防災組織）単位等で集団を形成し、救援センターへの避難や親戚・知人宅などへの縁故避難等、分散して避難する。
- ただし、自宅が安全な場合は在宅避難する。

2 注意事項

- 避難する必要がなくなった場合は、その時点で避難行動を終了とする。
- 避難の勧告や指示を行ういとまがない場合、地域の実情や災害の状況によっては、避難場所への直接避難する。

第5 要配慮者の避難



特に介護レベルの高い方

- ・福祉室で健康状態を判断
- ・様態に応じて福祉救援センター(介護型)、若しくは病院へ

1 要配慮者の避難行動

- 自宅が安全な場合は在宅避難を基本とする。自宅が安全でない場合は感染症のリスクを軽減するために救援センターに優先して、縁故避難を検討するなど避難の分散を促進する。その場合、安否の確認、避難方法、支援の必要性等の情報を救援センターに伝える。
- 自宅に留まることができない高齢者、障害者の要配慮者は、一旦、救援センター（福祉室）へ避難する。福祉室で様態を判断し、救援センターでの避難生活が困難な場合は、福祉救援センター（介護型、通所型）へ移送する。また、症状が軽い場合は福祉室での避難生活を継続するが、特に要介護度の高い場合は特養併設の施設に入所する。

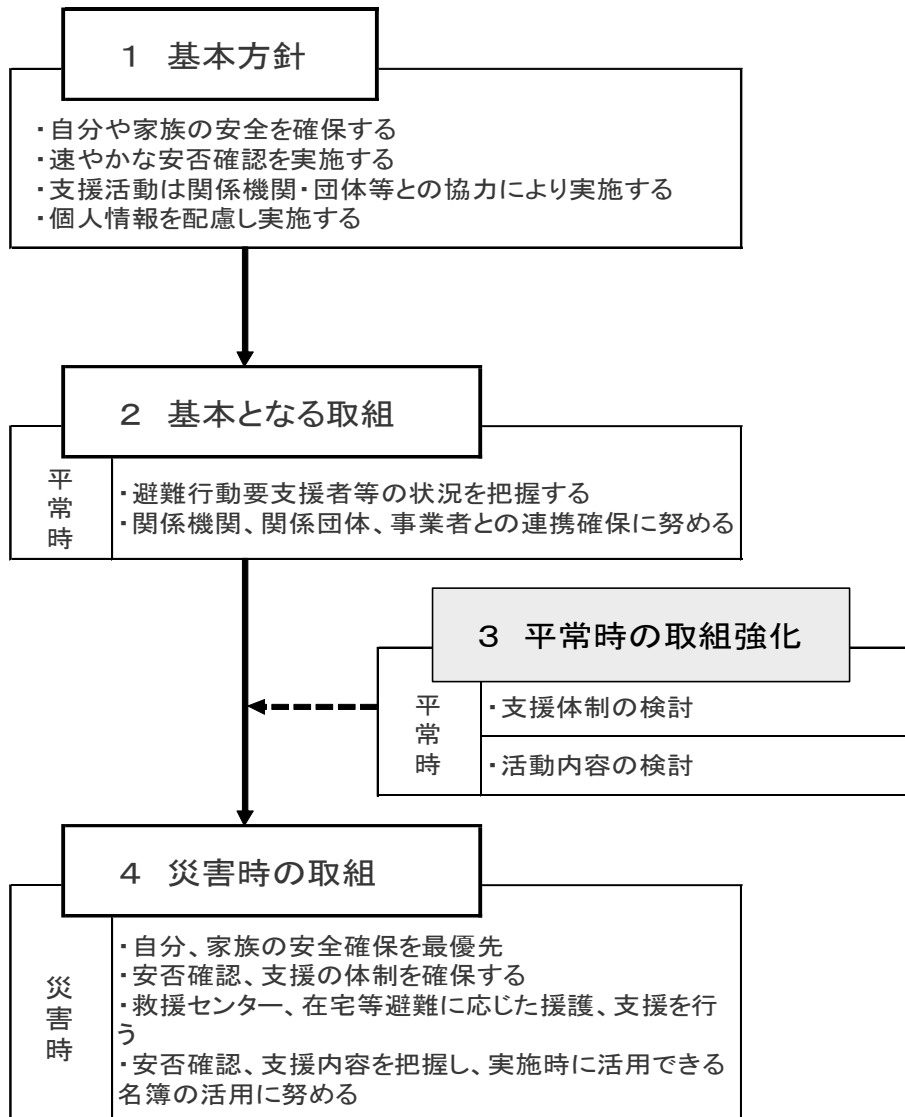
2 乳幼児等の避難行動

- 自宅に留まることができない乳幼児とその保護者は、一旦、救援センター（福祉室）へ避難する。救援センターでの避難生活が困難な場合は、福祉救援センター（子育て支援・乳幼児対応型）へ移送する。

3 注意事項

- 家族は介護人員として期待し、同伴を認める。ただし、同伴人数は、介護に最低限必要な人数とする。
- また、家族は施設長等の指示に応じ、施設の運営に支障をきたさないよう心掛ける。

第6 避難行動要支援者等の支援



1 基本方針

- 第一に自身や家族の安全を確保する
- 速やかに安否確認を実施する。
- 支援活動は助け合いの範囲で実施する
- 個人情報に配慮し、名簿の取扱いに注意する

2 基本となる取組

- 災害時の支援活動を円滑に実施するためには、平常時から避難行動要支援者等の状況把握が必要となる。避難行動要支援者等の居住地確認や防災訓練への参加を促進し、状況把握に努める。
- 関係機関、関係団体、事業者等との連携確保に努める。

3 平常時の取組強化

- 災害時には、一人の避難行動要支援者等に対して、複数人で支援する体制が理想となる。災害時の支援活動を円滑に実施するため、平常時から支援体制の検討が求められる。さらに、平時の見守り活動の内容を検討することが望ましい。
- 安否確認、支援内容を把握し災害時に活用できる名簿等の整備に努める。

4 災害時の取組

- 災害が起きたら、まず自身や家族の安全を確保する。
- 町会の集合場所である一時集合場所へ向かい、お互いの安否確認や地域の状況を把握する。その後、複数人で初期消火や安否確認、避難支援等の地域活動を実施する。
- 避難行動要支援者の安否確認、避難支援等の確認情報は、救援センター及び地域本部に速やかに報告し、救援センター及び地域本部は情報を集約し支援活動等の資料とする。
- 救援センターに避難後は、「救援センター開設標準マニュアル」を参考に運営調整会議福祉部が中心となって、避難行動要支援者等の安否確認や避難誘導、避難所でのケア等を実施する。

第7 避難場所（広域避難場所）の運用

- 区は、区内の避難場所（5か所）を運用する。ただし、区のみに対応が困難な場合は都が補完する。
- 2以上の区にわたって所在する避難場所、または2以上の区の被災住民が利用する避難場所の運用については、事前に関係する区が協議して対処する。
- 区は、避難場所での滞在が長期化する場合、当該避難場所に至近の地域本部及び救援センターは概ね次の措置を講じる。
 - ・ 避難場所の規模及び周辺状況を勘案し、運用に要する職員の適切な配置。
 - ・ 情報伝達手段を確保し、適宜、正確な情報の提供及び適切な指示。
 - ・ 傷病者に対して救急医療を施すため、救援センター医療救護所の開設及び医師等の確保。
 - ・ 避難場所の衛生の保全。
 - ・ 給水、給食、救急物資の手配及び平等かつ能率的な配給方法等の準備。
 - ・ 避難解除となった場合、避難者の帰宅行動、または救援センターへの移動の安全かつ円滑な誘導。
- 都は、区から避難場所の運用に関して必要な措置の要請があった場合は、直ちに都各部局または関係機関等へ指令を発し、速やかに要請事項を実施する。
- 区は、避難場所の運用に関して、防火担当責任者を指定するなど、避難場所の防火安全対策を推進する。

第 11 章 救援センター、福祉救援センター、補助救援センター

第 1 節 基本方針

災害により住居等が被害を受けるなど、引き続き、救助を必要とする被災住民を受け入れるため、救援センター及び補助救援センターを開設する。

第 2 節 救援センター 【総務部・区民部・都福祉保健局・都財務局・都教育庁】

第 1 救援センターの指定

1 開設場所

- 震災によって、被災した住民の救援・救護を実施するため必要があるときは、その拠点として救援センターを開設する。救援センターは、区立全小中学校等とする。

2 指定基準（区が事前に指定）

- 原則として、町会を単位として指定する。
- 耐震・耐火構造を備えた学校等の公共建物等を利用する。
- 救援センターでの収容人数の算出基準は、感染症対策を考慮し、一人あたり 4 m²を確保することを目標とする。

3 不測事態に対する備え

- 感染症対策を講じた救援センターの運営では、東京都被害想定で示された避難者数の受け入れを行う場合、様々な課題が生じるおそれがあるため、救援センター以外での救援・救護活動についても対応を検討していく。

4 安全性の確保

- 救援センターに指定した建物は、早期に耐震診断等を実施し、安全性を確認・確保するとともに、被災者の性別を踏まえてプライバシーの確保や生活環境を良好に保つように努める。

5 避難所機能の確保・強化

- 区立小中学校の救援センターは、児童・生徒及び教職員用も含めて、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど避難所機能の強化を図る。

第 2 救援センターの開設

1 開設の主体

- 救援センターは、救援センター運営調整会議のもと、避難者による運営を基本とし、学校や他自治体等からの応援職員、ボランティアを中心に区を含めた関係機関が支援する。
- 混乱／立ち上げ期における各組織の役割は、平常時に各救援センターにおいて定め、『救援センター開設マニュアル』に記載する。

2 開設の手順

- 救援センターの開設は、平日昼間（教職員・児童・生徒が学校にいる場合）と夜間・休日（教職員・児童・生徒が学校にいない場合）によって、手順が一部異なる。
- 詳しい手順は、救援センター単位で策定に取り組んでいる『救援センター開設マニュアル』に記載する。
- 迅速に円滑かつ安全に開設するため、『救援センター開設マニュアル』は、訓練の実施等を通じて、関係機関で共有し、徹底を図る。

3 その他の対応

区 分	内 容
区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区長は、災害により救援センターを開設する必要があると認めたときは、各地域本部長に対し、所管の救援センターを、被害状況に応じて順次開設するよう指示する。 ○ 区長は、救援センターを開設したときは、開設状況を速やかに都福祉保健局及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。都保健福祉局への報告は、原則として東京都災害情報システム（DIS）への入力等により行う。なお、個別の連絡調整は防災行政無線で行う。 ○ 救援センターを開設した場合は、管理責任者（救援センター長）を置く。 ○ 救援センターの開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、都知事の事前承認（厚生労働大臣の事前承認を含む）を受ける。 ○ 開設予定の救援センターが被災するなどの事情により、開設することが困難な場合または被災者の増大により救援センターの収容能力が不足する場合には、その他の公共施設や教育施設等を補助救援センターとして開設するほか、必要に応じて都財務局が調達する資材等により、一時的に被災者を収容する施設を野外に設置する。 ○ なお、野外受け入れ施設の設置期間は、救援センターが開設されるまでの間若しくは応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。また、野外受け入れ施設を開設した場合の都福祉保健局及び関係機関への連絡は、救援センターの開設と同様とする。
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区市町村の報告に基づき、避難所の所在地等について把握するとともに、区から野外受入施設の設置に必要な資材の調達依頼があったときは、所要量を都財務局に調達方依頼する。
都 財 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都福祉保健局から野外受入施設の開設に必要な資材の調達依頼があったときは、直ちに緊急調達の手配を行う。なお、調達する資材は、その緊急性に鑑み短期日に設置可能なテントとする。
都 教 育 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校は、避難所の管理運営について、協力・援助を行う。 ○ 避難所に指定されている学校の校長は、区市町村職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動体制等の計画を策定する。

第3 救援センターの運営

1 運営主体

- 救援センター運営調整会議のもと、住民が中心となって運営し、必ず女性が一定割合は参画するよう配慮し、男女双方の視点を導入した運営を確保する。
- 学校・区・ボランティアなどの関係機関は、住民による救援センターの運営を支援する。
- 救援センター運営期における救援センター運営組織各部の役割は、以下のとおりとする。

担当	各部	業務内容
住民	庶務部	(1) 救援センターの環境整備（避難スペース・通路等共用部分確保・感染症対策等） (2) 部屋割り（一般の避難者、要配慮者、感染症罹患者、ペット連れ等） (3) 生活ルールづくり (4) ボランティア受入体制の整備
	福祉部	(1) 要配慮者のケア（健康状態の確認、生活の支援） (2) 避難行動要支援者等の福祉救援センター等への移送
	情報連絡部	(1) 地域本部との連絡調整 (2) 避難者名簿の作成、管理 (3) 避難者の情報収集 (4) 感染症に関するとりまとめ
	物資調達部	(1) 備蓄物資・救援物資・食糧・水等の管理と調達・配給 (2) 炊き出し等
	救護・衛生部	(1) 医療救護所の運営支援（負傷者の応急手当等） (2) 救援センターの衛生管理（清掃、トイレの利用とし尿の衛生管理） (3) 避難者のケア (4) 救援センター内の感染症対策の促進 (5) ごみの排出等の指導
学校教職員	学校部	(1) 救援センター立ち上げ時の施設設備点検 (2) 学校設備使用の指導、管理（応急補修等） (3) 応急教育計画の作成 (4) 学校（授業）再開の準備

2 運営の手順

(1) 開設・運営手順

- 詳しい開設手順は、救援センター単位で作成する『救援センター開設マニュアル』に記載する。運営の手順は、開設手順と同様に訓練等を通じて、関係機関で共有する。

(2) 感染症対策の視点

- 救援センターの運営は、感染症対策を十分に考慮して行う。
- 運営に従事する者は、必要に応じてマスク、手袋、フェイスガード、防護服等を着用し、感染及び感染拡大防止に務める。

- 感染症対策として、受付時に必ず健康状態の確認を行い、感染症の疑いがある避難者は、他の避難者と離れた場所で措置する。
- 避難スペースは、感染の危険を避けるため、一人あたりの専有面積を感染症対策に必要な広さ（概ね4㎡程度）を確保し、必要に応じて間仕切りや飛沫等の飛散防止対策を実施する。
- 定期的に避難スペースの消毒・換気、検温や手指等の消毒を実施する。
- 救援センター内でのマスクの着用を徹底するとともに、使用済みのマスクやティッシュペーパー等の廃棄方法については、普通ごみと分別し、廃棄場所などに細心の注意を払う。
- 健常な避難者と感染症罹患者、体調不良者等が安易に接触しないよう避難スペースや動線等を事前に定めておく。

(3) 男女の視点

- 『救援センター開設マニュアル』には、被災時のニーズの違いなど男女の視点に十分配慮して、開設・運営にあたるよう記載する。
- 例えば、女性専用の物干し場、更衣室、授乳スペースの確保、生理用品や女性用下着などの女性による配布、性犯罪から子どもや女性を守る体制の整備など、女性の参画による運営が進められるよう記載する。

(4) ボランティアの派遣要請

- 救援センターの運営にあたって、ボランティアの協力が必要な場合、区は豊島区災害ボランティアセンターにボランティアの派遣を要請する。

(5) 情報提供

- 区は、救援センターに避難した被災者に対して、正確かつ迅速な情報を提供するため、テレビ、ラジオ（見えるラジオ）等の設置、臨時広報紙の発行、インターネット、ファクシミリ等を整備する。

第3節 福祉救援センター等【総務部・保健福祉部・子ども家庭部】

第1 施設の種類

名 称	定 義
福 祉 室	要配慮者を受け入れるスペースで、救援センターの和室や多目的室等。
通所型・福祉救援センター	特別な設備等がなければ生活が困難な避難行動要支援者等のうち、障害者のための救援センター。例えば、心障センター、生活実習所、福祉作業所等。（東京都地域防災計画の「二次避難所」に相当）
介護型・福祉救援センター	特別な設備等がなければ生活が困難な避難行動要支援者等のうち、重度の要介護者のための救援センター。例えば、特別養護老人ホーム等。（東京都地域防災計画の「二次避難所」に相当）
子育て支援・乳幼児対応型・福祉救援センター	救援センターでの生活が困難な乳幼児及び保護者のための救援センター。例えば、区立の保育園、子ども家庭支援センター。

【参照：福祉救援センター(通所型、介護型、子育て支援・乳幼児対応型)、補助救援センター一覧(資料編 II 震災対策編第2部p. 60)】

第2 施設の開設

1 指定基準等

- 区は、耐震・耐火構造等を踏まえた上で、福祉救援センター（介護型、通所型、子育て支援・乳幼児対応型）を指定する。
- 区は、指定した福祉救援センター（通所型、介護型、子育て支援・乳幼児対応型）に、平常時の利用者等及び職員用も含め、食料の備蓄や資器材等必要な整備をする。
- 指定した福祉救援センター（通所型、介護型、子育て支援・乳幼児対応型）の所在地等は、所定の様式に基づき都福祉保健局に報告する。

2 都の対応

- 区市町村からの報告に基づき、二次避難所の所在地等を把握する。
- 都立施設のほか、国立、法人立の社会福祉施設等の二次避難所への指定に向けた条件整備に努める。

3 開設の報告

- 福祉救援センター（通所型、介護型、子育て支援・乳幼児対応型）・福祉室を開設したときは、開設の日時、場所、避難者数及び開設予定期間等を所定の様式により、速やかに都福祉保健局、警察署及び消防署などの関係機関に報告する。

第3 施設の運営

福祉救援センター等は、避難行動要支援者等や支援団体等の意見を反映した運営とする。

1 福祉室の運営

- 福祉室は、避難者間で運営し、特に運営人員については、介護士やヘルパー等介護の技術を有した者が望ましい。

2 福祉救援センター（通所型、介護型）の運営

(1) 運営体制の構築

- 発災後一定期間は、平常時に働く職員が中心となって福祉救援センターを運営する。
- 各施設では、福祉救援センターの具体的な運営方法を検討する。

(2) 職員配備体制の検討

- 各施設では、平常時に働く職員の中で、発災直後に参集する人員を定めておく。特に、参集人員は施設長や介護の技術を持った職員を優先的に定めておくことが望ましい。
- 施設の運営人員不足を解消するため、今後、指定管理者及び介護事業者等との連携・協定の締結による人的資源の確保を進めていく。

3 福祉救援センター（子育て支援・乳幼児対応型）の運営

(1) 運営体制の構築

ア 保育園

- ・ 在園児がいる場合は、保護者への引き渡しとともに、福祉救援センターの開設を準備する。
 - ・ 在園児がいない場合は、職員が参集次第、福祉救援センターの開設を準備する。
- イ 子ども家庭支援センター
- ・ 利用者がいる場合は、最寄りの救援センターを案内し、その後、福祉救援センターの開設を準備する。ただし、一時保育利用等で利用者が子どものみの場合は保護者への引き渡し後に、福祉救援センターの開設を準備する。
 - ・ 利用者がいない場合は、職員が参集次第、福祉救援センターの開設を準備する。

(2) 職員配備体制の検討

- 各施設では、平常時に働く職員の中で、発災直後に参集する人員を定めておく。
- 施設の運営人員が不足する場合は、災害対策本部より人員を派遣する。

第4 避難者の収容調整

- 避難者を効率的に収容するためには、各避難者収容施設の状況を考慮した上で、施設全体の収容調整が必要である。
- このため、災害対策本部災対福祉部に福祉救援センター課を設置し、各施設の開設・収容状況を把握した上で、区内での避難者の収容調整にあたる。
- 感染症対策を行うにあたり、救援センターと感染症についての情報を共有した上で、必要な収容調整を行う。

第5 調整の要請

- 福祉救援センター長は、次の場合に、地域本部を介して福祉救援センター課に調整を要請する。
 - ・ 福祉室の要配慮者を福祉救援センターへ移送する必要性が生じた場合
 - ・ 福祉救援センターの施設管理者（または施設管理者代理）から、当該センターに避難者を収容しきれない旨の届出があった場合

第6 要配慮者対応の調整体制

- 福祉救援センター課は、避難者の収容調整だけでなく、人的資源の調整など要配慮者対応全体の調整体制の確立を検討していく。
- 要配慮者の収容にあたっては、救援センター、地域本部と必要な情報について綿密な共有を図る。

第7 感染症対策

- 福祉救援センターにおける感染症対策については、救援センターの感染症対策と同様の対応を行う。

第8 福祉専門職員の派遣要請

- 区は、福祉救援センターにおいて運営に支障をきたしている場合、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請する。
- 東京都災害福祉広域調整センターは、派遣要請を受けた場合、福祉専門職員の福祉救援センターへの派遣調整を行う。

第4節 補助救援センター 【総務部・区民部・子ども家庭部】

第1 施設の種類

- 救援センターにおいて避難者を収容しきれなかった場合、補助救援センターを開設する
- 補助救援センターは、地域区民ひろば、ジャンプ、都立高校、私立大学等の教育施設等とする。（東京都地域防災計画における「避難所」に相当）

【参照：福祉救援センター(通所型、介護型、子育て支援・乳幼児対応型)、補助救援センター一覧(資料編 II 震災対策編第2部p.60)】

第2 施設の開設

1 指定基準等

- 区は、耐震・耐火構造等を踏まえた上で、補助救援センターを指定する。
- 区は、開設した補助救援センターに、飲料水や食料、資器材等の必要物資を救援センターから運搬する。
- 補助救援センターの所在地等は、所定の様式に基づき、都福祉保健局に報告する。
- 令和2年3月に雑司ヶ谷公園内に開設した「丘の上テラス」や令和4年度に竣工予定の長崎健康相談所など、新設、改修される施設については、補助救援センターとして指定することを検討する。

2 施設の開設指示

- 補助救援センターの開設は、救援センターの避難者の収容状況に応じて迅速に対応する。

3 開設の報告

- 補助救援センターを開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を所定の様式により、速やかに都福祉保健局、警察署及び消防署等関係機関に報告する。

第3 施設の運営

1 利用者保護

- 補助救援センターでは、施設の開館時間中に発災した場合、発災直後の一定期間は利用者を保護する。

2 職員配備

- 各施設では、平常時に働く職員の中で、発災直後に参集する人員を定めておく。
- 補助救援センター課は、職員の派遣を検討する。

第4 補助救援センター課の設置

- 避難者を効率的に収容するためには、各避難者収容施設の状況を考慮した上で、施設全体の収容調整が必要である。
- このため、災害対策本部地域防災部に補助救援センター課を設置し、各施設の開設・収容状況を把握した上で、区内での避難者収容の調整を図る。

第5 調整の要請

第2部 災害応急対策計画

第11章 救援センター、福祉救援センター、補助救援センター

- 救援センターにおいて、避難者を収容しきれない場合には、救援センター長は地域本部長または地域本部長補佐に調整を要請する。
- 地域本部長または地域本部長補佐は、まず、管轄する地域内において避難者収容を調整する。地域内で避難者を収容しきれない場合には、補助救援センター課に調整を要請する。
- 要配慮者を収容する場合は、救援センター、地域本部と必要な情報について綿密な共有を図る。

第6 感染症対策

- 補助救援センターにおける感染症対策については、救援センターの感染症対策と同様の対応を行う。

第5節 被災者の他地区への移送 【総務部・区民部】

各機関の対応は、次のとおりである。

機 関 名	内 容
区	<ul style="list-style-type: none">○ 区長は、区の救援センターに被災者を受け入れることが困難なときは、被災者の他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県）への移送について、知事（都福祉保健局）に要請する。○ 被災者の他地区への移送を要請した場合は、所属職員の中から移送先における救援センター管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するとともに、移送に当たっては引率者を添乗させる。○ 都から被災者の受け入れを指示された場合は、直ちに救援センターを開設し、受入態勢を整備する。○ 移送された被災者の救援センターの運営は、移送元の区市町村が行い、区が被災者を受け入れた場合は運営に協力する。
都	<ul style="list-style-type: none">○ 被災地の区市町村から被災者の移送の要請があった場合、都福祉保健局は警視庁と協議の上、被災者の移送先を決定する。○ 知事は、移送先が決定後、直ちに移送先の区市町村長に避難所の開設を指示要請し、被災者の受け入れ態勢を整備させる。○ 被災者の移送方法については、都福祉保健局が当該区市町村と協議の上、被災地の状況を勘案して決定し、都財務局調達バス等を中心に、区市町村、都交通局、警視庁、東京消防庁の協力を得て実施するものとする。

第6節 出先施設における応急対策

【区民部・子ども家庭部・教育委員会事務局教育部】

第1 子どもスキップにおける応急対策

災害時において、子どもスキップを一般利用している児童、学童クラブ児童及び保護者の生命及び身体の安全を確保するため、災害予防及び応急対策について万全を期する必要がある。また、子どもスキップは、学校（救援センター）と連携して応急対策にあたる。

1 事前準備

- 子どもスキップ所長は、施設の立地条件等を考慮したうえ、災害時の応急計画を策定しておくものとする。
- 子どもスキップ所長は、災害の発生に備え次のような措置を講じておかなければならない。
 - ・ 子どもスキップを一般利用している児童、学童クラブ児童及び保護者の避難訓練等を実施すること。
 - ・ 児童の保護者等への連絡方法、引渡し方法を検討するとともに、その周知を図っておく。
 - ・ 利用時間内に災害が発生した場合、保護者等の引取りは困難と予想される。このため、子どもスキップ内に残留する児童の保護について対策を講じておく。
 - ・ 上記に関して、子どもスキップは、学校と連携し、事前に対応策を協議しておく。

2 災害時の体制

- 子どもスキップ所長は、状況に応じ適切な緊急避難の措置を講ずること。
- 子どもスキップ所長は、災害の規模、児童・職員及び施設等の被害状況を把握するとともに、教育委員会事務局教育部放課後対策課（区に災害対策本部が設置された場合は本部。以下、同じ。）と連携し、職員を指揮し災害対策を実施して施設の管理等万全な措置を講ずる。

3 学童クラブの再開

- 子どもスキップ所長は、職員を掌握して子どもスキップを整理し、また、学校長と連絡を密にして、学童クラブ児童の被害状況を調査するとともに、放課後対策課と連携し復旧に努める。
- 放課後対策課は、情報、指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、子どもスキップ所長はその指示事項の徹底を図る。
- 子どもスキップ所長は、災害の推移を把握し、放課後対策課及び学校長と連絡のうえ、学童クラブが平常に戻るよう努め、その時期を保護者に連絡する。

第2 中高生センタージャンプにおける応急対策

災害時において、中高生センタージャンプに来館している利用者の生命及び身体の安全を確保するため、災害予防及び応急対策について万全を期する必要がある。また、中高生センタージャンプは、地域本部との連絡を確保するとともに、補助救援センター開設に向けた安全確認等を行う。

1 事前準備

- ジャンプ所長は、施設の立地条件等を考慮したうえ、災害時の応急計画を策定しておくも

第2部 災害応急対策計画

第11章 救援センター、福祉救援センター、補助救援センター

のとする。

- ジャンプ所長は、災害の発生に備え次のような措置を講じておかなければならない。
 - ・ 利用者の避難訓練等を実施すること。
 - ・ 利用時間内に災害が発生した場合の、ジャンプ内に残留する利用者保護について対策を講じておく

2 災害時の体制

- ジャンプ所長は、状況に応じ適切な緊急避難の措置を講ずること。
- ジャンプ所長は、災害の規模、利用者・職員及び施設等の被害状況を把握するとともに、子ども家庭部子ども若者課（区に災害対策本部が設置された場合は本部。以下、同じ。）と連携し、職員を指揮し災害対策を実施して施設の管理等万全な措置を講ずる。
- ジャンプに補助救援センターを開設したときは、ジャンプ所長は、災害対策本部と連携し、その管理及び運営にあたる。

3 中高生センタージャンプの再開

- ジャンプ所長は、職員を掌握して施設を整理し、また、子ども若者課と連携し復旧に努める。
- 子ども若者課は、情報、指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、ジャンプ所長はその指示事項の徹底を図る。
- 補助救援センターとしてジャンプを提供し、長期間ジャンプとして使用できないときは、子ども若者課と協議して再開のための措置を講ずる。

第3 区民ひろばにおける応急対策

区民ひろばは、災害時において「利用者保護」を最優先し、利用者の安全確保を行う。また、地域本部の開設要請を受け、「補助救援センター」を開設する。

1 事前準備

- 区民ひろばでは、施設の立地条件等を考慮したうえ、補助救援センター開設・運営マニュアルに基づき、災害時の応急計画を策定しておくものとする。
- 施設長は、災害の発生に備え次のような措置を講じておかなければならない。
 - ・ 利用者の避難訓練等を実施すること。
 - ・ 利用者の施設利用登録時に緊急連絡先等を把握しておくこと。
 - ・ 上記に関して、区民ひろばは、運営協議会はじめ地域の各関係機関と連携し、事前に対策を協議しておくこと。

2 災害時の体制

- 施設長は、状況に応じ適切な緊急避難の措置を講ずること。
- 施設長は、災害の規模、利用者・職員及び施設等の被害状況を把握するとともに、区民部地域区民ひろば課（区に災害対策本部が設置された場合は本部。以下、同じ。）と連携し、職員を指揮し災害対策を実施して施設の管理等万全な措置を講ずる。
- 発災後、利用者がすべて退館、または救援センターに移動し、利用者保護が完了した区民ひろばの施設長は、区民部地域区民ひろば課に報告した後、施設を閉館し、区民ひろばにおける補助救援センターの開設に向けて準備を行う。

- 区民ひろばに補助救援センターを開設したときは、その施設長は、災害対策本部と連携し、補助救援センター開設・運営マニュアルに従って、その管理及び運営にあたる。NPO法人が運営する区民ひろばにおいては、派遣される配備職員（応援職員含む）に円滑に引き継ぎ、引き継ぎ後は住民運営組織の中心的役割を担う。

3 区民ひろばの再開

- 施設長は、職員を掌握して施設を整理し、また、区民部地域区民ひろば課及び運営協議会と連絡を密にし、復旧に努める。
- 区民部地域区民ひろば課は、情報、指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、施設長はその指示事項の徹底を図る。
- 施設長は、災害の推移を把握し、区民部地域区民ひろば課及び運営協議会と連絡のうえ、区民ひろばの運営が平常に戻るよう努め、その時期を掲示やホームページ等を利用して周知する。
- 補助救援センターとして区民ひろばを提供し、長期間区民ひろばとして使用できないときは、その施設長は、地域区民ひろば課と協議して再開のための措置を講ずる。

第 12 章 帰宅困難者対策

第 1 節 基本方針

区内には、一日あたりの乗降客数が全国第2位の250万人を超える池袋駅をはじめとして、複数の路線が乗り入れる鉄道駅があり、災害時に多くの滞留者等の発生が想定される。こうした滞留者等の安全を確保するため、事業者、地域団体、行政などの公民連携による帰宅困難者対策を展開する。

第 1 自助の取組

- 事業所及び学校は、災害時に従業員や児童・生徒などの一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者を発生させないように取り組む。
- 区民や事業者は、災害時に備えた準備や心がけをまとめた「行動ルール」及び「徒歩帰宅者心得10か条プラス1」に基づいて行動する。
- 区は、区民や事業者に対して、「行動ルール」及び「徒歩帰宅者心得10か条プラス1」の普及啓発に取り組む。
【参照：外出者の行動ルール(資料編 II 震災対策編第2部p.74)、徒歩帰宅者心得10か条プラス1(資料編 II 震災対策編第2部p.74)】

第 2 共助の取組

- 事業者、地域団体及び行政は、公民連携して対策を実施するとともに、適切な役割分担によって実効性のある取組を推進する。
- 事業所や地域団体などは、それぞれ間での連携に取り組み、地域の共助による防災対策の推進体制を構築する。

第 3 公助の取組

- 区は、災害発生時、駅周辺に職員を迅速に派遣し、事業者や地域団体などと連携した対策の実施体制を確立する。
- 区は、災害対策本部と現地連絡調整所、情報提供ステーション、各事業所などとの情報通信・連絡体制を整備する。

第 2 節 帰宅困難者対策の推進体制

【総務部・文化商工部、都市整備部・都・警察署・消防署・鉄道事業者・駅周辺事業者等】

池袋駅周辺では、平成24年に策定した「豊島区帰宅困難者対策計画」に基づき、先行して対策を進めてきた。当面の目標である滞在場所のない帰宅困難者53,000人の安全を確保するため、公民連携による推進体制を強化する。

第1 池袋駅周辺混乱防止対策協議会

1 池袋駅周辺混乱防止対策協議会の設置

- 平成20年に都、区、警察署・消防署、鉄道事業者、駅周辺事業者等で構成する「池袋駅周辺混乱防止対策協議会」（以下、「協議会」という。）を設置し、帰宅困難者対策の検討及び訓練の実施に取り組んでいる。
 - (1) 現地連絡調整所及び情報提供ステーション等の設置
 - (2) 情報収集・情報提供の体制整備
 - (3) 滞留者の一時的な退避体制の確立
 - (4) 対策が必要な帰宅困難者の一時滞在施設等への誘導・受け入れ体制
 - (5) 合同訓練の計画・実施及び対策の検証

2 初動期の対応方針（池袋ルール）の策定

- (1) 自助の行動ルール：「組織は組織で対応する」
事業者等（事業者・学校等）は自力で従業員、学生等に対応する。
- (2) 共助の行動ルール：「協議会は連携して対応する」
協議会が中心となり、組織化されていない買い物客等に対応する。
- (3) 公助の行動ルール：「公的機関は事業者の対応を支援する」
公的機関は相互に協力・連携して、協議会の対応を支援する。

第2 池袋駅周辺地域都市再生緊急整備協議会都市再生安全確保計画部会

1 都市再生安全確保計画の効果

- 平成28年2月に設置された池袋駅周辺地域都市再生安全確保計画部会による検討・協議を経て、策定された「池袋駅周辺地域都市再生安全確保計画」に基づき、事業者、エリアマネジメント組織、行政など公民連携によるハード・ソフトの対策を展開する。
- こうした公民連携による防災対策を推進し、防災対応力の向上、災害時の混乱防止及び人的・物的被害の抑制、公民連携の強化、企業の事業継続性の確保を図り、災害に強いエリアとしての池袋駅周辺地域のブランド・価値の向上及び都市の国際競争力を強化する

2 都市再生安全確保計画の目標及び基本的な方針

- 都市再生安全確保計画の推進によって実現する地域像を「高度な防災機能を備えた劇場都市」とし、国内外から人と産業を惹きつける高い安全性を備えた地域をめざしていく。
- また、地域の将来像を実現するために、8つの目標と基本方針、都市再生安全確保施設の整備方針を示し、公民連携による取組を強化する。

3 都市再生安全確保計画を実現するための事業及び事務

- 都市再生安全確保計画に基づき、都市開発事業等にあわせた都市再生安全確保施設の整備や実践的な防災訓練の実施などを示し、計画の実現に向けて取り組む。

4 都市再生安全確保計画の見直し

- 都市再生安全確保計画は、都市の再生とともに成長する計画として、最新の基礎データや都市開発事業の進捗状況、新たな防災対策の取組などを反映させていく。
- 特に、主要な都市開発事業などにあわせて大きく見直すとともに、その間も基礎データ

の更新やテーマごとに内容の強化・充実を図る。

第3節 帰宅困難者対策の展開

【総務部・都市整備部・都・警察署・消防署・鉄道事業者・駅周辺事業者等】

東京都帰宅困難者対策条例や豊島区防災対策基本条例、都市再生安全確保計画などに基づき、駅周辺での混乱を抑制するため、事業者、地域団体及び行政は連携して対策を進める。

第1 一斉帰宅の抑制

- 区は、駅周辺や道路における混乱を防止するため、平時から「むやみに移動を開始しない」「従業者、学生等をむやみに外に出さない」という行動ルール徹底に努める。
- 事業者は、施設内に従業者等が留まれるよう、日頃から耐震診断・耐震改修やオフィスの家具類の転倒・落下・移動防止措置、事務所内のガラス飛散防止対策等に努める。
- 災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックリストを作成する。また、停電時の対応も含め、建物及び従業者及び来所者の安全確保の方針について、事業所防災計画等で具体的な内容をあらかじめ定めておく。なお、高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく。
- 事業者は、事業所防災計画等において施設内待機に係る計画を定め、冊子・電子媒体などにより、従業者等に施設内待機計画の内容を周知する。

第2 集客施設及び駅等の利用者保護

- 事業者は、事業所防災計画等において、利用者の保護に係る計画をあらかじめ定めておく。その際、他の事業者等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者対策の取組への参加等についても、可能な範囲で計画に明記する。
- 事業者が管理する施設において、隣接して公共機関等が管理する道路や通路等がある場合は、これらの管理者と連携し、案内又は誘導に必要な経路の確保や、それらの被災時における安全確保等について確認するなど、必要な対策を講じる。
- テナントビルの場合や事業者が混在する複合ビルの場合、事業者はビルの施設管理者や他の事業者と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。
- 事業者は、日頃から耐震診断・耐震改修や家具類の転倒・落下・移動防止対策、施設内のガラス飛散防止対策等に努める。なお、高層ビルについては、長周期地震動への対策を講じておく。
- 事業者は、冊子等（電子媒体を含む。）により、利用者保護に係る計画に従業者等に周知し、理解の促進を図る。また、事業者は、同計画を必要な箇所に配備するなどして、発災直後から利用できるような体制の整備に努める。
- 施設の管理者は、施設の安全点検のためのチェックリストを作成するとともに、利用者が待機するための施設内の安全な待機場所リストもあらかじめ計画しておく。

第3 対策拠点の整備

- 1 現地連絡調整所
 - (1) 役割

- ・ 災害情報の収集・整理と区災害対策本部への報告
 - ・ 区災害対策本部からの指示・情報を各事業所に伝達
- (2) 開設場所
- ・ 駅構内など鉄道事業者等の協力により設置し、池袋駅は東日本旅客鉄道株式会社池袋駅敷地内とする。

2 情報提供ステーション

(1) 役割

- ・ 現地連絡調整所からの情報を駅周辺の滞留者等に提供する。

(2) 開設場所

- ・ 駅前広場等に設置し、池袋駅は東口（池袋駅東口タクシープール北側の歩道上）・西口（池袋西口公園）に各1か所とする。

3 備蓄物資集積・配分所

(1) 役割

- ・ 備蓄物資を受領・集積し、帰宅困難者に配付する。

(2) 開設場所

- ・ 駅前広場や駅周辺の公園等に設置し、池袋駅は東口（南池袋公園）・西口（池袋西口公園）に各1か所とする。

【参照：第2部 第1章 第2節 第10 現地連絡調整所長及び帰宅困難者対策要員の指定】

第4 一時滞在施設の確保

- 東京都と連携して、学校を除く都立・区立施設の収容可能人数などを把握し、帰宅困難者の一時滞在施設として指定する。
- 事業者にも協力を求め、協定の締結により民間施設を一時滞在施設に指定するとともに、施設の運営、物資備蓄等について支援する。
- 都市開発事業等を通じて、一時滞在施設及び退避経路等の整備を促進する。
- 公園、駅地下スペース、公開空地、低未利用地等の暫定活用について検討する。
- 案内誘導サインの再整備や施設改修などにより、滞留者等の安全で円滑な退避行動を確保する。
- 平時からの施設の安全確保
 - ・ 一時滞在施設として確保された施設では、災害時に帰宅困難者を受け入れられるよう日頃から什器類の転倒・落下・移動防止対策、事務所内ガラス飛散防止対策等に努める。
 - ・ 災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックリストを作成する。
 - ・ なお、従業者等で設備等の応急復旧に対応する場合には、工具類の備えつけについても検討する。
 - ・ また、停電時等の対応も含め、建物及び施設滞在者の安全確認の方針等を一時滞在施設の運営計画等で定めておく。

第5 物資の備蓄等

- 区の備蓄物資の保管について、鉄道事業者や商業施設などに協力を働きかけるとともに、物流事業者を活用した物資の管理及び輸送体制を整備する。
- 事業者は、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会が作成した「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」等を踏まえ、従業員の3日分の飲料水、食料に加えて、毛布、簡易トイレ、衛生用品等の確保に努める。
- 事業者は、「東京都帰宅困難者対策実施計画」を踏まえ、外部の帰宅困難者（来社中の顧客・取引先や発災時に建物内にいなかった帰宅困難者など）のために、10%程度余分な備蓄に努める。
- 都市開発事業等を通じて、備蓄倉庫等の整備を促進するとともに、備蓄品輸送・集積所を設置できるスペースを確保していく。
- 非常用トイレの確保等について、調査・検討する。

第6 情報連絡・情報提供の確保

- 災害時の確実な情報連絡のため、関係機関や事業者等とのネットワークの再構築、区災害対策本部と現地連絡調整所などの連絡体制を強化する。
- 駅周辺への防災行政無線拡声器の配置、各種情報機器の活用検討など、帰宅困難者への情報提供を拡充するとともに、区災害対策本部の情報提供態勢を整備する。
- 消防署は、区に対して、災害情報の提供など駅周辺の二次災害防止に関して支援する。

第7 安全で円滑な帰宅支援

- 東京都、関係機関と連携し、近隣区や主要幹線道路沿道などの情報収集・提供を実施する。
- 安全で円滑な徒歩帰宅を支援するため、「災害時帰宅支援ステーション(*19)」の周知を図っていく。

第8 要配慮者への支援

- 事業者、地域団体及び行政は、災害時に援護が必要となる高齢者、障害者、子ども、妊産婦、外国人などの支援体制を整備する。
- 高齢者や子ども等の帰宅困難者に対して、必要となる備蓄物資の確保を進める。

第9 訓練の実施

- 行動ルールの徹底、情報通信、滞留者への情報提供、一時滞在施設への誘導など、実践的な訓練を毎年実施する。
- 事業者や地域団体等は、円滑に対策活動に取り組めるようマニュアルを作成し、訓練結果を踏まえ内容の充実を図る。
- 事業者は、地震を想定した自衛消防訓練等を定期的実施する際に、従業者等の施設内待機に関する手順等についても確認し、必要な場合は改善を行う。事業者は、年1回以上の訓練を定期的実施し、訓練結果について検証するとともに、必要に応じて施設内待機に係る計画等に反映させる。

第10 対策の実効性の確保及び推進体制の強化

- 1 帰宅困難者対策の連携協力に関する協定
 - 区は、一時滞在施設及び退避経路の確保、備蓄倉庫の設置場所の提供、活動資機材の保管、情報収集・提供体制の整備などについて、事業所と「大規模地震等における帰宅困難者対策の連携協力に関する協定」を締結し、対策の実効性を高めていく。
- 2 帰宅困難者対策実施計画の検討
 - 区は、帰宅困難者対策の具体的な内容や手順、実施の仕組みなどの検討を進める。

第 13 章 備蓄物資・物流対策

第 1 節 基本方針

災害時に物流機能が被害を受けた場合であっても、被災者の生命を保護するため、飲料水・食料・生活必需品等を確保するとともに、物資を迅速かつ的確に供給できる体制を整備する。

第 2 節 備蓄計画【総務部】

第 1 備蓄目標

- 熊本地震の教訓を踏まえ、想定を超える避難生活者の発生及び国、東京都からの物資が安定的に供給されるまでの備蓄物資を確保するため、新たな備蓄目標を設定する。
- 飲料水・食料は、避難生活者 34,115 人の 3 日分、疎開者 18,370 人の 1 日分、帰宅困難者は当面の目標として 53,000 人の 1 日分をそれぞれ確保する。
- また、生活必需品等は、主に避難生活者を対象とし、一部疎開者を含めた備蓄目標とする。

1 飲料水

- (1) 避難生活者：34,115 人（一人あたり 3ℓ / 日）の 3 日分
- (2) 疎開者：18,370 人（一人あたり 3ℓ / 日）の 1 日分
- (3) 帰宅困難者：53,000 人（一人あたり 1.5ℓ / 日）の 1 日分

＊ 避難生活者の目標値は、発災日 3.4 万人分、2 日以降は上水道の断水率を 50% と想定し、1.7 万人分を備蓄

2 食料

- (1) 避難生活者：34,115 人（1 日 3 食）× 3 日分
- (2) 疎開者：18,370 人（1 日 3 食）× 1 日分
- (3) 帰宅困難者：53,000 人（1 日 3 食）× 1 日分

3 調整粉乳

乳幼児（2 歳以下）人口（約 6,000 人）の 20% に対して一人 3 食 3 日分を確保

4 哺乳瓶

乳幼児（2 歳以下）人口（約 6,000 人）の 20% に対して一人 6 本を確保

【参照：食料等の備蓄状況（資料編 II 震災対策編第 2 部 p. 76）】

5 生活必需品等

- (1) 毛布：想定避難生活者、疎開者に対して 1 人 1 枚
- (2) カーペット：想定避難生活者に対して 1 人 1 枚
- (3) 防水シート：想定半壊棟数(7,612)に対して 1 棟あたり 1 枚
- (4) 乳幼児用肌着：乳幼児(2 歳以下)人口(約 6,000 人)の 20% を確保

- (5) 乳幼児用おむつ：乳幼児(2歳以下)人口(約6,000人)の20%、15回分
- (6) 簡易便器・簡易便器(水洗)：想定避難生活者数に対して、原則50人あたり1個
- (7) マンホールトイレ：救援センター35か所×3台(うち1台は障害者用)
- (8) 成人介護用おむつ：救援センター35か所×700枚
- (9) 生理用品：救援センター35か所×200枚
- (10) 感染症対策用品：マスク、消毒液、手袋、検温計、段ボール間仕切り、段ボールベッド等

* 池袋本町小中連携校は、救援センターとしては1か所、ミニ備蓄倉庫は2か所分

【参照：生活必需品等の備蓄状況(資料編Ⅱ 震災対策編第2部p.76)】

第2 備蓄倉庫の整備

1 備蓄倉庫の設置

- 現在、避難生活者等の備蓄物資は、備蓄倉庫6か所、救援センターとなる区立小中学校等にミニ備蓄倉庫35か所を設置して保管している。今後、総合防災システムによる備蓄物資の効率的な管理を進める。
- また、帰宅困難者用の備蓄物資は、南池袋公園備蓄倉庫と日本通運株式会社江古田倉庫に保管している。
- 災害時の物資集積拠点として、としまみどりの防災公園内に備蓄倉庫を整備し、大型テント、バルーン投光器、簡易発電機等を整備している。

【参照：備蓄倉庫一覧(資料編Ⅱ 震災対策編第2部p.77)、各備蓄倉庫の備蓄状況(資料編Ⅱ 震災対策編第2部p.77)、ミニ備蓄倉庫一覧(資料編Ⅱ 震災対策編第2部p.78)、各ミニ備蓄倉庫の備蓄状況(資料編Ⅱ 震災対策編第2部p.78)】

2 備蓄倉庫の整備方針

- 現状では、備蓄目標に必要な備蓄スペースは充足している。今後は、備蓄物資の内容の見直しや更なる充実について検討していく。
- また、都市開発事業等にあわせた備蓄倉庫の整備については、帰宅困難者対策に必要な備蓄スペースを確保していく。

第3 物流体制の整備

- 発災後、国からプッシュ型で輸送される救援物資及びその他の救援物資の受取に忙殺され、物流拠点に物資が滞留し、必要な場所に供給できない状態が想定される。
- このため、区は物流体制の確立に向けて、独自の輸送力などを確保するとともに、物流事業者を活用し、迅速かつ確実に物資を供給できる体制を整備する。
- 国が整備した「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用し、迅速・効果的な物流を行う。

第3節 飲料水の供給【総務部・都市整備部・水道局】

第1 応急給水活動

- 1 震災時における応急給水の方法

- (1) 災害時給水ステーション（給水拠点）における応急給水
 - ・ 応急給水槽を給水拠点とした給水
 - ・ 地域本部等に近接する消火栓を使用した給水
 - (2) 車両輸送による応急給水
 - ・ 災害時給水ステーション（給水拠点）からの距離が概ね2 km以上離れている避難場所において、応急給水する場合
 - ・ 医療施設及び重症・重度心身障害児(者)施設等の福祉施設で、所在地区の行政機関等から緊急要請があった場合
 - (3) 応急給水栓による応急給水
 - ・ 応急給水栓が設置されている救援センターでは、区が応急給水用資器材を接続して応急給水を行う。
- 2 災害時給水ステーション（給水拠点）での都区の役割分担
 - 応急給水槽では、区が応急給水に必要な資器材等の設営及び被災者に応急給水する。
 - 飲料水等を車両輸送する必要がある避難場所では、都は区が避難場所に設置する仮設水槽まで飲料水等を輸送・補給し、区は被災者に応急給水する。
 - 3 給水基準
 - 震災時における飲料水の給水基準は、一人1日あたり3ℓとする。
 - 4 応急給水槽の整備
 - 区（都市整備部公園緑地課）は、東京都と連携して、造幣局東京支局移転後跡地に整備する防災公園において応急給水槽を設置する。

第2 都水道局の給水体制

- 震災が発生した場合、給水状況や水道施設の被害状況等、必要な情報を震災情報システム等により把握する。
- 都水道局中央支所及び豊島営業所は、関係機関の協力を得て、基本態勢を確立する。
- 車両輸送を必要とする後方医療体制に含まれる医療施設等は、給水タンク、角形容器等の応急給水用資器材を活用し、都水道局保有車両及び雇い上げ車両等によって輸送する。
- 断水地域の状況や水道施設の復旧状況に応じて、特に必要がある場合には、消火栓や応急仮配管等の仮設給水栓を設置して応急給水を実施する。
- 関係機関との連絡調整にあたる。

第3 区の給水体制

- 1 避難場所における給水
 - 飲料水を車両輸送する必要がある避難場所では、仮設水槽を設置し、都より飲料水の輸送を受け、住民等に応急給水する。
【参照：応急給水槽の設置場所（避難場所別）（資料編 II 震災対策編第2部p.74）】
- 2 救援センター、補助救援センター及び福祉救援センターにおける給水
 - 救援センターを開設したときは、西池袋公園内応急給水槽または都立文京高校に設置し

た応急給水施設より、区所有の車両またはトラック協会からの借上げ車両に固定した給水タンクで救援センターへ水を移送する。

- 福祉救援センターを開設した場合や救援センターを開設していない地域が断水した場合においても、上記の方法により近隣の救援センターにおいて給水を実施する。

3 自宅避難者への給水

- 区内では、災害時に断水となる地域を25%と想定し、概ね発災から4日目以降、断水地域内の自宅避難者に対して給水する。
- 区が指定した80か所の給水ポイントのうち、断水地域または隣接地域で20か所の給水ポイントを選定する。
- 東京都水道局、東京都トラック協会豊島支部等と連携し、1t簡易給水タンク2基を積載した応急給水車最大20台を1日5回運用して、断水地域の自宅避難者約6.6万人に対して、一人1日あたり3ℓを基準として給水活動を実施する。

4 協定等による飲料水・生活用水の確保

(1) 救援センターにおける飲料水の備蓄

- ・ 平成8年度より、救援センター1校あたり1,008ℓ（2ℓペットボトル×504本）備蓄をしている。（平成28年10月現在、ミニ備蓄倉庫34カ所に38,256ℓを備蓄）

【参照：区立小・中学校プール及び受水槽一覧(資料編Ⅱ 震災対策編第2部p.75)、応急給水用資器材の整備状況(資料編Ⅱ 震災対策編第2部p.75)、検水のための器材等整備状況(資料編Ⅱ 震災対策編第2部p.76)】

(2) 飲料水の優先供給に関する協定

- ・ 飲料水を扱う企業との優先供給に関する協定により、災害時における飲料水の確保に努める。

(3) 防災井戸

- ・ 区は、昭和63年度に「豊島区防災井戸に関する要綱」を定め、井戸を所有する区民の協力を得て、防災井戸として登録している。（平成28年4月現在、458件登録）
- ・ 井戸水は、原則として生活用水として使用することとし、地震等により水質が変化する可能性を考慮し、ろ過、煮沸消毒等の処理を実施し、引用に適する水質であることを確認した後、飲料水とする。

(4) 区立小中学校における井戸の整備

- ・ 救援センターにおける被災者への給水活動（生活用水の供給）に資することを目的として、平成8年度から年次計画により区立小中学校に井戸を設置している。（平成28年4月現在、20基の井戸を救援センターに設置）

(5) 公衆浴場所有の井戸の使用等に関する協定

- ・ 東京都公衆浴場商業協同組合豊島支部との協定に基づき、浴場所有井戸の使用等により災害時における生活用水の確保を図る。

第4節 食料の供給【総務部】

第1 食料の確保

1 給与基準

(1) 給与限度額

- ・ 災害救助法施行細則に定める食品給与限度額（1人1日当たり1,130円／災害発生日から7日間以内）とする。

(2) 支給計画

ア 避難生活者用

区 分	2歳未満	2歳以上
1日目～3日目	調整粉乳（1日3食）	クラッカー又はビスケット（1日1食）
		アルファ化米（1日2食）
4日目以降	都の救援物資等を支給	米飯又は麺類等による炊出し
		都の救援物資等を支給

イ 疎開者用

1日目	クラッカー等（1人3食）
-----	--------------

ウ 帰宅困難者用

1日目	クラッカー等（1人3食）
-----	--------------

2 調達

- 避難生活者に対して、発災から3日間は区で保管している備蓄クラッカー等を支給する。4日目以降は、米飯や麺類による炊き出し、または都の救援物資等を支給する。疎開者は救援センター、帰宅困難者は備蓄物資集積・配分所において、区が保管する備蓄クラッカー等1日分をそれぞれ支給する。
- 区長は、災害救助法適用後、食品の給与の必要が生じた場合、状況により食品の調達を都福祉保健局に要請する。
- 被害の状況により、現地調達が適当と認められる場合は、現地調達する。
- 食料の調達計画は、次のとおりとする。

種 別	調達先及び調達方法
米穀類	東京都米穀小売商業組合豊島支部に要請
麺 類	東京都麺類協働組合豊島区内各支部に要請
その他 主食類	コープみらいに要請 区独自の調達で不足するときは、都福祉保健局長に要請
副食類	コープみらいに要請 区独自の調達で不足するときは、都福祉保健局長に要請
粉 乳	区独自の調達で不足するときは、都福祉保健局長に要請

3 搬送

- 区の備蓄物資及び都より事前配備された物資のうち、都福祉保健局長の承認を得て区が使用する物資は、区が搬送する。
- 都からの救援物資は、都福祉保健局が区の指定する集積地まで搬送し、集積地から救援センター等へは区が搬送する。
- 民間協力団体等からの調達物資は、調達先の団体が保有する車両の協力を得て、区が搬送する。
- 搬送に必要な車両は、区保有車両のほか、東京都トラック協会豊島支部の協力により確

保する。

4 被災者への配布・炊き出し

- 被災者に食品等の給与を実施する場合、給食の順位や範囲、献立、炊き出し方法等を定める。
- 原則として、救援センターにおいて給食し、地域防災組織及びボランティア等の協力を得て配布する。
- 炊き出しは、地域防災組織や東京都麺類協同組合豊島区内各支部、ボランティア等の協力を得て、区保有の資器材及び救援センター内の給食設備を使用して実施する。
- 区において、被災者に対する炊き出しやその他による食品等の給与が困難な場合は、都知事に応援を要請する。
- 都が区に事前配置している備蓄食糧（クラッカー等）は、都福祉保健局長の承認を得て被災者に配分する。ただし、緊急を要する場合は事後に報告する。

第5節 生活必需品等の供給【総務部】

1 備蓄

- 生活必需品等は、主に都が備蓄や調達により確保し、区が配付する。しかし、発災当初の道路障害物除去の状況等によっては都からの搬送が遅れることが予想されるため、区においても物資を備蓄する。

2 給(貸)与基準

- 災害救助法適用前は、災害救助法施行細則の限度額以内で区長が定め、災害救助法適用後においては、都知事の指示する給(貸)与基準によるものとする。

3 調達

- 区長は、災害救助法適用後、生活必需品の給(貸)与の必要が生じたときは、状況により物資の調達を都福祉保健局に要請する。
- 被災の状況により現地調達が適当と認められる場合は、区の備蓄物資及びコープみらい等の民間協力団体等からの調達物資により対応する。

4 搬送

- 食料の搬送の例により実施する。

5 給(貸)与方法

- 区は、地域本部の所管区域ごとに調査した給(貸)与対象世帯数に基づき、救援センターにおいて、地域防災組織及びボランティア等の協力を得て被災者に配付する。
- 区において、給(貸)与の実施が困難な場合は、都知事（都本部長）に応援を要請する。
- 都福祉保健局が区に事前寄託している備蓄物資（毛布・敷物）は、都福祉保健局長の承認を得て被災者に給(貸)与する。ただし、緊急を要する場合は事後に報告する。

第6節 救援物資の受入体制 【総務部】

- 造幣局東京支店移転後跡地の防災公園では、発災時に全国から輸送される救援物資の受入とともに、各地域本部への供給体制を確立し、区全体の物流拠点としての機能を整備していく。また、物資の需給情報は、総合防災システムを活用し、区災害対策本部において集約する。
- 救援物資の積み降ろし作業は、ボランティアや民間事業者の協力を得られるよう努める。
- 今後、策定する「豊島区災害時受援応援計画」において、人的支援とともに、物的支援に関する受援体制を検討、整備する。

【参照：救援物資受け入れ拠点一覧(資料編Ⅱ 震災対策編第2部p.79)】

第 14 章 ごみ・し尿・災害廃棄物処理

第 1 節 基本方針

災害時には、上下水道の断絶等の被害や被災者の一時避難が想定され、その際に多量に発生するごみやし尿について、生活衛生の確保を優先させるとともに、防疫対策と迅速な応急対策の観点から、状況の変化に対応できるよう適切に処理する。また、地震により倒壊した建築物等から発生する災害廃棄物を速やかに処理し、復旧・復興を円滑に進める。

第 2 節 ごみ処理【環境清掃部】

災害が発生した場合、区は被災の状況を踏まえ、ごみ処理計画を策定する。ごみ処理計画に基づき、排出されたごみを迅速に処理し、環境保全を図る。

- 災害発生時、初動体制を確立するため、関係機関との連絡を行い廃棄物関連施設等の被害状況を把握する。
- 環境保全及び衛生上の観点から生活ごみを優先して収集する。
- 処理工場への大量搬入が困難な場合には、環境保全に支障のない都、区等の公有地を中継所として活用し、収集の効率化を図る。
- 被災状況に応じて、都環境局等への広域的な調整・応援等を要請する。

【参照：豊島清掃事務所の人員及び作業用車両(資料編 II 震災対策編第2部p. 80)】

第 3 節 トイレの確保及びし尿処理【総務部・環境清掃部・都市整備部・教育部】

第 1 基本的な考え方

- 避難者50人あたり1基の災害用トイレを確保する。
- 生活用水（トイレ用水をはじめ被災後の生活維持のために必要な水）の確保や携帯トイレ（トイレ袋）し、既設水洗トイレを継続して利用する。
- 携帯トイレや簡易便器、下水道用マンホール直結型仮設トイレなど多様な災害用トイレを確保する。
- 被害や避難、救援センターの開設等の状況に応じて、既設のトイレが使用可能であれば優先的に使用するとともに、各種災害用トイレを段階的に運用していく。
- 要配慮者に配慮した洋式トイレ等を備蓄する。
- 強固な構造で防犯性の高いトイレも備蓄する。また、仮設トイレ設置時には、男性用・女性用の距離の確保、死角や暗がり避けるなど利用者の安全に留意する。
- 都内被災地全体での円滑かつ効果的な対応等のため、区は都に対して、し尿収集・処理に関する広域的支援を要請する。

【参照：簡易トイレ等の備蓄状況(資料編 II 震災対策編第2部p. 80)】

第2 災害用トイレの確保及びし尿処理方法

区は、都災害対策本部及び他区等と連携し、災害用トイレ備蓄の充実や災害時におけるし尿収集車の確保等により、し尿の処理体制を整備するとともに、都下水道局との覚書に基づき、避難所等における下水道用マンホール直結型仮設トイレの設置を進める。

1 避難場所（広域避難場所）

- 延焼の状況、避難者数、水洗トイレの使用の可否等避難場所の状況により、貯水槽、防災井戸等によって水を確保し、下水道機能の活用を図る一方で、簡易便器等を設置するなど、避難場所の衛生環境を確保する。
- 区は、仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。

2 救援センター等

- 発災後、断水した場合には、学校のプール、防災井戸等で確保した水を使用し、下水道機能を活用する。それでもなお、水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレ等を設置する。
- 区は、備蓄分が不足した場合、都福祉保健局に対して要請する。
- 区は、発災後3日目までは、努めてし尿収集車による収集を要しない下水道用マンホール直結型仮設トイレの設置や、組立式簡易トイレ・トイレ袋の利用等により対応する。4日目以降は、し尿収集体制が整った段階で、仮設トイレの設置も含めて対応する。

3 地域

- ライフラインの停止などで、従前の生活ができなくなった地域においても可能な限り水洗トイレを使用する。このため、貯水槽、防災井戸等により水を確保し、下水道機能の活用を図る。

4 仮設トイレのし尿収集及び処理

- 災害発生時には、救援センター等に設置された仮設トイレの状況を把握し、他区との協力等により吸上車（バキュームカー）を確保する。
- 収集したし尿は下水道局三河島水再生センター及び下水道管きよの指定マンホールへの投入により処理・処分する。

第3 避難所等におけるし尿処理

1 仮設トイレ等の状況集約等

- 避難所等に設置された仮設トイレ等の状況を集約し、収集態勢を整備する。
- 区は、都下水道局との覚書に基づき、下水道用マンホール直結型仮設トイレの設置を進める。

2 処理体制の整備

- 区は、他区との協力、都災害対策本部及び環境局との協議等により、災害用トイレ及びし尿収集車の確保をはじめとする、し尿の処理体制を整備する。
- また、都下水道局との覚書に基づき、下水道局三河島水再生センター及び下水道管きよの指定マンホールへの搬入体制を整備する。
- 収集器材・人員に不足が生じる場合には、他自治体等に対して支援を要請し、し尿の収

集・搬入体制を整備する。

- 災害時、円滑にし尿処理体制を構築できるよう、都下水道局との覚書に基づき、し尿の搬入及び受入れ訓練を実施する。

3 処理作業

- 被害の状況、収集場所等情報をもとにして、くみ取りを必要とする仮設トイレ等のし尿を収集し、下水道局三河島水再生センター及び下水道管きよの指定マンホールへの投入により、し尿を処理・処分する。

4 仮設トイレのし尿収集及び処理

- 災害発生時には、救援センター等に設置された仮設トイレの状況を把握し、他区との協力、都への支援要請等により吸上車（バキュームカー）を確保する。
- 収集したし尿は下水道局三河島水再生センター及び下水道管きよの指定マンホールへの投入により処理・処分する。

第4 普及・啓発等

- 区は、事業所及び家庭に対して、当面の目標として3日分の災害用トイレの備蓄等の備えをするよう啓発する。
- ライフライン等の支障により避難した住民が、家屋の被害がなく帰宅した場合に、トイレが使用できないことがあるため、区は家庭やマンション管理者に災害用トイレの備蓄に努めるよう呼びかける。また、平素からの水の汲み置き等による生活用水の確保、トイレ用品の備蓄を推進する。
- 災害用トイレの設置や利用等の経験は極めて重要であるため、各機関に対し災害用トイレを利用した各種訓練（設置訓練・利用訓練等）を実施するよう呼びかける。
- 家庭等で備蓄している携帯トイレは、燃えるごみとして処理するが、水分を多く含むため、焼却炉への負荷を考え、燃えるごみとは分けて個別に収集する必要があることなどを、各種訓練を通じて周知する。

第4節 土石、竹木等の除去【総務部・環境清掃部・都市整備部】

住家に流入した土石、竹木等は、災害救助法に基づき、該当する住家を速やかに調査し、除去を実施する。

1 土石、竹木等の除去計画

機 関 名	対 策
区	災害救助法適用後は、除去対象戸数及び所在を調査し、都に報告するとともに、関係機関と協力して土石、竹木等の除去を実施する。

都	<p>災害救助法適用後は、都が区の報告に基づき、実施順位、除去物の集積地等を定め実施する。</p> <p>第一次的には、区保有の器具、機械を使用する等、区と協力して実施し、労力、機械力不足の場合は、都総務局（本部長室）に要請し、隣接区からの派遣を求める。又、不足する場合は、東京建設業協会に対し、資器材、労力等の提供を求める。</p>
---	---

2 土石、竹木等の障害物の除去の対象となる者

- 自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することのできない者であること（生活保護法の被保護者、要保護者及び特定の財産を持たない失業者等）。
- 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に、障害となるものが運び込まれているかまたは敷地等に運び込まれているため、家への出入りが困難な状態にある場合であること。
- 当面の日常生活が営み得ない状態にあること（本宅に障害物が運び込まれても別宅がある場合等は対象とならない）。
- 半壊又は床上浸水したものであること（全壊、流失、床下浸水の住家は対象とならない）。
- 原則として、救助法適用の原因となった災害によって住家が直接被害を受けたものであること。

第5節 災害廃棄物処理【環境清掃部・都市整備部】

被害想定によると、約65万tの災害廃棄物が発生すると推計されている。被災地の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃材木及びコンクリートがら等（以下、「災害廃棄物」と呼ぶ。）を適正かつ効率的に処理する。

第1 実施主体

- 被災建物の解体・撤去は本来、私有財産の処分であり、原則として所有者がその責任において行う必要があるが、国が特例措置を講じた場合には区が実施する。

第2 災害廃棄物の処理

- 災害発生後、公費負担による災害廃棄物処理の対象となる範囲を定め、「災害廃棄物処理班」を設置して、災害廃棄物処理に当たる。
- 区内の倒壊家屋等の被害状況を把握し、災害廃棄物発生量の推計を都に報告するとともに、「豊島区災害廃棄物処理実行計画」を策定し、基本方針を明らかにする。
- 災害廃棄物を効率的に処理するためには、災害廃棄物を一定期間分別・保管する一次仮置場、可能な限りリサイクル化を図る二次仮置場が必要になる。二次仮置場は特別区が共同で設置する予定であるため、区は発災後、速やかに一次仮置場の設置を行う。
- 事前に指定及び他の応急対策で利用していたオープンスペースの転用や民有地の借り上げ等により、災害廃棄物の仮置場を確保するとともに、廃材木、コンクリート、金属等に分類して一時仮置場に搬入するよう、緊急道路障害物除去を行う機関・団体、解体業者及び区民

に周知する。

- 災害廃棄物は、一次仮置場から二次仮置場に搬送し、種別に従い可能な限り再利用を図り、再利用できないものについては、東京二十三区清掃一部事務組合の清掃工場や民間のリサイクル施設において、必要な処理を行ったうえで都と調整し、都が管理する埋立処分場に搬入する。

第3 一次仮置場の選定

- 一次仮置場の設置は公有地の設置を基本とするが、状況に応じて私有地の借り上げ等も検討する。一次仮置場の設置予定地を所管する部局（学習・スポーツ課、公園緑地課）は、設置予定地となる運動場・公園を新たに整備・改修した場合、設置可能な面積と合わせて環境清掃部（ごみ減量推進課）に報告する。

第4 普及・啓発等

- 公費負担による解体の申請手続きの流れについて、防災訓練を通じて、区民に対して周知を図る。

第 15 章 遺 体 の 取 り 扱 い

第 1 節 基本方針

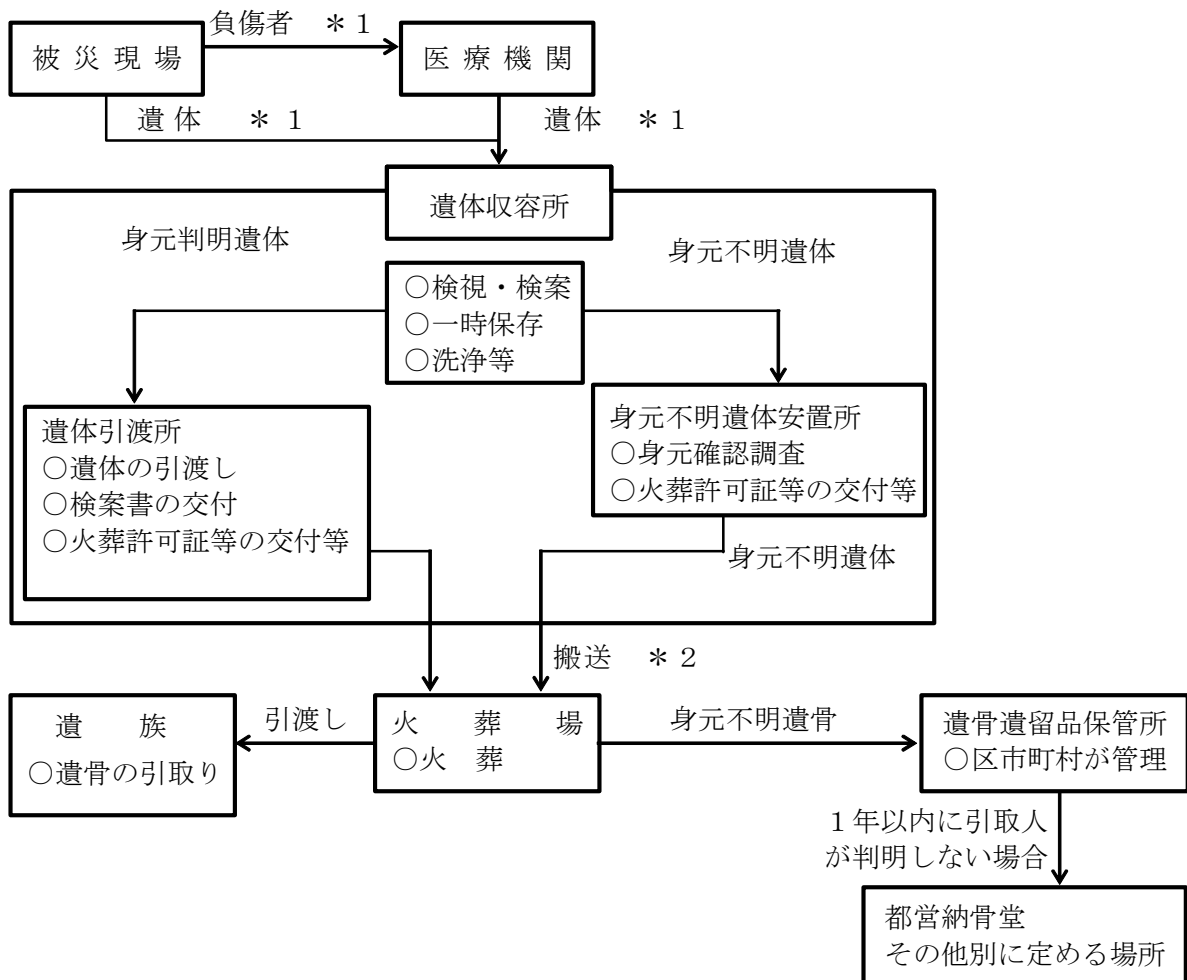
災害により行方不明者や死亡者が発生した場合、捜索、収容、検視・検案、火葬等の各段階において、区、都及び防災関係機関が相互の連絡を密にして遅滞なく処理する。

第 2 節 遺体の捜索、収容及び検視・検案等

【総務部・区民部・池袋保健所・都市整備部・警察署・都福祉保健局・区医師会・区歯科医師会】

遺体の捜索、収容及び検視・検案並びに火葬等は、次のとおり区及び都が協力して実施する。

遺体取り扱いの流れ



- * 1 警視庁は、区市町村が実施する遺体の捜索・収容等に協力
自衛隊は、都の要請に基づき、行方不明者の救助・救出をし、遺体を関係機関へ引き継ぐ。
- * 2 区市町村の要請に基づき、都福祉保健局が関係機関（一般社団法人全国零級自動車協会等）に協力を要請

第1 搜索、収容等

1 遺体の搜索

行方不明者のうち、すでに死亡していると推定される者の遺体搜索は次のとおりとする。

(1) 機関別活動内容

機 関 名	活 動 内 容
区 (災対総務部)	○ 都総務局に協議し、都各部局、警察、関係機関及び地元奉仕団等の協力を得て、作業員の雇上げ、機械器具の借上げ等の方法を講じ、遺体の搜索を実施する。
都 総 務 局	○ 区からの協議に基づき、遺体の搜索について関係機関との連絡調整にあたり、搜索作業が円滑に実施できるよう支援する。
警 察 署	○ 救出・救助活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。 ・ 区が実施する遺体の搜索・収容に協力する。 ・ 各警察署において、行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。 ・ 身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存し身元の確認に努める。

(2) 搜索の期間等

機 関 名	活 動 内 容	
搜 索 の 期 間	災害発生の日から10日以内とする。	
期 間 の 延 長 (特別基準)	災害発生の日から11日以上経過しても、なお遺体を搜索する必要がある場合は、搜索の期間内（10日以内）に下記の事項を明らかにして、厚生労働大臣（区長の場合は知事）に申請する。 (1) 延長の期間 (2) 期間の延長を要する地域 (3) 期間の延長を要する理由（具体的に記載すること。） (4) その他（延長することによって搜索されるべき遺体数等）	
国 庫 負 担	対象となる経費	(1) 船舶その他搜索のために必要な機械器具の借上費で、直接搜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費 (2) 搜索のために使用した機械器具の修繕費 (3) 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び搜索作業を行う場合の照明用の灯油代等
	費用の限度額	金額の多寡に関わらず「真にやむを得ない費用」の範囲
	そ の 他	搜索のために要して「人夫賃」及び「輸送費」も国庫負担の対象となるが、いずれも経理上、搜索費から分離し、「人夫賃」及び「輸送費」として、おのおの一括計上する。

(3) 必要帳票等の整備

区（災対総務部）は、遺体の搜索を実施した場合、次の書類・帳票を整備する。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 搜索用機械器具燃料受払簿
- ウ 死体の搜索状況記録簿

エ 死体の捜索用関係支出証拠書類

2 遺体の搬送（遺体収容所まで）

区（災対土木部）は、搬送に必要な車両の調達及び作業員を雇上げ、警察署等関係機関の協力を得て、遺体を遺体収容所に搬送する。

3 遺体の収容等

(1) 遺体収容所の開設

- ・ 区（災対総務部）は、災害発生後速やかに遺体収容所を開設し、必要器具を用意した上で、遺体を収容するとともに、開設状況を都及び警察署に報告する。
- ・ 遺体収容所の開設・運営等に関して、区の対応能力のみでは十分でないと認められるときは、都及び関係機関に応援を要請する。
- ・ 都は、区長の要請に基づき、遺体収容所の開設・運営等に必要な支援措置を講ずる。

(2) 遺体収容所の指定

名称：雑司が谷体育館	所管警察署：目白警察署
住所：雑司が谷3-1-7	備考SRC：B2・2F
規模：4,173.96m ²	

- ・ なお、必要に応じて、被害現場付近の寺社等への協力要請や他の施設を遺体収容にあてる。

(3) 遺体の一時保存

- ・ 災害時の遺体は、その顔貌の形状を止めていない場合が多く、正確に識別するために遺体を一時保存する。

(4) 遺体の消毒等

- ・ 区（災対総務部）は、必用に応じて作業員を雇い上げ、区（災対衛生部）は、遺体収容所の消毒及び消毒指導を実施する。

(5) 遺体処置の期間

- ・ 遺体処置の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

(6) 期間の延長（特別基準）

- ・ 11日以降も、遺体の処置を必要とする場合は、期間内（10日以内）に下記の事柄を明らかにして、内閣総理大臣（区長の場合は知事）に申請する。

- ア 延長の期間
- イ 期間の延長を要する地域
- ウ 期間の延長を要する理由（具体的に記載）
- エ その他（延長によって取り扱いを要する遺体数等）

(7) 国庫負担の対象となる費用の限度

ア 遺体の一時保存のための費用は次のとおりとする。

- ・ 既存建物を利用する場合：借上費は通常の実費
- ・ 既存建物を利用できない場合：一体あたり5,000円以内

イ 遺体の洗浄・縫合・消毒の処置等のための費用は、遺体一体当たり3,300円以内（平成16年度基準）

(8) 必要帳票等の整備（災対総務部）

- ・ 救助実施記録日計票

- ・ 死体処理台帳
- ・ 死体処理費支出関係証拠書類

第2 検視・検案等

- 検視・検案は原則として同一場所で集中的に実施することとし、区（災対総務部）、都及び警察署は、必要な体制を確立する。

1 検視・検案に関する連携

区及び都は、医療活動との秩序ある分担の下に、円滑な検視・検案活動が行えるように関係機関と連携を図る。

2 検視・検案に関する機関別活動内容

機 関 名	活 動 内 容
区 (災対総務部)	(1) 区長は、関係機関の協力を得て、災害発生後速やかに遺体収容所を開設して運営にあたり、検視・検案を迅速かつ的確に行える体制を確立する。なお、遺体収容所の開設状況について、都及び警察署に報告する。 (2) 遺体収容所の開設や運営等に関して、区の対応能力のみでは十分でないと思われるときは、都及びその他関係機関に応援を要請する。
都福祉保健局	(1) 都福祉保健局長は、監察医等による検案班を編成して遺体収容所等に派遣し、速やかに遺体の検案及びこれに必要な措置を講ずる。 (2) 都福祉保健局長は、検案態勢が都の対応能力のみでは十分でないと思われるときは、必要に応じて関係機関等に応援を要請する。 (3) 都福祉保健局長は、区長の要請に基づき、迅速かつ的確に検視・検案が行えるよう、遺体収容所の開設・運営等に必要な支援措置を講ずる。
警 察 署	(1) 検視班を編成し、遺体収容所に派遣する。 (2) 遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整の上、監察医務院長に検案を要請する。 (3) 検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに大震災発生時における多数死体取扱要綱等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。
区 医 師 会	区医師会の医療救護班等は、区の要請に基づき、必要に応じて遺体の検案に協力する。
区歯科医師会	区歯科医師会の医療救護班等は、区の要請に基づき、必要に応じて遺体の身元確認（歯科的個人識別）に協力する。

3 区民への情報提供

- 災害発生時における検視・検案、遺体の引き渡しを円滑に実施するためには、検視・検

案態勢に係る的確な情報を区民に提供する必要がある。このため、区（企画広報部）は、関係機関と連携し、死亡者に関する情報提供態勢を確立する。

4 資器材等の備蓄・調達

- 都及び警察署は、検視・検案に必要な資器材等について、適正な品目及び数量を備蓄するとともに、不足した場合には調達する態勢を確立する。

5 遺体の身元確認

(1) 区（災対総務部）

- 遺体の身元を確認し、死体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。
- また、区（地域防災部）は、遺体収容所において火葬許可証を発行する。

(2) 都

- 警視庁の協力を得て、行方不明者の搜索の相談にあたり、身元不明遺体の身元引受人の発見に努める。

第3 火葬

- 火葬は、災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害時の混乱のため、資力の有無に関わらず火葬が困難な場合または死亡した者の遺族がいない場合に、応急的に実施する。

1 火葬体制の確立

- 区（地域防災部）は、遺体収容所等において火葬許可証の迅速な発行に努める。
- 都は、区市町村を支援するため、遺体の安置、保管に係る物品の調達や遺体の搬送等、火葬に関する近江市等との協力態勢の確立に努める。
- また、広域火葬が必要であると判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、広域火葬体制を整備する。その際、区は、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施に努める。

機 関 名	活 動 内 容
区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平常時に使用している火葬場の被災状況を把握し、状況に応じて、都に広域火葬の応援・協力を要請する。 ○ 住民に対し、都内全域が広域火葬体制にあることを周知する。 ○ 都の調整により割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項を確認する。 ○ 遺体の搬送に必要な車両を確保する。交通規制が行われている場合には、緊急自動車により行う。 ○ また、遺体収容所から受け入れ火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して遺体搬送手段の確保を要請する。

機 関 名	活 動 内 容
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区市町村からの応援・協力要請に基づき、必要性を検証した上で、広域火葬の実施を決定し、速やかに全区市町村及び関係団体に周知し、近隣県に今後の応援・協力の必要性も含めて通知する。 ○ 対応可能な都内の火葬場に対し、応援を要請し、広域火葬の受け入れについての報告を求める。また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援・協力を要請する。 ○ 各火葬場の受入可能数に応じ、各区市町村に割り振るとともに、当該火葬場及び当該県に対し協力を依頼する。 ○ 火葬場経営者からの応援要請に基づき、区市町村及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請する。 ○ 遺体の搬送について区市町村から要請を受けた場合は、輸送車両等の確保について、関係機関等へ協力要請する。

2 火葬の要件

- 対象となる者は、災害時に死亡した者であること。災害時に死亡した者であれば、直接災害により死亡したものに限らない。
- 災害のため、通常火葬を行うことが困難であること。

3 国庫負担の対象となる費用の限度（平成16年度基準）

- (1) 大人 1体あたり 193,000円以内
- (2) 小人 1体あたり 154,400円以内（12才未満の者）

4 火葬の方法

- 区（災対総務部）は、「災害死体送付票」を作成の上、遺体を指定された火葬場に送付する。火葬に付した後、遺骨等を遺族に引き渡す。
 - ・ 遺骨及び遺留品に「遺骨及び遺留品処理票」を付し、保管所に一時保管する。
 - ・ 家族その他から遺骨及び遺留品引取りの希望があったときは、「遺骨及び遺留品処理票」を整理の上、引渡す。

5 火葬の内容

- (1) 棺（付属品を含む。）
- (2) 火葬（人夫賃を含む。）
- (3) 骨つぼ及び骨箱

6 火葬の期間

- 火葬は、災害発生の日から10日以内に完了する。

7 期間の延長（特別基準）

- 災害発生の日から11日以降も火葬を必要とする場合は、火葬の期間内（10日以内）に、次の事項を明らかにして厚生労働大臣（区長は知事）に申請する。

- (1) 延長の期間
- (2) 期間の延長を要する地域
- (3) 期間の延長を要する理由（具体的に記載すること）
- (4) その他（延長を要する地域ごとの火葬を要する遺体数等）

8 身元不明遺体の遺骨の取り扱い

- 区（災対総務部）は、身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人の判明しない場合は、身元不明者扱いとして、都営納骨堂その他別に定める場所に移管する。
- 警察署は、区と協力して身元不明遺体の遺骨の引取人を調査する。

9 必要帳票等の整備（災対総務部）

- 火葬を実施し、又は火葬に要する現品若しくは経費を支出した区長は、次の書類・帳簿等を整備し、保存しておかなくてはならない。
 - (1) 救助実施記録日計票
 - (2) 埋葬台帳
 - (3) 埋葬費支出関係証拠書類

【参照：火葬場（資料編Ⅱ 震災対策編第2部p.80）、遺体の処理に伴う様式（資料編Ⅱ 震災対策編第2部p.81）】

第 16 章 ライフライン施設の応急対策

第 1 節 基本方針

ライフライン関係機関では、それぞれが万全の活動態勢を確立し、相互に連携しながら、応急対策や危険防止策などを迅速に実施する。

第 2 節 水道施設【都水道局】

第 1 災害時の活動態勢

- 地震が発生し、都の災害対策本部が設置された場合は、直ちに、水道局に「給水対策本部」を設置して、密接な連絡を保ちつつ、情報連絡態勢を確立して、応急対策の諸活動を組織的に推進する。
- 発災後、豊島区内における水道施設の被害状況の確認、応急復旧及び情報連絡等の都水道局の応急対策活動は、都水道局中央支所及び豊島営業所が実施する。また、水道施設被害状況などを踏まえ、適時適切に応急給水計画を策定し、区との役割分担に基づいた段階的な応急給水を実施する。

【参照：第2部 第1章 第3節 第4 水道局】

第 2 応急復旧対応

1 応急措置

- 漏水が送・配水に影響を及ぼす場合や、二次災害発生の恐れがある場合及び被害が拡大する恐れがある場合は、速やかに断水等の処置を行う。
- 漏水により、道路陥没等が発生し、道路交通上、非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を、可能な限り実施する。

2 配水調整

- 浄水場から給水所への送水及び主要管路の機能の確保を優先することとし、作業の手順は、各路線の上流側から始め、順次、配水本管、配水小管、給水管（公道部）へと進める。
- 管路の被害による影響を最小限に留めるため、配水調整により、可能な限り配水を確保し、断水区域の解消に努める。
- 浄水場、給水所の運転状況の変更や、管路の復旧作業の進捗に応じて、随時配水系統の変更等の再調整を行う。

3 復旧活動

- 首都中枢機関等への水道水供給に係る管路の被害については、発災後3日以内の復旧をめざす。
- 管路の復旧は、断水区域を限定し、可能な限り給水を継続しながら行う。又、断水区域を速やかに解消するため、予め定めた優先順位により順次復旧する。
 - ・ 第1位：予め定める首都中枢機関等への供給管路

- ・ 第2位：予め定める第一次重要路線
送水管及び広大な区域を持つ配水本管
 - ・ 第3位：予め定める第二次重要路線及び配水小管重要路線
配水本管及び小管の骨格となる路線
 - ・ 第4位：第1位から第3位までのものを除くほか、給水上特に重要な路線
震災対策用応急給水施設、避難所等に至る管路
- 資器材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。
- 被害箇所の復旧作業を終了した後、直ちに給水する。
- 給水管（公道部）の復旧は、配水小管の復旧、通水と並行して行う。又、配水小管の復旧及び通水のために必要がある場合は、宅地内の第一止水栓までの復旧にあたる。

4 宅地内給水装置の復旧活動

(1) 宅地内第一止水栓からメータまでの給水管の応急措置及び復旧

- 給水管の所有者等から修繕申込みのあったものを対象とする。ただし、配水管の復旧に支障を及ぼす場合及び多量の漏水があり第三者に損害等の影響を及ぼす恐れがある場合は、申込みの有無に関わらず第一止水栓により止水する。
- 配水小管の通水状況、復旧状況等を勘案し、事前に選定した次の施設から優先的に復旧する。
 - ・ あらかじめ定める首都中枢機関等
 - ・ 後方医療機関となる医療施設及び福祉施設
 - ・ 避難所、行政機関などの地域の復旧の中核となる施設
 - ・ その他給水上特に重要な施設

(2) メータより宅地内側給水管の応急措置及び復旧

ア 応急措置

メータ先から多量の漏水があり本復旧が困難な場合は、応急的に水道局職員及び請負単価契約業者等が、止水栓等による止水を行う。

イ 本格的な復旧

メータ先から蛇口までの本格的な復旧は、給水装置の所有者が指定給水装置工事業者に依頼し、指定給水装置工事業者が行う。その費用は、原則として給水装置所有者（または使用者）が負担する。

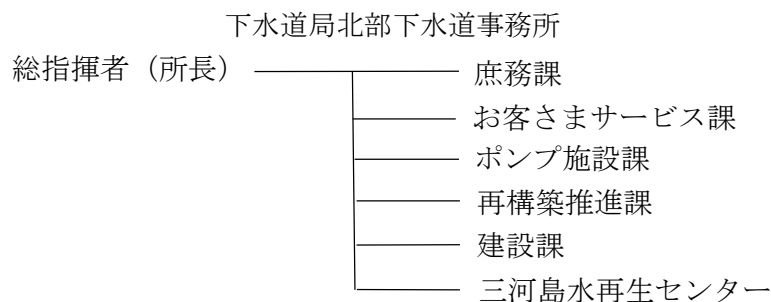
第3 災害時の広報

- 発災後、広域的な広報は、都災害対策本部を通じ、報道関係機関の協力を得て実施する。広報は、地震発生直後及び応急対策の進捗に合わせて行う。
- 豊島区内を対象とする広報は、都水道局豊島営業所（監理団体委託営業所）が、次の方法で実施する。
 - ・ 庁舎掲示板や玄関等への掲示
 - ・ 拡声器付き広報車による巡回
 - ・ 区への情報提供及び広報依頼（防災無線・屋外放送塔等の使用）

第3節 下水道施設【都下水道局】

第1 災害時の活動態勢

- 局災害対策本部の非常配備態勢に基づき、下水道局職員を配置し、指示、命令、情報連絡等通信網の確保を図るとともに、下水道施設の被害に対し、迅速に応急復旧活動を行う。
- また、被害が大規模で復旧に緊急を要する場合、下水道局は民間団体と連携して対応ができるように、応急復旧体制に関する協定を締結している。応急復旧に当たっては、災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体と連携して対処する。
- 現場での作業及び指導には、北部下水道事務所〔台東区蔵前2-1-8 電話(5820)4345〕及び豊島出張所〔豊島区雑司が谷1-11-9 電話(3989)8523〕があたる。
- なお、被害が大規模で、復旧に緊急を要する場合に支援を得ることができるように、協力団体等との連絡体制整備を進める。



【参照：第2部 第1章 第3節 第5 下水道局】

第2 応急復旧対策

- 緊急輸送道路を地上巡視し、下水道施設に起因する道路陥没等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施する。
- 速やかに震災復旧活動の拠点を設置し、防災上重要な施設について重点的に被害状況及び措置状況を集約する。
- 工事中の箇所においては、受託者との緊密な連携の下、速やかに被災状況を把握し、被害を最小限に抑えるとともに、必要に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

第3 災害時の広報

- 広域的な広報は、都本部を通じて報道関係機関の協力を得て行う。
- 北部下水道事務所の所管区域内を対象とする下水道の使用制限等の広報は、チラシの戸別配布、自治会を通じた配布、及び緊急説明会により実施する。また、防災無線、区報、広報車等による広報を区に依頼する。

第4節 電気施設【東京電力パワーグリッド(株)】

第1 災害時の活動態勢

1 非常態勢の区分

災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合（以下「非常災害」という。）に対処するための非常態勢は次の区分による。

非常災害の情勢	非常事態の区分
(1) 災害の発生が予想される場合 (2) 災害が発生した場合	第1非常態勢
(1) 大規模な災害が発生した場合 （大規模な災害の発生が予想される場合を含む） (2) 東海地震注意情報が発せられた場合	第2非常態勢
(1) 大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 (2) 警戒宣言が発せられた場合	第3非常態勢

【参照：第2部 第1章 第4節 第4 東京電力パワーグリッド株式会社】

2 災害時における応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事は、恒久的復旧工事との関連や情勢の緊急度を勘案し、二次災害の防止に配慮しつつ迅速・適切に実施する。

3 災害時における応急工事基準

(1) 変電設備

機器損傷事故に対し、系統の一部変更、又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(2) 配電設備

配電線路応急工法による迅速、確実な復旧を行う。

(3) 通信設備

可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用により通信を確保する。

4 災害時における安全衛生

安全衛生について、十分配慮して作業する。

第5節 ガス施設【東京ガス(株)】

第1 通報・連絡

- 社内及び外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートが多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化等、体制の確立に努める。
- 災害が発生した場合は、災害情報、被害情報等を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

【参照：第2部 第1章 第4節 第5 東京ガス株式会社】

第2 危険予防措置

ガスの漏えいにより被害の拡大の恐れがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止等の適切な危険予防措置を講ずる。

第3 災害時における応急工事

復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後可能な限り迅速・適切に施設及び緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大及び被災者の生活確保を最優先に行う。

第4 事業継続計画の策定・発動

- 事故・災害について、必要によりあらかじめ事業継続計画を策定する。また、策定に当たっては、関係者の生命・身体の安全、および被害拡大の防止を前提とした上で、最低限維持しなければならない以下の業務を最優先する。
 - 1 ガスの製造・供給の維持、保安の確保に関する業務
 - 2 ガスの供給が停止した場合には、その早期復旧に関する業務
 - 3 供給制限が必要となった場合の需要家対応に関する業務
 - 4 その他企業として事業を継続する上で最低限必要な通常業務

第5 災害時における復旧用資器材置場等の確保

- 復旧用資器材置場及び前進基地が必要となるため、予め調査した用地等の利用を検討する。確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

第6 広報活動

- 災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合は、災害発生前、災害発生直後、復旧作業中等の各時点において、状況に応じた広報活動を行う。
- 災害発生後、ガスの供給を継続する地区の需要家に対しては、必要に応じて保安確保のための広報活動を行う。
- 広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。又、地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

第6節 通信施設【NTT東日本】

第1 災害時の活動態勢

1 活動態勢

- 公共機関等の通信確保はもとより被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信も確保するため、電気通信設備等の災害防止を図るとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し通信の疎通を図る。

2 災害対策本部の設置

- NTT新宿ビルに現地対策本部を設置する。

【参照：第2部 第1章 第4節 第2 東日本電信電話株式会社】

第2 応急措置

1 最小限の通信の確保

- 広い範囲にわたり、家屋の倒壊、焼失等によって通信が途絶するような場合でも電報、電話については最小限の通信ができるよう措置する。

2 特設公衆電話の設置

- 孤立する地域をなくすため、東京都および区が指定する避難場所等に特設公衆電話を設置する。

3 臨時回線の設置

- 情報連絡、救護、復旧活動を担当する公共機関等の通信を確保するため、移動無線車、衛星通信等を使用して臨時回線を設置する。

4 非常・緊急通信の優先

- 災害に関する通信については、非常電報、緊急電報、非常通話、緊急通話として、他の通信に優先して取り扱う。

5 停電時の公衆電話無料化

- 停電のため、テレホンカードの使用不能やコインの金庫満満による使用不能に備え、公衆電話の無料化を実施する。

6 輻輳緩和のための災害用伝言ダイヤル「171」の提供

- 震度6弱以上の地震発生時及び地震・噴火等の発生により、被災地に向けた電話が混み合っかかりにくい場合にNTT側で速やかに提供開始し、テレビ・ラジオ等で周知する。

第3 応急復旧対策

- 回線の応急復旧作業を迅速に実施する。

第4 災害時の広報

- 災害時の通信が途絶し、若しくは利用の制限を行ったときは、トーキー案内、広報車等で、通信途絶、利用制限等の理由、内容等について、利用者に周知する。

第7節 CATV 【豊島ケーブルネットワーク株】

第1 災害時の活動態勢

【参照：第2部 第1章 第4節 第7 豊島ケーブルネットワーク株式会社】

第2 応急措置

- 1 仮設放送センターの災害情報集約本部内設置
- 2 応急復旧要員の確保
- 3 災害対策本部、社内情報班からの被災状況収集
- 4 社内システムの点検
- 5 伝送路の点検及び予備芯線へのスムーズな移行
- 6 避難場所での情報提供のためのケーブルの敷設、広報体制の構築
- 7 社内の予備設備の起動

第3 応急復旧対策

- 1 復旧優先度の確立
- 2 非常用車両認可の早期取得
- 3 社外復旧事業者との相互協力態勢の確立
- 4 当社側復旧要員は腕章をしてその身分を明確にしておく

第4 災害時の広報

災害対策本部との共同によりCATV・インターネット・電子メールを用いて広報活動を行う。

第 17 章 公共施設等の応急対策

第 1 節 基本方針

災害時に道路、橋梁、河川及び鉄道等の公共施設が被災し、損壊した場合、消火や救急救助などの応急活動等に重大な影響を及ぼすことから、早急な応急・復旧措置を講ずる。

第 2 節 道路・橋梁【都市整備部・都建設局・首都高速道路(株)】

第 1 災害時の応急・復旧措置

機 関 名	応 急 措 置 及 び 復 旧 措 置	
区	応急	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路の亀裂、陥没等の損壊及び倒壊物並びに落橋等による通行不能箇所について調査し、都へ報告するとともに、応急措置を実施する。 ○ 区長は災害対策基本法第七十六条の六に基づき、緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するために緊急の必要があると認めるときは、区の管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するために必要な措置をとることを命ずる。
	復旧	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害を受けた区道を速やかに復旧し、道路機能をできるだけ早期に回復し、救助活動、物資の輸送等のため交通の確保に努める。 ○ 亀裂、陥没等を生じた道路は、直ちに排土作業、盛土作業等の被害状況に応じて応急復旧を行う。 ○ 落下、危険と認められた橋梁又は被害状況により応急復旧ができない場合は、警察署等関係機関と連絡のうえ、通行止若しくは交通規制の標示等必要な措置を講じる。 ○ 上下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設に危険が発見されたときは、バリケード等による応急措置を行い、当該施設管理者へ通報する。
都建設局 第四建設 事務所	応急	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道や緊急障害物除去路線に指定された区道について、東京都建設防災ボランティア等と連携して調査・点検を行う。 ○ 区と連携して被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置や迂回道路の選定など、通行者の安全対策を行う。
	復旧	<p>緊急道路障害物除去路線を最優先に復旧作業を行うこととし、建設業協会等との協定及び協力承諾書に基づいた協力業者が実施する。</p>

機 関 名	応 急 措 置 及 び 復 旧 措 置	
関東地方 整備局 東京国道 事務所	応急	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害を受けた道路及び交通状況を速やかに把握するため、国道事務所及び出張所においてはパトロールカー等による巡視を実施する。 ○ ヘリコプター及び道路情報モニター等からの道路情報の収集に努める。 ○ 巡視の結果及びモニター等からの情報をもとに、応急復旧ならびに必要な応じて迂回道路の選定等の処置を行い、緊急輸送路の確保に努める。
	復旧	<ul style="list-style-type: none"> ○ パトロールによる巡視結果等をもとに被害を受けた道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行い、緊急輸送路としての機能確保に努める。
首都高速道路(株)	応急	<p>地震による災害が発生したときは、お客様等の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路等の機能回復を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大地震が発生したときは、首都高速道路は消防その他の緊急車両の通行に利用され、一般車両の通行が禁止されることから、警察が実施する交通規制に協力し、かつ、規制状況等をお客様等に広報する。 ○ お客様等の被災状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努める。 ○ 道路構造物、管理施設等については、その被害状況を緊急点検し、必要に応じた応急復旧に努める。 ○ 工事の個所については、その被災状況に応じて必要な措置を講ずる。
	復旧	<ul style="list-style-type: none"> ○ 首都高速道路等の機能を速やかに回復するため、現地調査を実施し、被害状況及びその原因を精査し、復旧工法等を決定する。 ○ 災害復旧にあたっては、現状復旧を基本にしつつも、災害の再度発生防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うよう努める。

第3節 鉄道施設【都交通局・東日本旅客鉄道(株)・東武鉄道(株)・西武鉄道(株)・東京地下鉄(株)】

第1 災害時の活動態勢

- 1 災害本部等の設置
 - 災害が発生した場合、各交通機関は全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。
- 2 通信連絡態勢
 - 災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、無線車、移動用無線機を使用する。

第2 発災時の初動措置

- 各交通機関は、災害発生と同時に運転規制等適切な初動措置を実施し、乗客の安全確保を図る。

1 運転規制

機 関 名	運 転 規 制 の 内 容
都 交 通 局	(1) 地下鉄 ア 震度「4」の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 直ちに全列車に対して25km/h以下の徐行運転を指令するとともに、駅長及び保守担当の所長に点検を依頼する。 ・ 駅長からの駅構内点検終了報告及び全区間にわたる列車走行完了後、地上部45km/h・地下部55km/h以下（大江戸線は50km/h以下）に運転規制を緩和する。 ・ 所長からの点検終了の報告に基づいて、運転規制を解除する。 イ 震度「5弱」の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 直ちに全列車に対して運転中止を指令するとともに、駅長及び所長に点検を依頼する。 ・ 駅長からの駅構内点検終了報告に基づいて、全列車に対して試運転列車とすること及び15km/h以下の注意運転を指令する。 ・ 試運転列車が全区間にわたって走行を完了後、全列車に対して25km/h以下の徐行運転を指令する。 ・ 列車が25km/h以下の徐行運転で全区間にわたって走行を完了後、地上部45km/h・地下部55km/h以下（大江戸線は50km/h以下）に運転規制を緩和する。 ・ 地上部45km/h・地下部55km/h以下（大江戸線は50km/h以下）で全区間にわたって走行を完了後、運転規制を解除する。 ウ 震度「5強」の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 直ちに全列車に対して運転中止を指令するとともに、駅長及び所長に点検を依頼する。 ・ 駅長からの駅構内点検終了報告及び所長からゾーン地震計5強区間の点検完了報告に基づいて、全列車に対して試運転列車とすること及び15km/h以下の注意運転を指令する。

機 関 名	運 転 規 制 の 内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試運転列車が全区間にわたって走行を完了後、全列車に対して25km/h以下の徐行運転を指令する。 ・ 列車が25km/h以下の徐行運転で全区間にわたって走行を完了後、地上部45km/h・地下部55km/h以下（大江戸線は50km/h以下）に運転規制を緩和する。 ・ 地上部45km/h・地下部55km/h以下（大江戸線は50km/h以下）で全区間にわたって走行を完了後、運転規制を解除する。 <p>エ 早期地震警報システムによる運転規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合指令所に設置された早期地震警報システムより、緊急地震速報を受信すると警報表示装置及び回転灯が動作し、併せて列車無線により緊急停止の音声指示を出す。地震警報受信後は、駅間であっても直ちに非常停止する。ただし、「地下高速電車地震発生時の処置について」に準ずるものとする。 <p>(2) 都電</p> <p>ア 震度「4」の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直ちに全電車に対し20km/h以下の徐行運転を指令し、先行する電車の停止した地点まで連続徐行運転し、運転手からの通報に基づき、安全を確認した後、運転規制を逐次緩和又は解除する。 <p>イ 震度「5」以上の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直ちに全線に対して、運転中止の指令をした後、関係区に点検を依頼する。 ・ 営業所長はこの点検完了の報告に基づいて、運転規制を逐次緩和又は解除する。 <p>ウ 早期地震警報システムによる運転規制</p> <p>早期地震警報システムが動作したときは、電車無線により全電車を停止させる。</p>

機 関 名	運 転 規 制 の 内 容
東 日 本 旅 客 鉄 道 (株) 〔東京支社〕	<p>(1) 地震が発生した場合又は緊急地震速報を受信した場合の列車の運転取り扱いは次による。</p> <p>ア 40㌾以上の地震を感知した場合及び緊急地震速報により列車緊急停止を行う。40㌾以下の地震を感知した場合には、社内基準により列車の運転中止または速度規制を行い、安全を確認する。</p> <p>イ 震度5（地震計の記録値80ガル以上）の場合は、列車の運転を見合わせる。ただし、埼京線（大宮～赤羽間）は、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震計の記録値が80ガル以上120ガル未満のとき、貨物列車は25km/h以下とし、貨物列車以外の列車は、35km/h以下の速度規制を行う。 ・ 地震計の記録値が120ガル以上のときは、列車の運転を見合わせる。 <p>ウ 震度4（地震計の記録値が40ガル以上80ガル未満）を記録した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貨物列車は、25km/h以下 ・ 貨物列車以外の列車は、35km/h以下 <p>(2) 列車の運転方法はその都度決定するが、概ね次により実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ う回又は折り返し運転 ・ 臨時列車の特発 ・ バス代行又は徒歩
東武鉄道(株)	<p>(1) 運転指令は強い地震を感知したとき、震度や被害及び列車運行の把握に努め適切な指示を行う。</p> <p>(2) 電力指令は運転指令と緊密な連携をとり必要により送電中止等の適切な措置をとる。</p> <p>(3) 駅長の取り扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 列車運転上危険と認めたときは、列車運転を見合わせる。 ・ 隣接駅長と打合せ、異常が認められないときは乗務員に注意運転を通告する。 ・ 最初に到着した列車から状況を確認する。
西武鉄道(株)	<p>地震が発生した時の取扱いは、次によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 震度4のときは、一旦停止後55km/h以下で注意運転 ・ 震度5弱のときは、一旦停止後25km/h以下で次駅または前方列車の停止位置まで注意運転。 ・ 震度5強以上のときは、電気司令長および施設司令長が要注意箇所等の点検を実施し、点検が終わるまで列車の運転を中止する。
東京地下鉄(株)	<p>気象庁から発信される緊急地震速報を活用した「早期地震警報システム」の運用と東京メトロが設置している地震計により規定値を超えたときは、全列車を直ちに停止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 震度4以下の場合、各列車のいったん停止を確認した後、注意運転とする。（震度4：25km/h以下の注意運転） ・ 震度5弱以上の場合、歩行点検により、安全を確認されるまで運転見合わせとする。

2 乗務員の対応

機 関 名	乗 務 員 の 対 応
都 交 通 局	<p>(1) 地下鉄 列車又は車両を運転中に強い地震を感知し、運転することが危険と認めた場合又は列車無線により運転中止の指令を受けた場合は、次に定める取扱いをする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅に停車中のときは、出発を見合わせて駅長の指示を受ける。 ・ 走行中のときは、前途の支障の有無に注意して、速度を節制の上、次駅まで走行することに努める。 ・ やむを得ず、駅間に停止したときは、状況を判断して旅客の安全確保に努める。 <p>(2) 都電 電車を運転中に強い地震を感知し、運転を継続することが危険と認めたとき又は電車無線により運転中止の指令を受けたときは次の取扱いをする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則、旅客の安全誘導を前提に次停留場に停車する。 ・ 橋梁、勾配の急な坂路を進行中のときは、特に電車の動揺に注意して、危険防止に努める。 ・ がけ付近を運転するときは、側壁のくずれ、落下物に注意して停車は極力避ける。 ・ 運転を再開するときは営業所長の指示による。
東 日 本 旅 客 鉄 道 (株) 〔東京支社〕	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。 ○ 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切り取り、橋梁上、或いは陸橋下のような場合は進路の安全確認のうえ、安全と認められる場所に列車を移動させる。 ○ 列車を停止させた場合、指令室又は最近の停車場の駅長と連絡をとり、その指示を受ける。 ○ 適切なお客さま誘導を行う。
東武鉄道(株)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 速やかに安全な位置に停車し、異常の有無を確かめる。 ○ 付近に異常を認めないときは毎時、25km以下で注意運転をする。 <p>(注) 列車進行中に感知できる地震は震度4以上である。</p>
西武鉄道(株)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震が発生し、列車の運転が危険と判断した場合は、又は、運転司令から停止手配の指令があったときは、原則として直ちに列車を停止させる。 ○ 駅間の途中で列車を停止させる箇所はできるだけ橋梁、ずい道深い切り取り、高い築堤等地震の被害を受けやすい箇所は避ける。また、必要に応じてパンタグラフを降下し、転動防止の処置をとる。
東京地下鉄(株)	<p>乗務員は列車運転中、異常な動揺、路線の蛇行又は架線の動揺等により地震を感知し、危険と認めた場合又は総合指令所から緊急停止の指令や地震警報があった場合は、直ちに列車を停止させたのち、総合指令所に状況を報告し、列車の進退について指示をうけ、車内放送にて情報提供するなどして、乗客の動揺を防止すると共に安全を図る。</p>

3 その他の措置

機 関 名	そ の 他 の 措 置
東 日 本 旅客鉄道(株) 〔東京支社〕	地震発生とともに、お客さまの避難状況を把握して、次の措置を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 放送により状況を把握する。 ・ 負傷者と要配慮者を優先に対応する ・ 営業を中止して、駅構内の混乱拡大を防止する。
東武鉄道(株)	施設関係区長の処置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 要注意箇所の点検をする。 ・ 震度5以上と認めたとき、または指令を受けたときは、至急点検をする。 ・ 送電に支障を認めた変電区長は至急送電を中止する。
東京地下鉄(株)	<p>(1) 駅の措置 駅係員は、旅客の安全を第一とし、沈着冷静な判断と的確迅速な行動により、旅客の安全退避に努める。</p> <p>(2) 旅客への情報提供 駅放送、自動旅客案内装置、駅案内情報システムの活用などの手段を用い、必要に応じ緊急地震速報をはじめ災害に関する情報提供に努める。</p> <p>(3) 火災発生の措置 火災が発生した場合は、消防、警察署等へ通報するとともに、初期消火に努める。また、火災の状況によっては、旅客の避難誘導に努める。</p> <p>(4) 浸水の措置 駅出入口は止水板及び防潮扉により、換気口は浸水防止機により浸水を防止するとともに、万一、トンネル内に浸水した場合は、排水ポンプにより排水する。</p> <p>(5) 停電の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅構内の停電時におけるお客様の安全を確保するため、非常照明や放送装置用として各駅に蓄電池を設備するほか、携帯用の照明器具等を常備し避難誘導にあたる。なお、主要駅には非常用電源設備を設備している。 ・ 列車内停電の場合は、自動的に列車積載の蓄電池に切替り、照度2～5ルクスで1時間程度予備灯を点灯させ、旅客の混乱防止に努める。

第3 乗客の避難誘導

機 関 名	避 難 誘 導 方 法
都 交 通 局	(1) 地下鉄 <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅構内の安全確認を行った上で、地上の安全が確認され、一時滞在施設が開設されるまでの間、あらかじめ定める駅構内の安全な場所で一時的に待機していただく。 ・ 一時滞在施設が開設された場合には、混乱防止のため、避難場所までの経路を掲示し、お客様に案内する。 (2) 都電 お客様に協力を求め最寄りの避難場所（広域避難場所）を案内する。
東 日 本 旅 客 鉄 道 株 〔東京支社〕	一般駅では、地方自治体の指定した避難地に誘導する。
東 武 鉄 道 株	(1) 駅における避難誘導 旅客の安全確保を第一とし、沈着な判断と的確な行動により適切な旅客誘導を図る。 (2) 列車乗客の避難 乗客の安全確保を第一とし、状況に応じて適切機敏に乗客の誘導を図る。
西 武 鉄 道 株	○ 駅長は、係員を指揮して、旅客を予め定めた臨時避難場所に混乱を生じないよう誘導し避難させる。 ○ 旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに東京都が予め定めた避難場所（広域避難場所）の位置、災害に関する情報を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。
東 京 地 下 鉄 株	正確な情報判断のもとに、駅係員は次により旅客の避難誘導にあたる。この場合、高齢者、小児等単独で避難することが困難な旅客に対しては、他の旅客の協力を得る。なお負傷のため単独避難が不可能な旅客に対しては、構内の安全な場所に一時退避させる。 (1) 地下よりも地上が安全と認めるとき 東京都の定める避難場所（広域避難場所）を放送等で徹底し、その方向の出口へ誘導案内する。 (2) 地上よりも地下が安全と認めるとき 被害の少ない最も安全な場所へ誘導する。この場合、浸水の危険を考慮して、地上へ有利な場所を選定して誘導する。

第4 事故発生時の救護活動

機 関 名	救 護 活 動
都 交 通 局	負傷者には、応急処置を施すとともに、救急隊の出動を要請する。救護にあたっては、特に避難行動要支援者を優先する。
東 日 本 旅 客 鉄 道 (株) 〔東京支社〕	地震発生とともに旅客の避難状況を把握して次の措置を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 放送により状況を案内する。 ・ 負傷者、老幼婦人等を優先救護する。 ・ 出火防止に努める。 ・ 営業を中止して駅構内の混乱拡大を防止する。 ・ 被害の状況により救護所を開設する。
東武鉄道(株)	駅長は、負傷者があった場合、救出・救護の処置を行う。
西武鉄道(株)	負傷者が発生した場合、速やかに応急救護にあたり、必要により行政機関等の協力を求め旅客の生命の安全を図る。
東京地下鉄(株)	万一、事故に遭遇した場合は、直ちに併発事故及び被害拡大の防止に努め、負傷者のある場合は、応急救護にあたるとともに、救急機関に出動要請を行う。

第5 応急復旧資器材

- 災害時に、各鉄道機関は、速やかに応急復旧を実施するため、応急復旧資器材を整備する。

第4節 社会公共施設等 【全部局】

- 各施設管理者は、避難について特に綿密な計画を樹立しておき、それに基づいて行動することとし、特に園児、児童、生徒、高齢者、障害者（児）等の安全確保に万全を期する。
- 責任者は、自衛防災組織を編成し、分担に基づいて行動する。
- 緊急時には、関係機関に通報して臨機の措置をとる。
- 救援センターとなった場合は、避難者の健康と安全に努めるとともに火災予防について十分な措置をとる。
- 施設等の応急修理は、迅速に実施する。

第5節 文化財施設 【教育委員会事務局教育部】

- 文化財が被災またはその恐れがある場合には、直ちに消防署に通報するとともに、被災の防止または被害の拡大防止に努める。
- 消防署等関係機関は、被災文化財の被害の拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。
- 文化財に被害が発生した場合は、所有者、管理者は都指定の文化財にあつては都教育委員会、国指定の文化財にあつては、都教育委員会を通じて文化庁へ報告する。

第 18 章 応 急 住 宅 対 策

第 1 節 基本方針

災害により住居を滅失した世帯に対して、応急住宅の供与や被災した住宅の応急修理などを実施する。

第 2 節 応急仮設住宅の供給【都市整備部】

第 1 応急仮設住宅の建設

1 建設主体

- 応急仮設住宅は、災害救助法適用後は都が建設し、区はそれに協力する。
- ただし、災害救助法が適用されない場合その他で、区長が特に必要と認めた場合は区において建設する。

2 建設候補地の選定

- 区は、接道及び用地の整備状況、ライフラインの状況、避難場所等の利用の有無を考慮し、事前に応急仮設住宅の建設候補地を選定する。
- 応急仮設住宅の建設候補地を所管する部局（学習スポーツ課・公園緑地課）は、建設候補地となる運動場・公園を新たに整備・改修などした場合、応急仮設住宅の建設可能な面積とあわせて都市整備部（住宅課）に報告する。
- 区（住宅課）は、年1回、建設候補地を都（都市整備局都営住宅経営部住宅整備課）に報告する。

【参照：災害時における応急仮設住宅建設予定地(資料編 II 震災対策編第2部p.83)】

3 設置戸数

- 災害救助法適用後は、区長が必要と認めた場合、直ちに都知事（都本部長）に要請する。
- 災害救助法が適用されない場合その他で、区が建設する場合には、都市整備部が必要戸数を建設する。

4 建設の方法、構造及び規模等

(1) 建設地

- ・ 都は、予定された建設地等から選定する。
- ・ 都の用地の選定にあたって、区内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、必要に応じて、他区との調整により融通する。

(2) 構造、規模及び費用

- ・ 平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、必要に応じて高齢者や障害者世帯に適した設備・構造の住宅とする。
- ・ 1戸あたりの床面積は29.7㎡を標準とし、世帯人数に応じた規模の仮設住宅の供給に努める。1戸あたりの設置費用は国の規定による。

(3) 着工

災害発生の日から20日以内に着工する。

(4) 建設工事

都は、一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会及び一般社団法人全国木造建設事業協会が斡旋する建設業者に建設工事を発注し、工事を監督する。ただし、これにより難しい場合には、区に委任する。

(5) 災害救助法適用前等区が建設する場合

- ・ 区が建設する場合の建設地及び建設開始時期は、災害の状況に応じて、その都度定める。また、建物の形式は原則としてプレハブ住宅とする。
- ・ 設置規模及び費用は、都に準ずるものとする。
- ・ 原則として、建設資材は建設業者を通じて適宜調達し、工事はこれらの業者に請け負わせる。

第2 その他の応急仮設住宅の供給対策

1 公的住宅の供給

- 都は、都営住宅等の空き家を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び他の地方公共団体に空き家の提供を求め、被災者に供給する。
- 区は、区営住宅の空き家を提供する。

2 民間賃貸住宅の供給

- 都は、関係団体と協力し、借り上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供する。

第3 入居者の選定

1 入居資格

- 次の各号の全てに該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。ただし、使用申し込みは一世帯一か所限りとする。
 - (1) 住家が全焼・全壊又は流失した者
 - (2) 居住する住家がない者
 - (3) 自らの資力では住家を確保できない者

2 入居者の募集・選定

- 入居者の募集計画は被災状況に応じて都が策定し、区に住宅を割当てする。割当てに際しては、原則として区の行政区域内の住宅が割当てられるが、必要戸数が確保されない場合には、他区との調整により融通するものとする。住宅の割当てを受けた場合は、区が被災者を募集する。
- 入居者の選定基準は、都が策定する。この選定基準に基づき、区が入居者を選定する。また、公営住宅等の入居募集にあたっては、被災者に対して、募集情報を迅速かつ的確に伝達する。
- 入居者の選定では、弱者を優先するとともに、従前居住地からの距離や団地のソーシャルミックス等にも考慮する。

第4 応急仮設住宅の管理

- 応急仮設住宅は、原則として供給主体が管理し、入居者は区が管理等する。
- 応急住宅の供与を実施した場合、入居者管理のため、区は都が定める帳票を整備保存する。
- 供与期間は、最長2年3か月とする。
- 区は、防火安全対策について、入居者に対して指導する。

第3節 被災住宅の応急修理【都市整備部】

第1 住宅の応急修理

1 実施主体

- 住宅の応急修理は、災害救助法が適用された場合、都は区の要請に基づき、応急修理の実施を決定し、区が応急修理する。都は、これに協力をする。
- ただし、災害救助法が適用されない場合その他で、区長が特に必要と認めた場合は、区都市整備部において実施する。

2 対象者

- 災害により、住家が半焼・半壊し、自己の資力では応急修理できない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。

3 修理の基準及び戸数

- 修理は、日常生活に必要で欠くことのできない部分に対して、最小限度の修理とし、災害救助法が適用された場合は、都が定める応急修理基準により実施する。

4 修理住宅の選定

- 災害救助法が適用された場合は、被災者の資力その他生活条件等の調査及び罹災証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された区が募集、選定する。
- 区が実施する場合は、区都市整備部が被害程度の調査及び選定を実施する。

第2 応急修理の方法

1 修理

- 災害救助法の基準に基づき都が定める応急修理基準に基づき、都が提示する一般社団法人東京建設業協会の協力業者名簿から区が指定する業者が実施する。

2 経費

- 1世帯当たりの経費は、国の定める基準による。

3 期間

- 原則として、災害発生の日から1か月以内に完了する。

4 災害救助法適用前等区が実施する場合

- 区が修理する場合は、国が定める費用の範囲内で、区都市整備部において建設業者を通

じて調達した現物等をもって実施する。

5 帳票の整備

- 住宅の応急修理を実施した場合、区は都が定める帳票を整備、保存する。

第4節 被災建築物の応急危険度判定【都市整備部】

1 応急危険度判定（*20）の実施

- 災害対策本部が地震による被害が大きいと判断したときには、災害対策本部長が応急危険度判定の実施を決定する。
- 災対都市整備部に判定実施本部を設置し、判定実施本部長は建築課長とする。
- 豊島区において震度6弱以上の地震が発生した場合、または判定実施本部長が必要と判断したときは、応急危険度判定の実施を決定する。
- 判定は、応援判定士等の協力を得て実施し、発災から2週間程度を目標とする。

2 東京都への支援要請

- 判定実施本部長は、必要に応じ、都知事に対して判定員や判定コーディネーターの派遣、判定資器材の提供等を要請する。

3 判定の区域及び建築物の範囲

- 判定の区域は、区内のうち判定実施本部長が定める範囲とし、建築物の判定範囲は住宅を中心とする。

第 19 章 教育・保育の応急対策

第 1 節 応急教育【教育委員会事務局教育部】

第 1 応急教育計画の立案

1 基本方針と指導内容

(1) 基本方針

- ・ 校(園)長は、非常災害に備え、応急教育計画を立てておくものとする。計画立案にあたっては、様々な被災状況を想定し、又、学校の立地条件等も考慮するものとする。
- ・ 災害発生時においては、児童・生徒等及び教職員等の安全を確認し人員を把握する。安全確認ができない者に対しては、救援に全力をあげるよう努める。
- ・ 授業の再開にあたっては、個々の児童・生徒等の健康と精神の安定を図ることに重点をおき、災害の状況に応じて準備及び校内体制を整えることとする。

(2) 指導のねらい

- ・ 児童・生徒等の被害状況（家族の死亡、家屋の焼失や倒壊、自身の負傷等）を把握し、共感的理解に基づいた指導を重視し、心身の安定を図るように努める。

(3) 指導内容

ア 衛生指導

- ・ 飲み水、食物、手洗い等の飲食関係の指導
- ・ 衣類、寝具に関する指導
- ・ 住居、便所の使用等に関する指導
- ・ 傷の手当て、入浴その他身体に関する指導

イ 生活指導

- ・ 児童・生徒等の発達段階に応じた事態の認識に関すること
- ・ 通学経路の安全確認の指導
- ・ 自主的な生活態度と実行に関すること
- ・ 児童・生徒等相互の協力と地域への貢献や防災訓練への参加に関すること
- ・ 被災した児童・生徒等が心理的な後遺症（不安、不眠、恐怖、無気力、チック等）で悩んでいる場合は専門家・専門機関との連携を図り対処すること

ウ 道徳教育

- ・ 協力、助け合いに関すること

エ 学習指導

- ・ 児童・生徒等の心理的状态に応じて無理なく実施すること
- ・ 進路問題で悩みをもつ児童・生徒等に対しては、可能な限り学習への支援や相談を行うこと

2 避難訓練計画の立案

- 校(園)長は、様々な被災状況を想定の上避難訓練計画を立案し、毎月定期的を実施するものとする。その際は、実施日や地域の実態を考慮し、PTA及び地域防災組織との連携を図る。

3 事前の準備

(1) 教職員の遵守事項

区立学校(園)の教職員は、常に災害情報に注意し、災害発生の恐れがあるときは、校(園)長の指示を受け、次の事項を守らなければならない。

- ・ 授業及び学校(園)行事、会議、出張等を中止すること
- ・ 予め指定された役割分担に従って迅速に行動し、児童・生徒等の安全確保及び保護者への引き渡しに万全を期すること

(2) 教育委員会等との連絡

校(園)長は、教育委員会、警察署、消防署、報道機関等との連絡により、正確な情報の収集に努め、最適な判断が下せるよう準備しておく。

(3) 非常招集方法の周知

校(園)長は、勤務時間外においても災害発生時における所属教職員への連絡方法及び非常招集の方法を予め周知しておく。

(4) 情報連絡手段及び体制の整備

教育委員会は、学校(園)との緊密な連絡を図るため、災害時においても有効に機能する情報連絡手段及び体制を整備しておく。

(5) 防災備蓄品の把握等

校(園)長は、児童・生徒等用の備蓄品を含め、学校(園)としても何が保管してあるのか確認し、災害発生時に適切な対応が取れるようにしておく。

(6) 子どもスキップ等との連携

校(園)長は、子どもスキップ、放課後子ども教室、学校開放事業などに従事する関係職員等とも災害を想定し、あらかじめ対応策を協議しておく。

(7) 保護者への周知

校(園)長は、学校(園)の災害発生時における対応について、保護者説明会、懇談会における説明や学校HPに掲載するなど、あらかじめ周知し理解を深めておく。

第2 応急教育の実施

1 災害時の態勢

(1) 校長等の役割

- ・ 児童・生徒等が在校中や休日等の部活動等、学校(園)の管理下にあるときに災害が発生した場合、児童・生徒を確実に保護者に引き渡すまで、学校において安全を確保することを原則とする。ただし、保護者と連絡がついた場合においては、学校種別、地域の建物等の被害状況等を総合的に判断して、帰宅が可能と判断できる場合に限り、帰宅させることができる。
- ・ 保護者との連絡がとれない家庭・留守家庭等の場合には、直接、保護者等への引き渡しができるまでの間、当該児童・生徒等を学校(園)内に預かりとする。
- ・ 災害の規模及び児童・生徒等や教職員並びに施設設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会へ報告する。
- ・ 状況に応じて、教育委員会と連絡のうえ、臨時休校(園)等の適切な措置をとる。
- ・ 災害状況に即した応急の指導を行う。
- ・ 学校(園)が救援センターとなる場合は、教育活動再開のための場所の確保を図るほか、救援センターとして開放できる部分を指定し、地域住民の協力が得られるよう努める。

- ・ 応急教育計画を作成したときは、教育委員会に報告するとともに、内容について速やかに保護者及び児童・生徒等に周知徹底を図る。

(2) 教育委員会の役割

- ・ 情報は、教育委員会に集約し、発信内容の精査、連絡調整の一本化を図る。ただし、緊急情報、災害対策本部から直接各校（園）に伝達した方がよい情報は、この限りではない。その場合、事後に速やかに教育委員会にその内容を伝達する。

2 災害復旧時の態勢

(1) 校長等の役割

- ・ 教職員を掌握するとともに、児童・生徒等の安否や被災状況を調査し、教育委員会に連絡する。
- ・ 連絡網の確立を図り、指示・連絡事項伝達の徹底を期する。
- ・ 学校（園）に収容可能な児童・生徒等を保護し、指導する。指導にあたっては、健康、安全教育及び生活指導に重点を置くようにする。又、心のケア対策も十分留意する。
- ・ 教育活動の再開にあたっては、児童・生徒等の安否確認と通学路及び通学経路の安全を確認し、教育委員会に報告する。
- ・ 他の地区に避難した児童・生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前々文に準じた指導に努める。
- ・ 救援センター等として学校（園）を提供したことにより、長期間学校が使用不可能となる場合には、教育委員会に連絡するとともに、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開に努める。
- ・ 災害の推移を把握し、教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常授業（保育）に戻すよう努める。また、平常授業に戻す時期及び通学経路の安全確保については、確実に保護者に連絡する。

(2) 教育委員会の役割

- ・ 教育活動再開のために、学校（園）間の教職員の応援体制について調整を行う部署を予め定め、関係機関に周知しておく。
- ・ 校長等からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧する。
- ・ 被災学校（園）ごとに担当職員、指導主事を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。また、担当指導主事は、被災学校（園）の運営について助言と指導にあたる。
- ・ 連絡網の確立を図り、指示・連絡事項伝達の徹底を期する。

第3 学用品の調達及び支給

1 給与の対象

- 災害により住家に被害を受け、学用品を喪失又は毀損し、就学上支障の生じた小学校児童及び中学校生徒に対し被害の実情に応じ教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。

2 給与の期間

- 災害救助法が適用された場合における支給は、災害発生日から、教科書については1カ月以内、その他については15日以内とする。
- ただし、交通、通信等の途絶により学用品の調達及び輸送が困難と予想される場合には、

都知事が厚生労働大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

3 給与の方法

- 災害救助法の適用により給与する場合の学用品は、原則として都知事が一括購入し、区長が配分する。
- ただし、学用品の給与を迅速に行うために、都知事が職権を委任した場合には、区長が委任を受け、区教育委員会及び校長の協力のもとに調達から配分までの業務を行う。

4 費用の限度

(1) 教科書

支給する教科書（教材を含む）の実費

(2) 文房具及び通学用品

災害救助法施行細則で定める額

第2節 応急保育【子ども家庭部】

保育園は、災害時における応急保育に関する計画をあらかじめ策定しておくものとする。

第1 事前準備

- 保育園長は、保育園の立地条件等を考慮したうえ、災害時における応急保育に関する計画を策定しておくとともに、保育の方法等についての確かな計画を立てておく。
- 保育園長は、災害の発生に備えて次のような措置を講じておかなければならない。
 - ・ 園児の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置並びに保護者等の連絡方法を検討するとともに、その周知を図っておく。
 - ・ 警察署、消防署(団)等との連絡網を確立しておく。
 - ・ 保育時間内に災害が発生した場合、保護者の引取りは困難と予想される。このため、残留園児の保護について対策を講じておく。

第2 災害時の態勢

- 保育園長は、状況に応じて適切な緊急避難の措置を講ずること。
- 保育園長は、災害の規模、園児・職員及び施設設備等の被害状況を把握するとともに、子ども家庭部保育課（区に災害対策本部が設置された場合は本部。以下、同じ。）と連携し、職員を指揮し災害対策を実施して保育園の管理等万全な措置を講ずる。
- 保育園長は、準備した応急保育計画に基づき、臨時の編成を行うなど、災害の状況と合致するよう速やかに調整する。

第3 応急保育の態勢

- 保育園長は、職員を掌握して保育園の整理を行い、園児の被災状況を調査し、子ども家庭部保育課と連絡し、復旧態勢に努める。
- 子ども家庭部保育課は、情報、指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、保育園長はその指示事項の徹底を図る。
- 応急保育計画に基づき、災害時緊急出動が必要な区民の就学前児童の受入の要請があった

場合には、保育園において保育する。また、被災により通園できない園児については、地域毎に実情を把握する。

- 福祉救援センターとして、保育園を使用しているため、長期間保育園として使用できない場合は、子ども家庭部保育課と協議して早急に保育が再開できるよう措置する。
- 保育園長は、災害の推移を把握し、子ども家庭部保育課と緊密な連絡のうえ、平常の保育にもどるように努め、その時期を早急に保護者に連絡する。
 - * 応急保育とは、福祉救援センターが統合され、徐々に通常保育が可能となってきた状況の中で、発災時に勤務を余儀なくされる者、例えば医師、看護師、保健師、救急隊員等の就学前児童の保育をすること。

第 20 章 罹 災 証 明 書 の 発 行

第 1 節 住家被害認定調査・罹災証明書の発行

【総務部・区民部・保健福祉部・都市整備部・消防署】

第 1 基本方針

- 災害対策基本法第90条の2に基づき、大地震等により住家等に被害を受けた者に区市町村が発行する罹災証明書は、住家等の被害程度を認証する書類であり、法律等に基づいた被災者の生活再建に関わる各種支援を決定する根拠資料となる。
- 区長は、発災後3日以内に、災害対策本部の下に住家被害認定調査及び罹災証明書の発行に係る事務局を立ち上げる。
- 区は、消防署との「震災時における罹災証明発行に関する協定書（平成25年3月15日締結）」に基づき、地震災害発生後に協議して、連携するとともに、被災者の早期の生活再建を実現するため、罹災証明書の発行を迅速かつ正確に実施するための体制と方策の確立を進める。
- また、平常時から都と区市町村が協働で設立した「東京都被災者生活再建支援システム利用協議会」と連携し、業務をマネジメントできる人材や実務を担う人材の育成を充実・強化していく。

第 2 住家等の被害認定調査

- 被災した全住家等を対象に、被災状況の調査を行う。調査後は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等、国が定める基準に基づき被害認定を行う。
- 認定の結果は、被災者生活再建支援金の給付等の根拠となるため、公平性及び合理性とともに、被災者の生活再建が早期にはかれるよう、迅速な調査の実施と認定が求められる。
- 区は、調査にあたって、被災建築物応急危険度判定及び火災調査結果等の活用、調査結果のデータ化、他の自治体からの応援職員も含めた体制整備等による業務の効率化を図る。

第 3 被災者生活再建支援システムの円滑な運用

- 大地震時においては、短期間に膨大な数の罹災証明書を発行する必要がある。これを可能とするためには、被災者生活再建支援システムの適切な運用によって、可能な限り人的な作業を省く必要がある。
- 東京都被災者生活再建支援システム利用協議会が策定した「災害時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン（以下、「都ガイドライン」という。）」及び、実際の被災地で運用されたシステムを基本に、区の特性に対応したシステムの円滑な運用方法の確立、訓練等を通じた実施体制の構築を推進する。

第 4 発行部署

- 区における罹災証明書発行部署は、住民基本台帳担当部署を中心とし、態勢・手順及び場所を防災危機管理課と連携しながら検討する。

- なお、必要に応じて消防署と前記の協定に基づき、発行窓口の開設時期、開設場所及び必要な情報について連絡会を開催し定める。
- また、平常時から区と消防署の連携要領を検討し、災害発生時には速やかに罹災証明書を発行する体制を構築する。

第5 発行手続き

- 区は、管内の被災者台帳を備え付け、その台帳によって被災者の申請により発行する。
- 罹災証明書の発行は、火災にあつては、消防署と連携する。
 - ・ 調査結果は、区の被災者台帳と整合性をもたせる。
 - ・ 罹災証明書の発行場所は、原則として、としまセンタースクエアとするが、それによりがたい場合には区が指定した場所とする。
 - ・ 罹災証明申請書の申請人押印は、省略する。

第6 証明の範囲

- 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、住家被害に係る次の事項を証明する。

1 全壊（焼）	2 大規模半壊	3 半壊（焼）	4 一部損壊
5 流出	6 床上浸水	7 床下浸水	
- なお、非住家や動産等に対する被害、人的被害の証明については、都ガイドラインに基づき原則として、被災者からの届出に基づき、「被災届出証明書」により届け出があったことを証明する。

第7 証明手数料

- 手数料は、事件の特殊性により免除する。
【参照：罹災証明書の様式(資料編 II 震災対策編第2部p. 85)】

第8 発行体制

- 区市町村が一体となって被災者生活再建支援業務を実施するため、都・区市町村において設置される「東京都被災者生活再建支援業務調整会議（仮称）」において、住家等の公的被害認定調査、罹災証明書発行等の調整を行う。
- また、住家等の被害認定調査及び罹災証明書発行の実効性を高めるため、情報の集約、発行窓口の整備、発行後の情報管理等に関して関係諸機関及び関係課と協議の上、住家等の被害認定調査実施計画及び実施マニュアル・罹災証明書発行計画及び発行マニュアルを整備し、適宜更新する。
- あわせて、生活再建支援体制についても、豊島区被災者生活再建支援検討会において全庁的に検討する。

